

第 27 期(2021 年度)福岡県社保協・第 1 回事務局会議

【日 時】 2021 年 7 月 6 日 (火) 17 時～

【会 場】 福岡県民医連 会議室 WEB会議 z o o m 使用

	出欠	役 職	氏 名	所属団体/地域社保協
1		事務局長	西村 一	福岡県民主医療機関連合会
2		事務局次長	岡本 政昭	北九州市社保協
3		事務局次長	福山 慶司	福岡県労働組合総連合
4		事務局次長	岡崎 誠	福岡県歯科保険医協会
5		事務局次長	上假屋 公明	福岡県保険医協会
6		事務局次長	吉原 太郎	福岡県商工団体連合会
7		事務局次長	草野 美紀子	新日本婦人の会福岡県本部
8		事務局次長	松尾 俊宏	福岡市社保協
9		事務局次長	山中 健	福岡県建設労働組合
10		事務局次長	七里 正昭	福岡県歯科保険医協会
11		事務局員	川上 祥子	福岡県民主医療機関連合会
12		事務局員	古田 耕生	福岡県民主医療機関連合会
オブ		会 長	田村 昭彦	福岡県保険医協会

※事務局員の交代について

27 期より事務局員の変更

変更前：藤野智明さん 変更後：吉田耕生（よしだこうせい）さん （福岡県民医連）

27 期事務局員

川上 祥子さん 吉田 耕生さん

1、この間の活動報告・庶務・渉外関係事項の確認

- ①6/01 (火) 第 26 期福岡県社保協第 12 回事務局会議⇒別紙報告
- ②6/02 (水) 中央社保協第 8 回運営委員会⇒別紙報告
- ③6/07 (月) いかんよ貧困福岡の会 博多駅前宣伝行動
- ④6/08 (火) 福岡県社保協第 27 回定期総会 ⇒報告事項にて
- ⑤6/15 (火) 「福岡県の社会保障」第 55 号発行⇒郵送済
- ⑥6/21 (月) 九沖ブロック社保協事務局長会議 ⇒別紙報告
- ⑥6/25 (金) 国保部会⇒別紙報告
- ⑦6/28 (月) いかんよ貧困世話人会 ⇒別紙報告
- ⑧7/02 (金) 後期高齢者行為連合議員への請願申し入れ
- ⑨7/05 (月) いかんよ貧困福岡の会 博多駅前宣伝行動
- ⑩福商連共済会総会 (6/27) 西村事務局長来賓あいさつ
- ⑪FAX メールニュース No.102 ⇒HP掲載
- ⑫高齢者福祉生協第 24 回通常総代会のご案内⇒メッセージ対応
- ⑬消費税各界連からのご案内
- ⑭日本高齢者大会 in ながの
- ⑮5/20 (木) 福商連県への申し入れ

2、報告・承認事項

- (1) 第 27 回総会の開催について

⇒別紙概要報告参照 加筆・修正行い最終確認 ※幹事会にて案とり
・オンライン開催・企画について等、次回の総会にむけての教訓
・「福岡県の社会保障」第55号掲載

- (2) 「2021年度中央社保協役員選出」のお願いについて⇒別紙参照
- (3) 中央社保学校参加申し込みについて
⇒別紙参照（チラシ・申し込み用紙）参加費各団体での負担とする
- (4) 中央社保協定期総会参加について
⇒県社保協HPに掲載
- (5) 自治体アンケートの取り組みの準備
①第1回選考会議 月 日（ ） 時～ ZOOM利用Web会議
アンケート内容の精査・確認
・7月13日の幹事会で、作成の主旨と内容について承認を得る ⇒延長
- (6) 2021自治体キャラバン統一要望書 ⇒次回事務局会議で提案
- (7) 福岡県の社会保障56号の発行について
7月16日（金） 16:00～ 編集会議
- (8) 国保部会関連
国保学習会の進捗状況 ⇒別紙チラシの確認
講師料：5,000円
- (9) 組織拡大の取り組み
①進め方 粕屋地区の民主団体からの立ち上げ

3、協議・検討事項

(1) 後期高齢者窓口負担2倍化法案を実施させない取り組み

6月4日、参議院本会議で「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」などを内容とする健康保険法等の一部改正案が、自民、公明、維新、国民民主各党の賛成多数で可決されました。立憲民主党と日本共産党は反対しました。このコロナ禍において、受診抑制による健康への影響の検証もなく、高齢者の必要な受診の機会を奪う法案を可決させた政府と与党には、実施させない運動に取り組んでいくことと共に、総選挙等できっぱりとNOを突きつける必要があります。

①後期高齢者広域連合議会への請願行動

○請願書

⇒別紙参照

○当日のスタンディング行動

⇒別紙参照

コロナ感染・熱中症に留意する

13:15～ 博多サンヒルズホテル前集合

13:15～ 14:00 スタンディング行動

※当日傍聴される方は50分まで

②今後の運動の提起

- 署名の取組み⇒中央統一の署名が降りてくるので全体で取り組む
次の通常国会に向けて、来年度予算に2倍化関連の予算を付けさせない運動として

○7月22日(木) 緊急の学習決起集会 (WEB)

○各地方議会・県議会への意見書行動

(2) 各署名の取組

- ①難病・長期慢性疾患対策の就労支援、治療と仕事の両立を求める個人署名
(取り扱い: 医労連) 期日 8月31日まで

郵送先⇒医労連 返信専用封筒あり

- ②天海訴訟団体署名

(取り扱い: 障福協) 期日 8月15日まで

郵送先⇒県社保協 返信専用封筒あり

- ③保険でよりよい歯科署名を

(取り扱い: 保団連: 歯科保険医協会) 期日

郵送先⇒県社保協 返信専用封筒あり

- ④新・生存権裁判福岡訴訟 (生活保護基準引き下げ違憲訴訟)

公正な審理を求め要請書 期日

郵送先⇒県社保協 返信専用封筒あり

4、情勢資料

- ①「介護保険料平均で6千円超」(「社会保険旬報」5/21号)
- ②高校就学支援金制度申請説明リーフ(文科省)⇒「マイナンバーの付記」記載
- ③福岡市の「子ども医療費助成」7/1から一部「改善」の記事
- ④その他西日本新聞より

5、その他

- ①ミニ学習会開催準備

・7月予定の幹事会

7	生活保護制度について	岡本	全生連
8	歯科口腔保健の推進について	七里、岡崎	
9	障害福祉について	山中	障福協

- ②中社保協学習会のご案内

7.6 学習会の案内

6、今後のスケジュール

■次回事務局会議 7月6日(火) 8/3(火) 9/7(火) 10/5(火) 11/2(火) 12/7(火)
1/4(火) (要相談) 2/1(火) 3/1(火) 4/5(火) 5/10(火) 6/7(火)

■幹事会 7月13日(火) 9/14(火) 11/9(火) 1/11(火) 3/8(火) 5/17(火)

※福岡県民医連会議室・ZOOM使用含んで、当面 Web 会議

第26期(2020年度)福岡県社保協・第12回事務局会議報告

【日時】 2021年6月1日(火) 17時~18時

【会場】 福岡県民医連 会議室 WE B会議Zoom使用

出欠	役職	氏名	所属団体/地域社保協
1	○ 事務局長	西村 一	福岡県民主医療機関連合会
2	○ 事務局次長	岡本 政昭	北九州市社保協
3	○ 事務局次長	福山 慶司	福岡県労働組合総連合
4	○ 事務局次長	岡崎 誠	福岡県歯科保険医協会
5	○ 事務局次長	上原屋 公明	福岡県保険医協会
6	欠	吉原 太郎	福岡県商工団体連合会
7	○ 事務局次長	草野 美紀子	新日本婦人の会福岡県本部
8	欠	松尾 俊宏	福岡市社保協
9	○ 事務局次長	山中 健	福岡県建設労働組合
10	○ 事務局員	七里 正昭	福岡県歯科保険医協会
11	○ 事務局員	川上 祥子	福岡県民主医療機関連合会
12	○ 事務局員	藤野 智明	福岡県民主医療機関連合会
オブ	○ 会長	田村 昭彦	福岡県保険医協会

1. この間の活動報告・庶務・渉外関係事項の確認

- ①4/28(木) 第26期福岡県社保協第11回事務局会議⇒別紙報告
- ②5/10(月) いかんよ貧困福岡の会博多駅前宣伝行動
- ③5/11(火) 第26期福岡県社保協第6回幹事会⇒別紙報告⇒原告請求棄却の不当判決
- ④5/12(水) 生存権裁判福岡地裁判決⇒別紙報告
- ⑤5/24(月) いかんよ貧困世話人会
- ⑥福岡県社保協 Fax Mailニュース No.96~100 ⇒HP掲載
- ⑦いかんよ貧困ニュースレター(5/19) ⇒HP掲載
- ⑧千葉地裁の判決に断固抗議する 障全協(5/19) ⇒HP掲載
- ⑨福岡連総会(5/23)
- ⑩歯科保険医協会総会(5/29)
- ⑪福建労総会
- ⑫労連からの申し入れについて
『赤十字九州ブロック血液センターの「難病就労支援」を実現するための団体署名等の取り組み要請について』について⇒団体署名添付の資料に沿って説明がされ、幹事会への提案が確認された

2. 協議・検討事項

- (1) 第27回総会の開催について ⇒6/20まで「緊急事態宣言」延長のため
- ①日時6月8日(火) 16:00~18:00
- ②開催方法 ⇒オンラインで総会基本に会場も確保する ZOOMオンライン開催
 - ・福岡会場：県民医連会議室 北九州会場：健和会大手町病院会議室、
 - ・オンライン参加ができない団体についての対応
- ⇒緊急事態宣言中の為、北九州会場は法人の方針により貸出中止となった。県民医連会議室は10人以下の使用として、親仁会会場と県労連会場に各一名の会場参加を依頼することとした。⇒署名議決とする⇒今回無懸

③議案書の確認 →特に異論はなく下記を確認した。

○構成について

表紙⇒目次⇒メッセージ紹介⇒議案書総括⇒取り組み報告⇒活動事例⇒活動方針⇒決算・予算⇒会計監査報告⇒27期役員体制⇒アピール文書⇒メモ用紙⇒資料・統計(別紙綴じ)⇒請願書(別紙綴じ)⇒FAXニュース(No.100まで)

○本日確認後 6月2日(水)印刷 6月3日(木)幹事・各団体に発送

○メッセージを頂いている団体

- ・立憲民主党
- ・日本共産党
- ・福建労
- ・歯科保険医協会
- ・福岡県民医連
- ・中央社保協 回答まち

④当日進行の確認 ⇒別紙プログラム

- ・発言者の状況⇒8団体8名の方に依頼している。その他に当日会場から挙手があればその方も発言していただくことも含めて確認した
- ・新任の挨拶・退任の挨拶⇒代表で各一名ずつ挨拶を頂くことを確認した

(2) 国保の「学習会」開催について

○目的 ⇒2021年4月に福岡県は国保運営方針改定版を出した。県は国保加入者の約半数が65才以上、前期高齢者が占めていることを示し、財源確保が困難であることに触れている。しかし、国に要望するということに終始し、実際の運営については、法定外繰り入れの廃止、国の医療費適正化政策を推進する立場をとっている。このままでは、県単一化に向けた議論が加速し、それしかないという結論に至ることも限らない。また、この間の自治体アンケートから見ても、適正化がすすめば、強引な滞納差押が増えることがわかります。今回の学習会を通じて、今後、県への要望や、各自治体との懇談に活かされるものにする。

○日程：8月23日(月)24(火)25(水)講師OK オンライン[ZOOM]開催
⇒8月25日の方向性を確認した。ただし平日で参加組織が限られるので次回からは、土・日を検討してほしいとの要望が出た。

○時間：15時~16時半までの間で設定。1時間30分程度

○対象：県社保協団体を中心に国保運動を一緒に推進していく方

○内容：1部)「福岡県国保運営方針中間見直しの概要」(福岡県社保協・西村事務局長)
2部)「今後の国保改善運動にむけて(仮)」(埼玉県社保協・川嶋芳男事務局長)
⇒川嶋様 了解済

(3) 自治体アンケートの取り組みの準備

①2020年選挙メンバー

- 事務局長 西村
- 事務局次長 (岡崎) 国保部会(手島)
- 事務局員 (藤野)
- あかつき印刷 (松尾)

2021年選挙メンバー

②第1回選考会議 7月 日 (金) 時～ ZOOM 利用 Web 会議
アンケート内容の精査・確認
③スケジュール

7月末にまでに項目を決めて自治体に郵送
・項目については、前年の内容を基本とする
・コロナ関連加える
・7月13日の幹事会で、作成の主旨と内容について承認を得る

(4) 2021自治体キャラバン統一要望書 → 次回事務局会議で提案
→ 昨年よりも早期に取組み、幹事会でのアンケート学習内容が反映したものを作成することが確認された

3. 当面の取り組み

(1) 「75歳以上の窓口負担2割負担導入、中止・撤回」を求める行動
7月：後期高齢者広域連合議会予定 → 請願内容の次回提案を確認した。

(2) 組織拡大の取り組み

- ・ 25期 直轄社保協
 - ・ 26期 粕屋地区社保協 遠賀・中間地区社保協 嘉飯山地区社保協
- 当面の取り組みとして、粕屋地区社保協から開始することが確認された。

5. その他

①ミニ学習会開催準備

・ 7月予定の幹事会 → 下記について1週間前までの資料提出をお願いした。

7	生活保護制度について	岡本	全生連
8	歯科口腔保健の推進について	七里、岡崎	
9	障害福祉社について	山中	障福協

②情勢資料

→ 国民投票法改正案、休職がとれない保育士・ヤングケアラー増え悩み・医師の健康確保改正・コロナ療養中女性の自殺の記事について紹介

③行事予定

- ・ 6/21 九沖・ブロック社保協事務局長会議
- ・ 7/10 中央社保協総会
- ・ 8/28～29 中央社保協「社保学校」 → 別紙案内
→ オンライン開催の為、一般の方もホームページより参加可能とのこと

6. 今後のスケジュール

■ 次回事務局会議 7月6日(火) 8/3(火) 9/7(火) 10/5(火) 11/2(火) 12/7(火)
1/4(火) (要相談) 2/1(火) 3/1(火) 4/5(火) 5/10(火) 6/7(火)

■ 幹事会 7月13日(火) 9/14(火) 11/9(火) 1/11(火) 3/8(火) 5/17(火)

※福岡県民医連会議室・ZOOM使用食んで、当面Web会議

2020年度中央社保協第8回運営委員会報告

2021年6月2日(水) 13時半～ Web(Zoom) 会議

【出席確認】

○代表委員

住江(保団連) 山田(民医連) 前田(全労連) 鎌倉(医労連)
寺川(東京) 安達(大阪)

○運営委員

白沢(山崎) 韓全勲(韓全勲) 池田(新婦人) 中山(宇野) (全商連)
西野(全生連) 藤原(農民連) 比谷(福祉保育労) 村田(全教)
(建交労) 梅津(共産党) 大門(国公労連)
上野(保団連) 山之内(医療福祉生協連) 久保田(民医連)
小泉(自治労連) 高橋(宮城) 川嶋(埼玉) 藤田(千葉)
沢野(北海道) 根本(神奈川) 寺越(石川) 小松(愛知)
畑田(東京) 根本(神奈川) 西村(福岡)
寺内(大阪) 楠藤(徳島)

○事務局

山口、星盛、I藤(保団連)、山本(民医連)、寺岡(全労連)

下線 参加者 (Web参加含む)

<報告事項> 資料参照

4月 27日(火) 第8回代表委員会
28日(水) 衆議院厚生労働委員会要請
30日(金) 25条共同打ち合わせ
5月 1日(土) 第92回メーデー
3日(月) 「平和といのちと人権を！5/3憲法入行動」
4日(火) 社会保険人門テキスト執筆者打ち合わせ
5日(水) 川崎市中原区社保協学習会
7日(金) 75歳以上窓口負担2割化反対同会行動
11日(火) 介護集会等打ち合わせ
25条共同事務局会議
滞納処分対策会議総会
12日(水) 第7回運営委員会
「デジタル改革関連法案」「窓口負担2倍化法案」
「土地利用規制法案」反対定例会行動
13日(木) 衆議院厚生労働委員会要請

14日(金)

「4」の日報転送

※「介護をよくなるアクション月間」と共同

・12時～13時 柴鴨駅前

・参加 22人(中央社保協2、全労連3、日本医
労連8、全商連1、日本高齢期運動連絡会1、
東京社保協1、東京地評1、東京民医連2、東京医
労連3)

・署名 いのちを守る署名 7

ストップ「介護崩壊」 13

75歳以上窓口負担2割化撤回 5

15日(土) 日本高齢期運動連絡会総会

18日(火) 会計監査

19日(水) 介護・7団体会談

税研集会実行委員会

20日(木) いのちを守る署名提出集会

75歳以上窓口負担2倍化法案署名提出集会

22日(上) 高知県社保協総会

25日(火) 25日御茶ノ水宣伝行動

・参加 全生連、全日本民医連、日本高齢期運動連絡
会、社保協 12人

参議院議員傍聴行動、国会前行動

26日(水) 定例会行動

子供医療費無料化ネットワーク院内集会

介護集会実行委員会

いのちを守る緊急行動打ち合わせ

27日(木) いのちを守る国民集会実行委員会

28日(金) 第48回社保学校実行委員会

29日(土) いのち・くらし研修会(～30日)

31日(月) 75歳以上窓口負担2割化法案参議院参考人質疑

※日本高齢期運動連絡会古岡代表委員意見陳述

1日(火) 75歳以上窓口負担2割化法案、傍聴・国会行動

25条共同事務局会議

第9回中央社保協代表委員会

介護・障害者部会

第8回中央社保協運営委員会

<加盟団体報告（一部）>

・H本医労連

31日、介護・福祉のコロナアンケート調査の結果の記者会見、マスコミ4社が取材した。現場の人員不足に加え、メンタルの問題が介護・福祉従事者の中に生じていて、49%が年取下がっている等の実態を報告した。

・神奈川県社保協

75歳以上窓口負担2倍化法案反対署名12500筆を超えた。今後の運動にどうつながっていくかが重要。

アスベスト裁判の勝利は大きな成果。

6月19日に総会を予定している。

・千葉県社保協

75歳以上窓口負担2倍化の問題は、地元議員への要請を集中して取り組んでいる。一括法案で国保の問題も含まれているが、法案の内容が職員にもなかなか知られていないことを感じる。

障害者の介護保険65歳問題、犬海訴訟は不当判決。さらに支援、運動を広げていかないといけない。

・福岡県社保協

75歳以上窓口負担2倍化について、月曜日に定例宣伝を実施している。地元西日本新聞が不十分なところもあるが「法案について徹底して審議を」とする社説を出した。

・保団連

75歳以上窓口負担2倍化法案は、3日にも審議不十分のまま採決強行されようとしている。国会開会中はもちろん、選挙に向けて声を上げ続けよう。

・東京社保協

東京都議会が開会。国保料の高勝が都内は大きい。都立病院統合問題とともに、都議連の争点になるよう取り組みを強化する。

・全生連

いちらのとりで裁判支援を引き続きお願いする。6月26日に原告交流集会が予定されている。ぜひ参加を。京都の裁判が結審し、9月14日に判決が出ることにになった。署名等改めて要請する。

<協議事項>

◆情勢の特徴

1.国会情勢

国会閉会（16日）会期末へ、悪法の強行狙う。

医療法一部改正案、デジタル庁設置法案、上地区画整理法案等の強行。

健康保険法一部改正法案（75歳以上窓口負担2倍化法案）は、参議院厚生労働委員会で31日に参考人質疑が行われ、1日に菅首相参加の質疑、6月3日野党質疑と、審議日数4日（参考人質疑含む）、審議時間は24時間5分（参考人質疑含む）で、コロナ感染の質疑に集中する状況の下、法案審議不十分のまま、採決強行されました。採決は、立憲民主党、共産党が反対。

2.財政制度等審議会が中長期的な財政健全化方策建議（意見書）

5月21日、財政制度等審議会が新型コロナウイルス禍への対応や中長期的な財政健全化の方策として「建議（意見書）」を財務相に提出しました。

当面の新型コロナウイルス対応とともに、後期高齢者が急増する令和4年度からの3年間は社会保障分野の歳出で「一貫した改革努力が求められる」と明記し、政府が6月に決定する「骨太方針」への反映を目指すもので、「医療提供体制の改革無くして診療報酬改定なし」など、社会保障削減策の更なる強行姿勢をあらわにしています。

3.全労連など 最低生計費示し最賃一律1500円に

全労連・国民参画委員会は31日、昨年まで6年間で取り組んだ22都道府県の最低生計状況試算調査結果について厚生労働省で会見し、最賃賃金全国一律、時給1500円実現に踏み出すべきだと強調しました。

全労連・小畑議長は、「コロナ禍でも、諸外国では将来を見据え、最賃を引き上げている。日本でも、地域経済を活性化させ、女性や非正規雇用が多いエッセンシャルワーカー（国民生活を支える労働者）のため、8時間働けば普通に暮らせる最賃にするため、全国一律1500円に引き上げるべきだ」と強調。それと一体に中小企業支援策や、消費税引き下げを求めました。

最低生計費調査は、6年で3万4000人分のデータを収集。昨年調査の4県では、茨城1687円、長野1699円、岡山1657円、沖縄1642円（時給換算、20代単身男性モデル）となっています。

調査を監修する中野秀一静岡県立短大准教授は消費税10%増税の影響で増額傾向にあるとしたりえで、「全国どこでも生計費に格差はない。全国一律にすべき根拠になる」と述べました。（赤旗 6/1付け）

(1) いのちを守る緊急行動（案）について

5月20日のいのちを守る署名提出行動後、今後の取り組みについて、署名の推進を含め、署名推進団体間で打ち合わせを行いました。

改めて、全国的な運動提起について、「いのちを守る緊急行動（案）」として提起され、5月26日、31日と打ち合わせを行いました。

総選挙を控え、政府に政策転換を求め、国民の怒りを示していく行動が重要であり、9月に全国的な大行動を計画することで協議を重ねます。

(2) 当面する国会行動等について

①健康保険法（75歳以上窓口負担2倍化法案）反対の取り組み

参議院に審議入りし、衆議院の審議で明らかになった問題点を明らかにし、反対の世論の集中等で、審議徹底と続案を要求して、議員要請、署名等を強めることが求められます。

・署名～6月3日時点で、105万5181筆を集約しました。

・議員要請～国会での厚生労働委員会委員要請

地元選出議員への要請

全国からのFAX要請

・国会行動～厚労委員会のリアル傍聴、インターネット視聴を呼びかけ、厚労委員会の日程をにらみ随時緊急に、国会前集会、議員面会所行動などを提起しました。

・宣伝活動～一言アビールボードの活用、それを一人一分間動画、静止画を撮影し、保団連に集約しTwitterで拡散。

緊急事態宣言下でコロナ感染に注意し、可能な形での街頭署名宣伝、スタンディング宣伝。

・世論形成～高齢者生活実態アンケート結果について、さらに高齢者の実態を知らせる。

5月31日の参議院厚労委参考人質疑で、日本高齢期運動連絡会吉岡代表委員が意見陳述しました。（意見陳述原稿参照）

・具体行動案

医団連、年金者組合、日本高齢期運動連絡会、中央社保協等の共同で呼びかけを進めました。

※現在設定の日程案（チラシ参照）

・6月1日（火）厚生労働委員会傍聴行動（9時半、13時参議院議員面会所集合） 午後も継続して取り組みます

国会前集会（12時30分 参議院議員会館前）

・6月3日（木）厚生労働委員会傍聴行動（9時半 参議院議員面会所集合） 午後は、院内集会終了後傍聴行動

「75歳以上窓口負担2倍化許すな」院内集会

（12時30分 衆議院第二多目的会議室）

※採決強行で、「抗議集会」として実施しました。

・6月15日（火）「75歳以上窓口負担2倍化許すな」全国一斉宣伝行動

※年金者組合の年金宣伝と共同し、各地域での宣伝行動を計画します。詳細は、改めて連絡。

②定例会行動予定

6月9日の水曜日、12時15分から衆議院第二議員会館前で開催。

今国会最後の国会行動。

今国会の署名推出は、6月3日が最終締め切りです。署名は秋の臨時国会冒頭に提出します。。

③宣伝行動（日程参照）

・社会保険拡充宣伝行動

6月14日（月）、25日（金）の宣伝行動、消費税廃止各界連岩名宣伝行動、25条共同宣伝行動等に、感染対策をとって引き続き取り組みます。

・75歳以上窓口負担2倍化を許さない緊急宣伝

※年金者組合の年金宣伝に共同して、各地のターミナル宣伝・スタンディング行動を提起します。

中央加盟団体は、以下の行動に結集ください。

・6月15日 12時～13時

・新宿駅東口アルタ前

(3) 2021年度第65回全国総会に向けて

1. 日程 7月10日（土）13時半～16時半

場所 Web会議（メイン会場は、全労連会議室）

※会場参加は、都内の役員、中央団体に限定します

2. 参加申し込みは、グループフォームからの申し込みをお願いします。

また、例年通りに、加盟団体取り組み報告、学習会集約、署名集約、地域社保協集約を要請します。

3. 総会議案（第一案）の検討について

第一案案について意見交換し、「全世代型社会保障政策に対抗し、『人権としての社会保障』確立」、「コロナ感染禍の下での医療等の現場ならびに地域住民の暮らしの実態」、「地域での運動前進とさまざまな要求の実現」等について補強し、第二案をまとめ、代表委員会、運営委員会と再度協議する。

4. 役員体制について

2021年度役員体制について、各役員団体に引き続き要請します。

・代表委員会

※役員交代、補強等について、事務局体制の強化を展望して要請、協議します。

・運営委員会

※中国ブロックをはじめ、未選出となっているブロック、団体からの運営委員補充、交代等について要請、協議します。

5. 財政について

5月18日に2020年度決算の会計監査を行いました。

コロナ禍の影響もあり、これまでの未払金等の解消はなされましたが、社会保障誌については、改善はありませんが赤字線り越しとなっています。

次年度予算案では、運動方針を補強する立場から、地域での活用、中央社保学校での活用などについて、新たに検討し予算案を検討します。

6月末に代表委員会、総会前の運営委員会、決算報告・予算案について確認します。

(4) 地域社保協の結成、再建へ（総会方針参照）

1) 地域社保協つくりパンフについて

①構成案の第1章、2章について、「各地域社保協からの実践・経験の投稿」を募集し、あわせて、県・地域社保協の組織実態について、アンケートを検討します。

全国の過半数の自治体で地域社保協つくりを進めるために、様々な地域での経験や苦勞、努力を交流し、これから地域で社保協を結成しよう、また結成したものの上手くいっていないところを知恵と力が湧いてくるように全国の力を結集します。

地域社保協つくりパンフは、中央社保協ホームページに、データで掲載します。

◆構成案

- ✓ 第1章：地域社保協の具体的な活動や制度改善などの成果
- ✓ 第2章：地域社保協結成、組織運営の具体例
- ✓ 第3章：地域共生社会、自治体戦略など政府の政策の中でどう社会保障運動を組み立てるか
- ✓ 第4章：地域社保協運動交流集会を Web 開催し、その内容を掲載する

②地域社保協運動交流集会について、実行委員会を立ち上げ、来年度中の開催を目指します。

パンフつくりチームの県社保協代表、運営委員団体の構成〈案〉で実行委員会を検討します。

2) 社会保障入門テキストについて

地域社保協結成に向け、「社会保障入門テキスト」を作成し、社会保障誌2021秋号に掲載し、8月の中央社保学校で講座を予定します。

青年のフリーマーケットを基本に、「社会保障」について、青年、ベテランも合わせて学び、活用できるテキストを目指します。

入門テキストの発行部数の確認の必要があり、加盟団体、各県社保協にテキストの活用についての検討を要請します。

(5) 第48回中央社保学校について

・5月28日に実行委員会を開催し、チラシ、参加要項について確認し、募集を開始しました。

チラシ、参加案内に基づき、案内を広げ、参加を呼びかけてください。団体参加の募集についても準備します。

(6) 共同行動の取り組み

①25条共同行動実行委員会は、全世代型社会保障検討会議政策に対する「自助、共助、公助」論批判の共同アピールを呼びかけています。

秋の総選挙に向けて、社会保障拡充の世論を大きく巻き起こしていくことを目的に実施し、5月末時点で、111団体・個人から賛同が寄せられています。

社保協加盟組織にアピールへの賛同を呼びかけます。

個人からの賛同もお願いでおり、団体と合わせ役員個人からの賛同もお願いします。

②アピール賛同呼びかけを進めながら、自助・共助・公助論を批判し、全世代型社会保障政策に反対し、社会保障への国の責任を求めることを主旨に「私たちが求める社会保障（仮）」について実行委員会で検討し、幅広く地域住民に向けて呼びかけるチェンジオログ・ネット署名に取り組みます。

署名呼びかけ、URLの拡散を行います。

「緊急要求～コロナ禍にあつて、わたしたちのいのちと暮らしを犠牲にしない対策を求めます」

「基本要求～すべての人のいのちと暮らしが守られる社会・制度を実現して

ください」

チェンジオログ URL は以下の通り。

- ◆緊急要望 <http://chng.it/Hd8QY6Gk>
- ◆基本要項 <http://chng.it/jpwmr86y>

5. 今後の日程

- ①いのちのとりにて裁判全国アクション第6回総会・原告交流集会
「勝訴判決を力に前へ～原告・弁護士・支援者がひとつに～」
・6月26日(土) 13時～ 全国総会

13時50分～ 原告交流集会

※以下のGoogleフォームより6月20日までに申し込み

<https://forms.gle/uU62WBF3VEqukPFMS>

②ブロック会議日程

6月10日(木)	関東甲ブロック
11日(金)	北海道・東北ブロック
15日(火)	四国ブロック 近畿ブロック
16日(水)	東海ブロック
18日(金)	北信越ブロック
21日(月)	九州・沖縄ブロック 中国ブロック

③次回日程

7月7日(水) 13時半～ Web会議

九州・沖縄ブロック社保協 事務局局長会議報告

開催日時：2021年6月21日(月)13:30～16:30

会場：各県 Zoomにて入る

出席：【○】西村(福岡)、【欠】船津(佐賀)、【○】吉田(長崎)、14時まで
【○】佐藤(大分)【欠】藤田(熊本)、【○】高柳(宮崎)、【○】日高(鹿児島)、
【○】高崎(沖縄)

中央社保協：山口事務局長【○】 是枝次長【○】

【報告・協議事項】

1. 中央社保協第8回運営委員会報告(6/2)

① 中央社保協総会の討議

- ・総会関連で、各社保協の取組状況等25日までにお願いしたいとのこと。
- ・参加の申し込みの依頼も合わせて行われた。
- ・議案書について4つの基調について報告、社保を守らない政治の転換を求めるところとした。地域社保協からの要望等も取り入れる。

② 各取組の意思統一

- ・中央社保協学校→内容、申し込み方法、参加促進など報告
- ・いのちの署名について、改めて新署名に取り組み、10月に集会等の企画も予定
- ・地域社保協つくりにパンフについて投稿をお願いします。
- ・入門テキストについて、社保の機関紙に掲載する、事前に注文をとる。
- ・弁護の提言(案)について、提言に対する積極的な、ご意見、感想が寄せられた。それらを尊重する上でも案取りはせず、以降も議論をするために活用していただけるようにしたい。今後講師等の要請についても答えていきたい。

2. 各県社保協の報告

○長崎

文書報告とした。

○大分

- ・総会はコロナ禍のため文書総会とした。
- ・「介護保険をよくする会の大分の会」とともに独自署名1337筆を大分市に提出
- ・6月30日に大分市と国保交渉を行う予定、コロナの影響を受けている飲食店の国保料引き下げについても要望する。
- ・無人駅の取組、別府市社保協の立ち上げについて、引き続き第2回公判が継続していること等の見通しが報告された。また、子ども医療費の完全中学校までの無償化についても運動の重点として取り組んでいる。

○宮崎

- ・6月12日のコロナなんでも相談会を実施した。この間2か月1回継続して取り組

んでいる。3件の相談があり、アルバイト先が7月まで、その後どうしたらよいか不安等、切実な相談が寄せられた。

- ・4月24日に24名の参加で総会を開催した。
- ・フードバンクの取組みについて県と懇談する。

○鹿児島

- ・自治体への陳情等について、郵送で全自治体に送るということもできるが、実効性に欠けるところもあり、持ち込みを重視すること、鹿児島市は、意見書決議は請願のみ取り扱うこととなっている。
- ・6月議会に地域医療構想の問題について、陳情を行う。
- ・地域社保協の南薩立ち上げの実行委員会を開催予定
- ・44条、77条減免について、2019年度より、2020年度に大幅に増えている。

○沖縄

- ・5月29日開催の定期総会について報告を受けた。県知事をはじめ、各自治体からのメッセージが有ることが特徴的、出だしは「はいさい ぐすーよー ちゅうがなびら」ではじまるのがおもしろい。
- ・要請書2021年バージョンを作成した。
- ・現物給付への国のペナルティーを全廃させ、18歳までの子ども医療費の無償化制度実現を求め、同制度について賛同のメッセージが22市町村より届いている。

○福岡

- ・総会報告を行った。WEBを使用し学習会等はずせずに、各団体から、議案を補強する立場で発言をいただき、議案を深めた
- ・北九州市社保協の電話相談会、大牟田市社保協のオリエンティング中止を求める、自治体への要請行動について紹介した。
- ・中間市立病院の廃止と、それを推進した、市長が選挙で再選された事を報告、しかし、反対派とは僅差の結果となった。
- ・生活保護引下げ違憲訴訟、消費税引き下げの学習会について概要を報告した。
- ・国保の取組では学習会の予定をしていることを報告。

次回日程

2021年 月 日() : 会場()

国民健康保険の保険料・窓口負担減免に係るアンケート調査票

記入日

都道府県名

市町村名

担当課

記載者名

連絡先

1. 国民健康保険法77条（保険料の減免）について

【2019年度分】

①申請件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
②減額適用件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
③免除適用件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
④減免の総額	<input type="text"/>	円
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	円

【2020年度分】

①申請件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
②減額適用件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
③免除適用件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
④減免の総額	<input type="text"/>	円
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	円

2. 国民健康保険法44条（医療費窓口負担の減免）について

【2019年度分】

①申請件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
②減額適用件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
③免除適用件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
④減免の総額	<input type="text"/>	円
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	円

【2020年度分】

①申請件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
②減額適用件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
③免除適用件数	<input type="text"/>	件
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	件
④減免の総額	<input type="text"/>	円
※内コロナ禍による	<input type="text"/>	円

3. コロナ禍による傷病手当件数について

【2020年度分】

①申請件数	<input type="text"/>	件
②受理件数	<input type="text"/>	件
③支払総額	<input type="text"/>	円

【返送先】

福岡県民主医療機関連合会
〒812-0011
住所 福岡市博多区博多駅前1-19-3 2F
担当者 西村、吉田、川上

※コロナ禍が原因となって適用した件数、金額を記入して下さい。

①申請件数 ～ ④減免の総額には、コロナ禍を含めた総件数、総額を記入して下さい。

1. 国民健康保険法77条（保険料の減免）について

2019年度(2019年4月～2020年3月)

①申請件数	②減額適用件数		③免除適用件数		④減免の総額	
	※内コロナ補よる		※内コロナ補よる		※内コロナ補よる	

NO	福岡県	回答状況	①申請件数	②減額適用件数	③免除適用件数	④減免の総額	※内コロナ補よる			
1	北九州市	○	7534	1610	7534	1640	0	353,702,070	54,715,270	
2	福岡市	○	14466	8615	0	0	10517	557,186,110	175,222,900	
3	大牟田市	○	157	152	155	152	2	6,054,100	5,954,800	
4	久留米市	○	1362	1325	1362	1325	0	46,517,160	45,478,200	
5	直方市	○	107	95	21	21	79	3,631,710	3,471,269	
6	飯塚市	○	431	241	371	221	0	10,009,936	6,826,213	
7	田川市	○	38	0	25	0	0	700,100	0	
8	柳川市	○	161	151	81	75	48	3,645,500	3,552,500	
9	八女市	○	37	0	0	0	0	992,000	-	
10	筑後市	○	49	49	24	24	16	1,800,300	1,800,300	
11	大川市	○	83	73	73	73	10	3,553,200	3,271,100	
12	行橋市	△								
13	豊前市	○	28	24	25	21	25	418,500	365,000	
14	中間市	○	124	88	122	88	0	5,577,000	2,842,900	
15	小郡市	○	106	105	93	93	12	4,463,700	4,440,000	
16	筑紫野市	○	305	158	254	156	0	5,737,200	2,586,500	
17	春日市	○	300	162	265	149	33	8,858,000	5,263,900	
18	大野城市	△								
19	宗像市									
20	太宰府市	○	120	1	0	0	0	3,038,500	6,500	
21	古賀市	○	147	145	60	60	72	3,026,700	302,670	
22	福津市	○	114	112	45	43	31	2,683,200	2,605,900	
23	うきは市	○	138	113	125	106	8	5,339,750	3,359,500	
24	宮若市	○	10	0	7	0	3	248,600	-	
25	嘉麻市	○	72	45	72	45	0	2,829,300	1,913,100	
26	朝倉市	○	61	61	61	61	0	2,748,000	2,748,000	
27	みやま市	○	5	0	0	0	5	126,600	-	
28	糸島市	×								
29	那珂川市	×								
30	宇美町	○	67	63	61	59	6	2,588,400	2,418,700	
31	篠栗町	○	68	43	65	40	0	1,890,100	1,021,600	
32	志免町	○	52	42				1,551,700	1,330,800	
33	須恵町	○	12	0	0	0	12	1,150,100	0	
34	新宮町	○	26	1	0	0	26	1,202,400	15,100	
35	久山町	○	11	11	10	10	0	369,900	369,900	
36	粕屋町	○	8	3	3	2	5	216,583	57,583	
37	芦屋町	○	50	43	49	43	1	1,501,300	1,430,900	
38	水巻町	○	61	61	9	9	50	1,622,900	1,622,900	
39	岡垣町	×								
40	遠賀町	△								
41	小竹町	○	20	8	20	8		記載なし	269,300	
42	鞍手町	○	1	0	1	0	0	202,200	-	
43	桂川町	○	23	23	18	18	0	743,200	743,200	
44	筑前町	○	7	0	7	0	0	79,600	-	
45	東峰村	○	7	7	7	7	0	237,600	237,600	
46	大刀洗町	○	1	0	0	0	1	42,800	-	
47	大木町	○	2	0	2	0	0	165,600	-	
48	広川町	△								
49	香春町	○	28	28	28	28	0	595,900	28	
50	添田町	○	9	8	8	8	1	350,500	282,500	
51	糸田町	○	28	0	28	0	0	543,900	-	
52	川崎町	○	0	0	0	0	0	0	0	
53	大任町	○	0	0	0	0	0	0	0	
54	赤村	○	0	0	0	0	0	0	0	
55	福智町	○	33	33	13	13	20	827,600	827,600	
56	河田町	○	36		36			1,035,400		
57	みやこ町	○	43	20	41	18	0	706,000	330,600	
58	吉富町	○	19	19	19	19	0	516,900	516,900	
59	上毛町	○	4	0	4	0	0	31,800	0	
60	築上町	○	25	24	16	15	9	398,200	370,200	
小計		53	26596	13762	11220	4650	10992	5906	1,051,457,819	338,571,933

NO	佐賀県	回答	①申請件数	②減額適用件数	③免除適用件数	④減免の総額	※内コロナ補よる			
1	佐賀市	○	202	0	156	0	40	6,005,400	-	
2	唐津市	○	370	335	154	123	141	11,555,500	10,595,500	
3	鳥栖市	○	33	0	33	0	0	1,871,000	-	
4	多久市									
5	伊万里市									
6	武雄市									
7	藤島市									
8	小城市									
9	嬉野市									
10	神埼市									
11	吉野ヶ里町									
12	基山町									
13	上峰町									
14	みやき町									
15	玄海町	○	7	7	4	4	3	135,800	135,800	
16	有田町	○	43	41	26	26	17	1,334,400	1,214,700	
17	大町町	○	4	4	4	4	0	359,500	359,500	
18	江北町									
19	白石町									
20	太良町	○	2	0	2	0	0	179,600	-	
小計		7	661	387	379	157	201	157	21441200	12305500

合計	60
----	----

回答率	全体	75%
	福岡	88%
	佐賀	35%

2020年度(2020年4月~2021年3月)

NO	福岡県	回答状況	①申請件数		②減額適用件数		③免除適用件数		④減免の総額		
				※内コロナ補よる		※内コロナ補よる		※内コロナ補よる		※内コロナ補よる	
1	北九州市	○	6950	1923	6950	1923	0	0	631,306,040	368,137,350	
2	福岡市	○	13643	8615	0	0	11143	7115	1,576,183,420	1,305,125,100	
3	大牟田市	○	662	191	562	97	100	94	60,257,100	33,928,000	
4	久留米市	○	2017	1770	1777	1552	0	0	291,943,700	280,109,300	
5	直方市	○	104	95	22	22	80	71	23,432,551	23,186,917	
6	飯塚市	○	428	277	380	257	0	0	49,566,668	45,425,067	
7	田川市	○	99	60	43	26	44	43	15,486,000	14,973,800	
8	柳川市	○	200	162	113	83	55	50	25,495,800	23,134,900	
9	八女市	○	286	254					30,903,000	29,415,500	
10	筑後市	○	61	61	30	30	24	24	12,846,100	12,846,100	
11	大川市	○	97	84	84	84	13	0	18,517,400	18,072,200	
12	行橋市	△									
13	豊前市	○	45	30	37	23	37	23	4,561,500	4,265,900	
14	中間市	○	163	116	158	113	0	0	24,149,300	20,672,700	
15	小郡市	○	129	119	65	55	62	62	25,031,300	24,872,500	
16	筑紫野市	○	367	201	315	199	0	0	34,543,500	31,987,200	
17	春日市	○	420	230	229	104	132	116	47,148,000	44,140,300	
18	大野城市	△									
19	宗像市										
20	太宰府市	○	237	113	0	0	0	0	25,943,200	21,142,000	
21	古賀市	○	208	203	82	84	105	104	35,409,100	35,020,300	
22	福津市	○	121	119	50	48	33	33	18,952,400	18,900,900	
23	うきは市	○	135	122	76	67	54	50	21,624,700	20,864,300	
24	宮若市	○	40	32	31	25	7	7	5,729,700	5,242,300	
25	嘉麻市	○	83	50	83	50	0	0	12,680,400	12,203,600	
26	朝倉市	○	68	68	68	68	0	0	15,315,800	15,315,800	
27	みやま市	○	42	28	29	28	13	0	6,622,500	6,421,200	
28	糸島市	×									
29	那珂川市	×									
30	宇美町	○	90	77	55	44	35	33	16,563,500	16,195,200	
31	藤栗町	○	68	43	65	40	0	0	9,949,110	9,554,110	
32	志免町	○	72	43					8,844,200	7,113,500	
33	須恵町	○	43	36	15	15	28	21	527,700	7,344,800	
34	新宮町	○	79	52	0	0	73	47	11,092,800	9,361,700	
35	久山町	○	30	30	29	29	0	0	4,791,800	4,791,800	
36	粕屋町	○	30	23	23	18	6	4	3,503,277	3,344,177	
37	芦屋町	○	58	51	32	28	26	23	8,604,800	8,476,900	
38	水巻町	○	79	79	12	12	67	67	12,895,200	12,895,200	
39	岡垣町	×									
40	遠賀町	△									
41	小竹町	○	22	8	22	8			記載なし	2,572,700	
42	鞍手町	○	19	18	18	17	0	0	3,340,300	3,224,500	
43	桂川町	○	23	23	20	20	0	0	4,605,700	4,605,700	
44	筑前町	○	56	51	47	42	9	9	10,889,300	10,827,100	
45	東峰村	○	7	7	7	7	0	0	940,000	940,000	
46	大刀洗町	○	20	19	4	4	15	14	4,186,600	4,133,200	
47	大木町	○	12	9	12	9	0	0	2,158,300	2,009,300	
48	広川町	△									
49	香春町	○	50	41	50	41	0	0	9,289,300	8,977,500	
50	添田町	○	14	13	10	10	4	3	2,986,600	2,966,600	
51	糸田町	○	59	17	49	7	10	10	3,360,800	2,288,100	
52	川崎町	○	4	4	0	0	3	3	536,400	536,400	
53	大任町	○	13	13	3	3	10	10	2,533,000	2,533,000	
54	赤村	○	3	3	2	2	1	1	635,254	635,254	
55	福智町	○	34	34	14	14	20	20	6,758,700	6,758,700	
56	苅田町	○	147	111	143	107	-	-	20,384,600	19,279,600	
57	みやこ町	○	71	24	69	22	0	0	5,120,850	4,565,400	
58	吉富町	○	22	22	22	22	0	0	3,378,200	3,378,200	
59	上毛町	○	11	8	4	2	7	6	1,625,500	1,610,500	
60	築上町	○	30	27	19	16	11	11	5,618,500	5,500,400	
小計			53	27771	15809	11930	5477	12227	8074	3,178,769,470	2,581,822,775

NO	佐賀県	回答									
1	佐賀市	○	438	233	265	108	163	115	65,909,800	60,278,100	
2	唐津市	○	356	335	163	142	186	186	71,571,700	70,471,800	
3	鳥栖市	○	140	102	140	102	0	0	2,274,800	19,252,100	
4	多久市										
5	伊万里市										
6	武雄市										
7	鹿島市										
8	小城市										
9	嬉野市										
10	神埼市										
11	吉野ヶ里町										
12	基山町										
13	上峰町										
14	みやき町										
15	玄海町	○	0	0	4	4	3	3	974,300	974,300	
16	有田町	○	52	49	30	30	22	19	9,604,200	8,765,100	
17	大町町	○	9	9	9	9	0	0	2,385,500	2,385,500	
18	江北町										
19	白石町										
20	太良町	○	6	4	4	2	0	0	298,600	288,300	
小計			7	1001	732	615	397	374	323	153018900	162415200

合計	60
----	----

回答率	全体	75%
	福岡	88%
	佐賀	35%

2. 国民健康保険法44条（医療費窓口負担の減免）について

2019年度(2019年4月～2020年3月)

①申請件数	②減額適用件数		③免除適用件数		④減免の総額	
	※内コロナ補よる		※内コロナ補よる		※内コロナ補よる	

NO	福岡県	回答状況	①申請件数	②減額適用件数	③免除適用件数	④減免の総額	※内コロナ補よる
1	北九州市	○	-	0	0	-	-
2	福岡市	○	0	0	0	18	0
3	大牟田市	○	0	0	0	0	0
4	久留米市	○	63	0	0	63	0
5	直方市	○	0	0	0	0	0
6	飯塚市	○	0	0	0	0	0
7	田川市	○	0	0	0	0	0
8	柳川市	○	0	0	0	0	0
9	八女市	○	0	0	0	0	0
10	筑後市	○	0	0	0	0	0
11	大川市	○	0	0	0	0	0
12	行橋市	△					
13	豊前市	○	5	0	0	5	0
14	中間市	○	0	0	0	0	0
15	小郡市	○	0	0	0	0	0
16	筑紫野市	○	0	0	0	0	0
17	春日市	○	1	0	0	1	0
18	大野城市	△					
19	宗像市						
20	太宰府市	○	0	0	0	0	0
21	古賀市	○	1	0	0	1	0
22	福津市	○	0	0	0	0	0
23	うきは市	○	2	0	0	2	0
24	宮若市	○	0	0	0	0	0
25	嘉麻市	○	0	0	0	0	0
26	朝倉市	○	0	0	0	0	0
27	みやま市	○	0	0	0	0	0
28	糸島市	×					
29	那珂川市	×					
30	宇美町	○	0	0	0	0	0
31	藤栗町	○	0	0	0	0	0
32	志免町	○	0	0	0	0	0
33	須恵町	○	0	0	0	0	0
34	新宮町	○	1	0	0	1	0
35	久山町	○	0	0	0	0	0
36	粕屋町	○	0	0	0	0	0
37	芦屋町	○	0	0	0	0	0
38	水巻町	○	0	0	0	0	0
39	岡垣町	×					
40	遠賀町	△					
41	小竹町	○	0	0	0	0	0
42	鞍手町	○	0	0	0	0	0
43	桂川町	○	0	0	0	0	0
44	筑前町	○	0	0	0	0	0
45	東峰村	○	0	0	0	0	0
46	大刀洗町	○	0	0	0	0	0
47	大木町	○	0	0	0	0	0
48	広川町	△					
49	香春町	○	0	0	0	0	0
50	添田町	○	0	0	0	0	0
51	糸田町	○	0	0	0	0	0
52	川崎町	○	0	0	0	0	0
53	大任町	○	0	0	0	0	0
54	赤村	○	0	0	0	0	0
55	福智町	○	0	0	0	0	0
56	刈田町	○	-	-	-	-	-
57	みやこ町	○	0	0	0	0	0
58	吉富町	○	0	0	0	0	0
59	上毛町	○	0	0	0	0	0
60	築上町	○	0	0	0	0	0
小計		53	73	0	0	168	0
9,965,810							
NO	佐賀県	回答					
1	佐賀市	○	13	0	0	0	0
2	唐津市	○	0	0	0	0	0
3	鳥栖市	○	0	0	0	0	0
4	多久市						
5	伊万里市						
6	武雄市						
7	鹿島市						
8	小城市						
9	嬉野市						
10	神埼市						
11	吉野ヶ里町						
12	基山町						
13	上峰町						
14	みやき町						
15	玄海町	○	0	0	0	0	0
16	有田町	○	0	0	0	0	0
17	大町町	○	0	0	0	0	0
18	江北町						
19	白石町						
20	太良町	○	0	0	0	0	0
小計		7	13	0	0	0	0

合計	60
----	----

回答率	全体	75%
	福岡	88%
	佐賀	35%

2020年度(2020年4月~2021年3月)

①申請件数	②減額適用件数		③免除適用件数		④減免の総額	
	※内コロナ補よる		※内コロナ補よる			※内コロナ補よる

NO	福岡県	回答状況							
1	北九州市	○	-	-	-	-	-	-	-
2	福岡市	○	0	0	0	0	13	0	640,469
3	大牟田市	○	699	0	0	0	699	0	50,698,090
4	久留米市	○	62	4	0	0	62	4	3,693,169
5	直方市	○	0	0	0	0	0	0	0
6	飯塚市	○	0	0	0	0	0	0	-
7	田川市	○	0	0	0	0	0	0	0
8	柳川市	○	0	0	0	0	0	0	0
9	八女市	○	10	0	0	0	10	0	430,719
10	筑後市	○	0	0	0	0	0	0	0
11	大川市	○	0	0	0	0	0	0	0
12	行橋市	△							
13	豊前市	○	2	0	0	0	2	0	164,211
14	中間市	○	0	0	0	0	0	0	0
15	小郡市	○	0	0	0	0	0	0	0
16	筑紫野市	○	0	0	0	0	0	0	0
17	春日市	○	1	0	0	0	1	0	194,004
18	大野城市	△							
19	宗像市								
20	太宰府市	○	0	0	0	0	0	0	0
21	古賀市	○	1	0	0	0	1	0	113,486
22	福津市	○	0	0	0	0	0	0	0
23	うきは市	○	2	0	0	0	2	0	84,948
24	宮若市	○	0	0	0	0	0	0	0
25	嘉麻市	○	0	0	0	0	0	0	0
26	朝倉市	○	0	0	0	0	0	0	0
27	みやま市	○	8	0	0	0	8	0	1,238,190
28	糸島市	×							
29	那珂川市	×							
30	宇美町	○	0	0	0	0	0	0	0
31	藤原町	○	0	0	0	0	0	0	0
32	志免町	○	0	0	0	0	0	0	0
33	須恵町	○	0	0	0	0	0	0	0
34	新宮町	○	1	0	0	0	1	0	-
35	久山町	○	0	0	0	0	0	0	-
36	粕屋町	○	0	0	0	0	0	0	0
37	芦屋町	○	0	0	0	0	0	0	0
38	水巻町	○	0	0	0	0	0	0	0
39	岡垣町	×							
40	遠賀町	△							
41	小竹町	○	0	0	0	0	0	0	-
42	鞍手町	○	0	0	0	0	0	0	0
43	桂川町	○	0	0	0	0	0	0	0
44	筑前町	○	0	0	0	0	0	0	0
45	東峰村	○	0	0	0	0	0	0	0
46	大刀洗町	○	0	0	0	0	0	0	0
47	大木町	○	0	0	0	0	0	0	0
48	広川町	△							
49	香春町	○	0	0	0	0	0	0	0
50	添田町	○	0	0	0	0	0	0	0
51	糸田町	○	0	0	0	0	0	0	-
52	川崎町	○	0	0	0	0	0	0	0
53	大任町	○	0	0	0	0	0	0	0
54	赤村	○	0	0	0	0	0	0	0
55	福智町	○	0	0	0	0	0	0	0
56	刈田町	○	-	-	-	-	-	-	-
57	みやこ町	○	0	0	0	0	0	0	0
58	吉富町	○	0	0	0	0	0	0	0
59	上毛町	○	0	0	0	0	0	0	0
60	築上町	○	0	0	0	0	0	0	0
小計		53	786	4	0	0	799	4	57,257,286
NO	佐賀県	回答							
1	佐賀市	○	4	2	13	0	2	0	781,201
2	唐津市	○	0	0	0	0	0	0	-
3	鳥栖市	○	0	0	0	0	0	0	-
4	多久市								
5	伊万里市								
6	武雄市								
7	鹿島市								
8	小城市								
9	藤野市								
10	神埼市								
11	吉野ヶ里町								
12	基山町								
13	上峰町								
14	みやき町								
15	玄海町	○	0	0	0	0	0	0	-
16	有田町	○	0	0	0	0	0	0	-
17	大町町	○	0	0	0	0	0	0	-
18	江北町								
19	白石町								
20	太良町	○	0	0	0	0	0	0	-
小計		7	4	2	13	0	2	0	781201

合計	60
----	----

回答率	全体	75%
	福岡	88%
	佐賀	35%

3. コロナ禍による傷病手当件数について

2020年度(2020年4月～2021年3月)

①申請件数	②受理件数	③支払総額
-------	-------	-------

NO	福岡県	回答状況	①申請件数	②受理件数	③支払総額
1	北九州市	○	15	15	1,141,053
2	福岡市	○	58	58	2,324,790
3	大牟田市	○	0	0	0
4	久留米市	○	3	3	57,554
5	直方市	○	0	0	-
6	飯塚市	○	4	4	281,379
7	田川市	○	2	2	53,668
8	柳川市	○	0	0	-
9	八女市	○	0	0	-
10	筑後市	○	1	1	省略
11	大川市	○	0	0	-
12	行橋市	△			
13	豊前市	○	0	0	-
14	中間市	○	0	0	-
15	小郡市	○	2	2	120,532
16	筑紫野市	○	2	2	80,640
17	春日市	○	1	1	-
18	大野城市	△			
19	宗像市				
20	太宰府市	○	0	0	0
21	古賀市	○			
22	福津市	○	1	1	47,411
23	うきは市	○	0	0	-
24	宮若市	○	0	0	-
25	嘉麻市	○	0	0	0
26	朝倉市	○	1	1	28,842
27	みやま市	○	0	0	-
28	糸島市	×			
29	那珂川市	×			
30	宇美町	○	0	0	0
31	藤原町	○	0	0	0
32	志免町	○	0	0	0
33	須恵町	○	1	1	12,320
34	新宮町	○	1	1	25,120
35	久山町	○	0	0	-
36	粕屋町	○	0	0	0
37	芦屋町	○	0	0	0
38	水巻町	○	1	1	27,440
39	岡垣町	×			
40	遠賀町	△			
41	小竹町	○	1	1	55,881
42	鞍手町	○	1	1	84,795
43	桂川町	○	2	2	55,362
44	筑前町	○	0	0	0
45	東峰村	○	0	0	0
46	大刀洗町	○	0	0	0
47	大木町	○	0	0	0
48	広川町	△			
49	香春町	○	1	1	22,835
50	添田町	○	0	0	0
51	糸田町	○	0	0	-
52	川崎町	○	0	0	0
53	大任町	○	0	0	-
54	赤村	○	0	0	-
55	福智町	○	4	4	426,314
56	河田町	○	1	1	52,803
57	みやこ町	○	0	0	0
58	吉富町	○	0	0	0
59	上毛町	○	0	0	-
60	築上町	○	0	0	0
小計		53	103	103	4,898,739
NO	佐賀県	回答			
1	佐賀市	○	4	4	467,275
2	唐津市	○	2	2	176,502
3	鳥栖市	○	1	1	129,000
4	多久市				
5	伊万里市				
6	武雄市				
7	鹿島市				
8	小城市				
9	嬉野市				
10	神埼市				
11	吉野ヶ里町				
12	基山町				
13	上峰町				
14	みやき町				
15	玄海町	○	0	0	-
16	有田町	○	0	0	-
17	大町町	○	2	2	141,382
18	江北町				
19	白石町				
20	太良町	○	0	0	-
小計		7	9	9	914,159

合計	60
----	----

回答率	全体	75%
	福岡	88%
	佐賀	35%

事務連絡
令和3年6月2日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免等について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免等については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和3年3月12日事務連絡）において、令和3年度における取扱いをお示したところです。

今般、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、特別調整交付（補助）金による財政支援の割合について、下記のとおりとすることとしますので、当該内容も踏まえて、保険料（税）の減免措置の実施について検討いただくよう、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたします。

記

- I 財政支援の対象となる保険料（税）の取扱い
 - 1 国庫補助の対象となる保険料（税）減免の基準については、追って特別調整交付（補助）金の交付基準を通知することとしているが、別紙1及び別紙2のとおりとする予定であること。
 - 2 財政支援の割合については、追って特別調整交付（補助）金の交付基準を通知することとしているが、以下のとおりとする予定であること。

(市町村)

別紙1の基準に該当する被保険者に対して、令和3年度分の保険料(税)であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する保険料(税)の減免を行った場合は、次のとおり、当該市町村における保険料(税)減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を、特別調整交付金で財政支援する予定であること。

別紙1の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料(税)額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整交付金により、令和3年度分の保険料(税)と同様の財政支援を予定していること。

- (1) 保険料(税)減免総額(令和3年度分の保険料(税))が、市町村調整対象需要額の3%以上である場合
保険料(税)減免総額の10分の10相当額

- (2) 保険料(税)減免総額(同上)が、市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満である場合
保険料(税)減免総額の10分の6相当額

- (3) 保険料(税)減免総額(同上)が、市町村調整対象需要額の1.5%未満である場合
保険料(税)減免総額の10分の4相当額

(国保組合)

別紙2の基準に該当する被保険者に対して、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その10分の6相当額を特別調整補助金で財政支援する予定であること。

別紙2の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整補助金により、令和3年度分の保険料と同様の財政支援を予定していること。

- 3 保険料（税）の減免については、各保険者が条例又は規約に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例又は規約に対応する規定がない場合は、条例又は規約の整備が必要となること。
- 4 減免対象期間中に既に徴収した保険料（税）がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

II 保険料（税）の徴収猶予の取扱い

国民健康保険において、特別な理由がある者については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づき条例若しくは規約の定めるところにより、又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の規定に基づき保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされている。

これらを踏まえ、各保険者において、暫定賦課による保険料（税）納付が困難な令和2年5月1日通知に基づく保険料（税）減免の対象者等に対して、令和2年所得に基づく令和3年度における保険料（税）賦課額が確定するまでの期間の保険料（税）について、徴収猶予の対応をいただくなどご配慮いただきたいこと。

(別紙1)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による市町村保険者の国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、市町村の国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯に係る保険料(税)について、市町村が条例に基づいて行った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料(税)の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯

【要件】

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料(税)額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額($(A \times B / C) \times (d)$)

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料（税）額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料（税）減免額}$ $(A \times B / C)$
--

【表 1】

$\text{対象保険料（税）額} = A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料(税)額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料(税)軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料(税)軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料(税)の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料(税)の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア. 【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料(税)軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ. 【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料(税)軽減制度による軽減前の所得を用いること。

(2) 減免の対象となる保険料（税）

減免の対象となる保険料（税）は、令和3年度分の保険料（税）であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているものとする。

3 保険料（税）の減免に要する費用に対する財政支援について

次の点に留意されたいこと。

- (1) 4方式を採用している市町村の場合、条例に基づいて固定資産税の課税免除を実施した場合の保険料（税）の資産割の減収分についても交付対象とすること。
- (2) この取扱いは、令和3年度までとすること。

(別紙2)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険組合の国民健康保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に加入している組合員について、国保組合が規約に基づいて行った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の①から③までのいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯 全部

※ 「主たる生計維持者」が国保組合の組合員であり、組合員の死亡により世帯全員が資格を喪失する場合は、保険料減免の対象とならないが（新たに加入する医療保険において減免の対象となりうる。）、当該国保組合の被保険者以外の者が主たる生計維持者である場合は、保険料減免の対象となりうる。

② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 全部

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。以下同じ。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯

組合員の事業収入等に係る減少率（組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等で除して得た割合）に応じた次の表の各区分に掲げる減額又は免除の割合

【表】

減少率	減額又は免除割合
5/10以上	全額
5/10未満4/10以上	3/4
4/10未満3/10以上	2/4

(2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものとする。

3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

次の点に留意されたいこと。

この取扱いは、令和3年度までとすること。

事務連絡
令和3年6月11日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免等の取扱いに関するQ&Aについて

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免等について」（令和3年6月2日付事務連絡）別紙1及び別紙2により取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおりQ&Aを作成しましたのでお送りします。内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知等のほど、お願い申し上げます。

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料(税)の減免等の取扱いに関するQ&Aについて

令和3年6月11日
厚生労働省保険局国民健康保険課

【申請受付】

問 1-1 保険料(税)減免の実施時期(申請受付開始時期)については、いつ頃を想定しているのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の算定基準については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」(令和3年6月2日付事務連絡、以下「事務連絡」という。)別紙のとおりお示したところである。

当該事務連絡を踏まえて、保険者においては、できる限り速やかに保険料(税)減免に係る周知広報や申請受付等を開始していただきたい。

問 1-2 現下の状況を鑑みて、感染拡大防止に資するような申請方法を検討しているが、何かよい案があれば参考までに教えていただけないか。

(答)

例えば、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法が考えられる。

【減免に対する財政支援の算定基準】

(世帯の主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病)

問 2-1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症により死亡・重篤な傷病を負った場合に、令和3年度保険料が財政支援の対象となると考えてよいか。また、令和3年3月31日までに死亡した場合又は同日まで重篤な傷病を負っていたが、令和3年度にはすでに回復している場合は、令和元年度及び令和2年度の保険料が財政支援の対象であり、令和3年度保険料は財政支援の対象とならないと考えてよいか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-2 重篤な症状を負った期間が令和2年度から令和3年度に跨いでいる場合は、令和元年度(令和2年2月以後納期限分)、令和2年度、および令和3年度の保険料(税)が財政支援の対象となると考えてよいか。

(答)

重篤な傷病を負っていた期間の一部が財政支援の対象期間に含まれている場合には、減免対象とした場合に要した費用は財政支援の対象となる。

問 2-3 「重篤な傷病」の定義如何。

(答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいう。ここにいう1か月以上の期間には、宿泊療養や自宅療養に係る期間も通算して差し支えない。

問 2-4 新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負ったことについて、何により確認を行えばよいか。

(答)

医師による死亡診断書や診断書等により確認することが考えられる。

(世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少)

問 2-5 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指すのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合(例えば、懲戒解雇や令和元年中の離転職等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等)を除き、国の財政支援の対象から除外するものではない。

問 2-6 事務連絡(別紙1)及び(別紙2)の2(1)①又は②の「主たる生計維持者」とは世帯主のことを指すのか。

(答)

これまで保険料(税)減免に対する財政支援を行ってきた際、「主たる生計維持者」とは、基本的に「その者の属する世帯の世帯主」を指すものとして対応してきており、今回も、同様の考え方により対応されたい。なお、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合、その者が「主たる生計維持者」となり得るが、その場合には国民健康保険法施行規則第10条の2による世帯主の変更を行うことが考えられる。

問 2-7 事務連絡(別紙1)の2(1)②の i 及び(別紙2)の2(1)③における「事業収入等のいずれかの減少額」の「事業収入等」については、どういった収入が含まれるのか。株の取引による収入等は含まないのか。

(答)

事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかであり、株の取引による収入等は含まない。

問 2-8 事務連絡(別紙1)の2(1)②のiii「減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額」の「減少することが見込まれる事業収入等」及び(別紙2)の2(1)③における「事業収入等」とは、前年に比べて10分の3以上減少する事業収入等を指すのか。

(答)

貴見のとおりであり、前年に比べて減少割合が10分の3未満の事業収入等は含まない。

なお、事務連絡(別紙1)【表1】により、対象保険料額を計算する際の「B:世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額」についても同様であり、前年に比べて減少割合が10分の3未満の事業収入等は含まない。

問 2-9 事業収入等の減少については、あくまで「見込み」で判断することとして差し支えないのか。新型コロナウイルス感染症の終息が現時点では見通せない中で、年間の見込みを判断するのは困難に思うが、どのように前年の当該事業収入等と比較すればよいのか。また、事業収入等の減少を証明する書類はどのようなものが考えられるか。

(答)

事業収入等の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判断することとして差し支えない。

この「見込み」の判定方法については、例えば、申請時点までの一定の期間の帳簿や給与明細書の提出等により、年間を通じた収入の見通しを立てていただくなど、一定の合理性を担保しつつ判断いただくことが考えられる。

問 2-10 令和2年の収入額や所得額については、6月頃に税務担当課から提供を受けることから、減免の判断に関しても、それを待って、収入減少の程度を判断することとなるのか。

(答)

令和2年の収入額や所得額についても、確定申告書の写しや源泉徴収票の写しなどを用いることで、できる限り速やかに判断していただきたい。

問 2-11 事務連絡(別紙1)の2(1)②iの「事業収入等のいずれかの減少額」及び(別紙2)の2(1)③の「事業収入等のいずれかの減少」については、事業収入等の「合計額」の減少見込みではなく、「いずれか」の減少見込みで判断するのか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-12 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)については、事務連絡(別紙1)の2(1)②iの「事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)」及び(別紙2)の2(1)③の「当該減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)」における、「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」に含まれるのか。

(答)

国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算に含めないことと

する。また、「合計所得金額」、「前年の所得の合計額」及び「前年の所得」については、税法上の取扱いに準じて対応いただきたい。

問 2-13 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額、事業等の廃業や失業について証明する書類は、どのようなものを想定しているのか。

(答)

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額については、その有無を申請書に記載すること等により申告していただいた上で、該当するものがある場合には、帳簿や保険契約書等により確認するものと考えられる。

また、事業等の廃止や失業についても同様に、その該当の有無を申請書に記載していただく等により確認の上、該当する場合には、廃業等届出書や、事業主の証明等により確認するものと考えられる。

問 2-14 令和2年度の年間の収入見込みに基づき減免決定した後に、令和2年度の収入実績と見込み額とで差異が生じた場合には、再判定の必要はあるか。また、収入実績で判定したとき減収要件を満たさなかった場合には、減免決定を取り消されなければならないか。

(答)

減免要件である事業収入等の減少については、当省のQ&A(令和2年5月11付事務連絡)において、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判断することとして差し支えないとしている。このため、結果として収入が3割以上減少しなかった場合でも、不正などにより、収入を過小に見込んで申告していたと認められる場合を除き、再判定をする必要は無い。

問 2-15 事務連絡Ⅰの2に「別紙1(別紙2)の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料(税)額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整交付(補助)金により、令和3年度分の保険料(税)と同様の財政支援を予定していること。」とあるが、他にはどのような場合が該当するか。

(答)

「令和2年度末に資格を取得したこと」の記載は、令和2年度相当分の保険料(税)の普通徴収の納期限が令和3年4月以後に到来するケースの事例として記載しているものであり、被保険者の個別の事情に応じて保険者においてご対応いただくものとなる。

問 2-16 事務連絡Ⅰの2(市町村)(1)～(3)にある「保険料(税)減免総額(令和3年度分の保険料(税))」とあるが、令和3年度分の保険料(税)と同様の財政支援の対象となる令和3年4月以後に納期限が到来する令和元年度相当分の保険料(税)又は令和2年度相当分の保険料(税)の減免を行った場合には、保険料(税)減免総額に積算して差し支えないか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-17 事務連絡Ⅰの2(市町村)(1)～(3)にある「保険料(税)減免総額(令和3年度分の保険料(税))」は、事務連絡の別紙1に基づく減免を行った保険料(税)減免総額となるのか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-18 事務連絡Ⅰの2(市町村)(1)～(3)にある「市町村調整対象需要額」は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算した額を用いることとなるのか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-19 減免を実施した場合の地方負担分に対し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することは可能か。

(答)

貴見のとおり。詳細については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A(第5版)」1-33をご参照いただきたい。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A(第5版)」1-33

1-33 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途(事業内容)に制限はない。

ただし、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること(制度要綱第3の3)から、本交付金を充当する費用(歳出)を地方公共団体において整理しておく必要がある。(減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。)

なお、減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

【一般会計・特別会計】

実施計画の事業概要②(経費内容)は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③(積算根拠)としては減免額の積算根拠を記載する。

【公営企業会計】

実施計画の事業概要②(経費内容)は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③(積算根拠)としては減免額の積算根拠を記載する。

【その他】

問 3-1 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給については、令和2年1月1日を適用日としているが、なぜ適用日が異なるのか。

(答)

傷病手当金については、療養のため労務に就けないときの所得補填であり、令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたこと等を踏まえ、令和2年1月1日を適用日としている。他方、保険料(税)の減免については、国内の感染拡大による影響や税制における猶予措置の対応等を踏まえて、令和2年2月1日以降に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されているものを対象としている。

問 3-2 事務連絡(別紙2) 2(1)③における減免基準が市町村国保と異なっているのはなぜか。

(答)

国保組合の中には、規約により、前年所得金額等によらずに定額の保険料を設定している場合も多く、市町村国保のように前年所得金額に応じた割合により保険料の減免を行うのではなく、より簡素な仕組みとして、減少率に応じた保険料の減免を行うこととしている。

共済会だより

福商連共済会
福岡市早良区
原4-8-11
TEL.092-407-1627
FAX.092-407-1026

第43回福商連共済会総会

コロナ禍から仲間の健康を守ろう

全会員の加入で助け合い運動の前進を



三密を避けるため、広い会場で実施。

6月27日、春日市のクローバープラザにて、福商連共済会総会を開催し、県内25民商共済会から45人の代議員が参加しました。各民商の共済会の健診活動や共済金の支払状況などを交流し、いちど健康を守る2021年度の運動方針と予算、新年度役員選出などを行いました。

医療費負担増で病院離れ 社会保障の改悪許すな

来賓の福岡県社会保障推進協議会の西村一事務局長（写真）が、後期高齢者医療費の窓口負担2割化、高すぎる国保料などで社会的弱者の健康が破壊されている実態を述べ「民商と地域住民で力を合わせて社会保障の改善を求めたい。きましよう」と連帯のあいさつをしました。



年間9774万円の 共済金をお届け

2020年度は、県内で1,797件、9,774万9千円の共済金をお届けしました。共済金を受け取った加入者からは「コロナ禍で売上減少の中、助かった」「入院見舞金をわざわざ届けてくれて涙が出た」「お慶喜を受け取った際、皆さんの優しい話しかけに前向きになれた」など感謝の声が多数寄せられました。



共済金を迅速に届ける活動を報告する甘木朝倉の行武事務局長

仲間の健康実態と 集団健診活動

共済金支払い状況の分析結果では、死亡の原因のトップ3は、肺炎、肝臓がん、心不全、入院の原因では、脳梗塞、肺がん、転倒となっています。コロナ関連では、2人の方が亡くなり、30人の方が入院、安静加療見舞金の請求が9人となっています。病気の早期発見のため、集団健診活動を強化します。婦人部とも共同して婦人科検診にも取り組みます。



集団健診受診者を増やす取組を報告する久留米の稲吉専務理事

役員中心の活動

八幡西では総会を増勢で迎える為に「全会員に手紙を出す」と決めた役員全員で手紙の封入作業を行いました。その反響は大きく八幡西は6月9日の仲間を増やしました。外田専務理事（写真）は「誰よりも民商に多く顔を出す松本理事長の奮闘に、他の共済役員さんも応援してくれている」とみんなで力を合わせて活動していることを報告しました。



加入してもらおう

中間遠賀では、財政難の未加入者には「産費が好転したら共済にも入って下さいね」と伝えていきます。労災要求の若い会員さんは加入は難しいと思いましたが、結婚祝いや出産祝金があることを伝えるとすんなり同時加入してくれました。青山理事長（写真）は「だめだろうと勝手に思わず、きちんと説明すれば、みんな応えてくれる」と拡大の秘訣を報告しました。



拡大表彰

1月から6月までの拡大目標を達成した民商を紹介します。

★A会員加入率

- ◆90%達成 八幡、八幡西、甘木朝倉、大牟田
- ◆80%達成 南福岡

★前総会時現勢プログラム

◆加入者総数

- 小倉、京築、八幡西、若松、中間遠賀、田川、福岡、南福岡、春日那珂川、久留米、八女、柳川、大牟田

◆A会員数

- 小倉、京築、八幡、八幡西、若松、中間遠賀、直岐、田川、宗像、福津、古賀、福岡、南福岡、久留米、八女、柳川、大牟田

★月の単純拡大

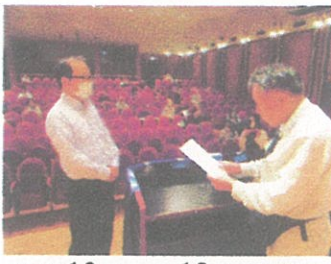
◆A会員5人以上達成

- 4 九月達成 小倉、田川 3 九月達成 直岐

- 2 九月達成 八幡西、南福岡

- 1 九月達成 若松、久留米

◆B会員5人以上7ヶ月達成 直岐



昨年10月から16人の増勢を勝ち取って表彰を受ける南福岡（左）

新年度役員体制

(敬称略)

理事長 田口剛史(福岡・塗装工事)

副理事長 河野兼一(筑紫・めがね販売)

会計 谷祐一(小倉・損保調査)

専務理事 吉原太郎(県連・専従)

理事 村田公二(門司・船舶修理)

理 王園政人(京築・建設業)

塚本正年(吉畑・電気工事)

井上和廣(八幡・レストラン)

松本信義(八幡西・自動車钣金)

鬼東早苗(若松・鉄工業)

青山一枝(中間遠賀・飲料業)

蔭野美彦(直岐・理容業)

橋本一朋(田川・建築)

高橋誠也(宗像福津古賀・生花業)

昆まち子(粕屋・地質調査)

黒石千秋(東福岡・重量物搬入)

後迫繁樹(博多・カギ修理)

内田朋道(福岡・建築設計監理)

吉田猛俊(南福岡・パン製造販売)

柴田初男(西福岡糸島・農機)

高園幸(筑紫・管工事)

谷口良子(春日那珂川・建設業)

森部重雄(甘木朝倉・住宅清掃)

田島直毅(久留米・サービス業)

川崎邦子(中間遠賀・ラッピング業)

水江拓史(南福岡・専従)

今総会を力に出来るだけ早く
会員加入率80%を達成
させましょう。

福商連共済会
田口 剛史理事長



吉原太郎専務理事
が方針を提案



河野兼一副理事長
が新役員を提案



決算・予算の
提案をする
谷祐一会計



総会議長を務めた西福岡・糸島
の柴田初男理事(左)と八幡西
の松本信義理事(右)

民商全商連共済5つの魅力

①無条件で加入できる
民商会員と配偶者は、年齢
病歴を問わず加入できます。

②いのちと健康を守る
助け合い
からだの資本の中小業者
早期発見・早期治療のために
集団健診を行っています。

③自前の共済
加入者同士で月千円の会費を
出し合い1白3千円の入院見舞
金や長寿・結婚・出産祝金など
多様な共済金をお届け。

④心かよつ仲間がいる
目くばり、気くばり、心くばり
を互言葉になんでも相談し
あえる仲間がいます。

⑤仲間が増えれば
どんどん発展
仲間が増えれば見舞金、祝金も
さらに充実させられます。

今年、コロナ陰性の自宅待機
も安静加療見舞金5千円の対象
とする運用改善を行いました。

国保コロナ特例減免で 乗り切ろう

新型コロナウイルスの影響で収入が昨年より30%以上減少見込みの方は、国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免が可能です。詳しくは民商事務所に相談下さい。

マメ知識

傷病手当って何？

傷病手当金は、健康保険(健保)にある制度で、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。しかし、国民健康保険(国保)にはこの制度がありません。

日本は、国民皆保険制度をとっているのに、「健保」にあつて「国保」にないのは、法のものとの平等に反します。

そんな国保ですが、今、コロナ限定で事業主以外の傷病手当金が実施されています。「事業主も対象とするよう」「コロナ以外でも実施するよう」市町村に求めています。きましよう。

国保部会担当者 各位

2021年7月●日
福岡県社会保障推進協議会
会長 田村 昭彦

第27期 福岡県社保協 第2回国保部会開催のご案内

日頃からの活動に敬意を表します。

さて、表記部会についてZOOMを使用して開催いたします。パスコード等は後日お知らせいたします。お忙しい事と存じますが、ご参加をお願いいたします。

記

1. 日 時：2021年8月27日（金）15：00～
2. 場 所：各自 ZOOM 設定の PC 又は福岡県民医連事務所内にて ZOOM 使用
3. 議 題：①報告関係（幹事会・後期高齢者連合議会など）
②国保学習会のまとめ
③年間活動計画について
④その他

<対 象>

福岡県社保協事務局			福岡県 自治労連	福建労	福岡市 社保協	福商連	筑後地区 社保協	民医連 MSW	県社保協 会長(0b)
西村	岡崎	吉田	懸谷	手島	皆川	岩下	貫橋		田村

*部員の交代等ありましたらお知らせ下さい。

以 上

上記につきましては、福岡県社保協事務局（西村・吉田）が承ります。

電話：092-483-0431 FAX：092-483-0435

syaho@f-kenren.or.jp

第 39 回「2つの違憲訴訟を支援する会」役員会

(略称 いかんよ貧困・福岡の会)

出欠 (敬称略)

代表世話人

- 井下 顕 (民医連)
- 西村 一 (北九社保協)
- 岡本政昭 (新婦人)

事務局長

- 縣谷 一 (県労連)

事務局次長

- 小田恭二 (年金者組合)

事務局

- 藤元共広 (生健会)

弁護団

- 森塚利秋 (年金者組合)
- 廣子武彦 (生健会)
- 年金弁護団
- 生活保護弁護団

1. 報告事項 第 38 回役員会 (05 月 24 日) 以降の活動について

1. 役員について

- ①生存権裁判
- ②年金裁判

2. 宣伝行動など

- ①福岡市・JR 博多駅博多口宣伝
第 53 回目 06 月 07 日 (月) 12:15 ~ 28 人 (年 9・生 10・県 6・民 1・救 2)・300 枚
ピンクの野球場をかぶりました。目立ちました。
- ②北九州市
第 29 回目 月 日 () 11:00 ~ 人参加

③ニュースの発行

④しんぶん赤旗折り込みについて

- 3. いのちの若裁判全国アクション第 6 回総会、原告交流集会について
①日時・会場 06 月 26 日 (土) 13 時 ~ Zoom による全国オンライン集会
②参加について 福岡から 6 接統・11 人が参加しました。

生健会 県連 中島原告団長他 3 人、八幡 藤元さん他 2 人
弁護団 高木弁護団長 北九社保協 岡本さん、外山さん
いかんよ貧困 縣谷

③原告交流集会第二部で、新生存権裁判中島原告団長が挨拶を行い、高木弁護団長が初結の内容と現状の報告を行いました。第三部で縣谷事務局長が活動状況の発言を行いました。

④経過報告と活動方針が提案され、次のことが決まりました。

- 毎月 25 日を全国・若行動日 (いのちのとり Day) で宣伝・学習など共同の追求
- 地元議員への要請、地元紙へのレクチャーの追求
- 全国署名、各地裁署名の推進
- 財政支援、緊急カンパの決定

4. 会員の納金などについて

- ①3 月末決算について
- 2021 年 3 月末の決算について 別紙のとおり
- 会費請求とカンパのお願い文書を発送します。

5. その他

II 協議事項

1. 直近の情勢の特徴

- ①
- ②
- 2. 口頭弁論等の日程などについて
①生存権裁判
原告団は、控訴の手続きを取りました。
- ②年金裁判・控訴審
高裁第 3 回裁判 9 月 29 日 (水) 14:30 ~ 福岡高裁
- 3. 今後の運動の強化点について
①判決内容の学習会の開催

②署名について
生存権・福岡の署名 別紙署名

年金者組合署名

③ニュースの発行

④団体まわり

⑤定例宣伝行動 チラシとティッシュの配布については、状況を見て判断します。
賑々しく、宣伝のやり方を工夫します。

- 福岡 JR 博多駅博多口 50 人にする
第 54 回 07 月 05 日 (月) 12:15 ~
- 第 55 回 08 月 02 日 (月) 12:15 ~ →変更 08 月 03 日 (火) 12:15 ~
- 第 56 回 09 月 06 日 (月) 12:15 ~

●北九州
第 29 回
第 30 回

⑥組織拡大
会員拡大について

⑦いのちの若裁判・全国アクションとの連携

4. その他

- ①次回の会議の日程と今後の持ち方
日程 月 日 () 時から県労連会議室で開催します。
会議の持ち方 新型コロナの関係で、Zoom を活用します。

福商連共済会第43回定期総会のご案内

益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。貴会のご活躍に敬意を表するとともに、日頃からのご指導・ご鞭撻に厚く感謝申し上げます。

さて、コロナ禍で全ての国民が苦しむなか、菅政権は「国民のいのちを守る」といいながら補償もなしに自粛を呼びかける一方で、感染拡大の懸念があるオリンピックについては強行開催を主張し、病床数の削減、高齢者の医療費窓口負担の2倍化など社会保障の連続改悪を行うなど、国民のいのちを削る悪政を続けています。

こうした情勢の下で、福商連共済会は、中小業者のいのちと健康を守る民商・全商連共済会の更なる発展を目指して、下記の日程で第43回定期総会を開催致します。

つきましては、ぜひ、ご来賓としてご参加を賜りたく、ご案内申し上げます。

なお、ご参加の際には、ご挨拶もお願い致します。

記

○と き 2021年 6月27日(日) 13:00 開会

○ところ 春日市クローバープラザ(クローバーホール)

2021年6月14

福岡県商工団体連合会

共 済 会

理事長 田 口 剛 史

福岡県福岡市早良区原4-8-11

TEL (092)407-1627 FAX (092)407-1626

各位

2021年6月吉日
福岡県高齢者福祉生活協同組合
理事長 松本 憲一

第24回通常総代会のご案内

拝啓

立夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当生協の活動に温かいご指導とご援助を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび第24回通常総代会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。時節柄、本年度は極めて少数の総代参加で総代会を開催し、書面にて議決を行う事としています。

祝電・メッセージをお寄せいただければ幸いです。なにとぞ今後もお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、このご案内と前後しましてメッセージをお送り頂いておりました際は、ご容赦くださいますよう、お願い申し上げます。

記

福岡県高齢者福祉生活協同組合 第24回通常総代会

1. 日時 2021年7月25日(日) 10:30~15:00
10:00 受付開始
 2. 会場 福岡国際会議場 4F 411・412
〒812-0032 福岡県福岡市博多区石城町 2-1
電話・FAX 092-262-4111
- 〔連絡先〕 福岡県高齢者福祉生活協同組合 本部
812-0025 福岡市博多区店屋町 3-23
サカタビル2階 担当：岩本
電話 092-282-1431 FAX 092-282-1433

理事長 松本 憲一 様

連帯のメッセージ

福岡県高齢者福祉生活協同組合第24回通常総代会の開催にあたり、心より連帯の挨拶を申し上げます。

政府の新型コロナウイルス感染症への不適切な対応により、第4波が全国で猛威をふるっています。これはウイルスだけが原因ではなく、政府による失政にも起因した人災ともいえる状況です。日々の感染者と重症者の増加は、緊急事態宣言が発令されていない都道府県にも医療崩壊を進行させてつづります。このように大変な中、介護現場の最前線にてコロナに立ち向かわれている皆様に心より敬意を表します。

今般のコロナ禍では、労働者、女性・子ども・高齢者全ての人々がコロナによる苦難を強いられています。しかし菅政権は、感染症パンデミックにもかかわらず、後期高齢者窓口負担2倍化やデジタル改正法、感染症法改正など、国民に更なる苦しみを与える悪政を強行してきました。しかもコロナ禍に便乗し、改定国民投票法で改憲を加速しようとさえしています。さらに、東京オリンピックについては開催ありきの態度で、万全な感染対策の具体化には程遠く、政府の諮問機関責任者の、開催を疑問視する提言さえ全く取り合わず、感染爆発への危機感すら持ち合わせていません。

今、政治がなすべきことは、第一に国民のいのちと健康と暮らしを守ることです。平和を守り、人権を尊重し、社会保障を充実させるため、「国民が安心して暮らせる国づくり」「患者利用者負担増反対」の世論を広げ、安心・安全の医療介護に転換させることが必要です。国民を主人公に憲法25条の理念が実現する社会をめざして、これからもご一緒に、国民の社会保障を推進発展させるために、共に力をあわせ頑張りましょう。

総代会の大きな成功と貴組合の益々の御発展を願いまして連帯のメッセージとさせていただきます。

2021年6月吉日

福岡県社会保障推進協議会

会長 田村 昭彦

重税に抗い続けて半世紀

消費税のカラクリを暴く

消費税が誕生して30年余りが過ぎました。「社会保障のためだ」と言われながらも、社会保障が良くなったとの実感はありません。

消費税は、日本の社会に本当に必要なのでしょうか。消費税の仕組みを理解し、その是非について、一緒に考えましょう。

2021
10/16 土

13:30~16:30 (開場:12:30)

参加費 500円

会場:ユメニティのおがた・大ホール
(JR直方駅西口 直方市山部364-4
電話 0949-25-1007)

Program

■ 基調講演

ジャーナリスト 齋藤 貴男氏

■ パネルディスカッション

齋藤 貴男氏(ジャーナリスト)

製造業経営者

農業従事者

建設業関係者



主催:直鞍民商創立50周年記念シンポジウム実行委員会

事務局:直鞍民主商工会(直方市頓野3860-1 電話 0949-26-1655 FAX 0949-26-2914)

共催:消費税廃止直鞍地区各界連絡会

協力:福岡県高齢者福祉生活協同組合、企業組合ワーカーズコープ42鞍

第34回



まちから村からの連帯で ひとりぼっちの高齢者をなくそう

日本高齢者大会 in ながの

県内は会場参加 県外はWEB参加

コロナ禍の今こそ！憲法をいかし、いのちとくらし・人権と環境を守り
平和で福祉を大切にする社会を みんなの知恵と協同で！



日時 2021年**9月23日**(木・祭日) 10:00~16:00

会場 長野市 JA長野県ビルアクティーホール・会議室

参加費 1日2,000円／半日1,000円

10:00~12:30 **全体会 記念講演・文化行事など**

【記念講演】政治学者 中野晃一が語る

「コロナ後のめざすべき社会は？その実現のために必要なことは？」

講師：政治学者、上智大学国際教養学部教授 中野 晃一 氏

プロフィール／1970年、埼玉県生まれ。東京大学・文学部・哲学科、オックスフォード大学哲学・政治学科卒。
プリンストン大学政治学研究科博士課程修了。東京大学講師を経て現職。上智大学国際教養学部長。



13:30~16:00 **学習分科会(5講座)**

主催：第34回日本高齢者大会 in ながの 中央実行委員会/長野実行委員会 後援：長野県 長野市

〒164-0011 東京都中野区中央5-48-5-504 TEL/FAX.03-3384-6654 〒481-0814 長野県長野市西鶴賀町1570 TEL.026-234-1476 FAX.026-234-1493

緊急事態宣言に伴う中小業者施策の強化を求める要請書結果

福岡県商工団体連合会 会長 岩下 幸夫

- 1、要請日時 21年5月20日 11:00
- 2、要請場所 県庁議会議棟第3会議室
- 3、参加者

- 福岡連
岩下幸夫会長、田口剛史副会長、
吉原太郎事務局次長
水江拓史南福岡民商事務局長



- 福岡県商工部
商工政策課 中野信哉企画広報監 (所管：感染防止協力金) 写真左から2番目
中小企業振興課 安森一二企画官 (所管：一時・月次・特統化支援金) 写真左
●日本共産党福岡県議
立川由美氏 (写真右)、高瀬菜穂子氏

4、要請内容

1、感染拡大防止協力金について(いわゆる営業時間短縮を行った事業者への協力金)

- ① 第1期～第4期までの予算と執行状況(総申請件数、総支給金額)を明らかにすること。

(回答) 第1期分として4.8万円の申請を想定し670億円の予算を組んでいた。結果は、2.8万件で390億円の支給となった。第2～4期分までは件数のみ、それぞれ2.9万件、2.6万件、2.6万件だった。予算を下回ったのは、対象者が想定より少なかったからと考えている。第4期までの申請者数にあまり差がないことから、対象事業者の方々への周知も出来ていたものと考えている。

(要望) 予算、申請件数とも想定を下回っている時点で、周知徹底が出来ていなかったということではないか。前回の申入れでも、高齢の事業者等が申請出来ていない実態があることを報告している。その回答では納得出来な

- ② 期限までに申請出来なかった事業者に対する救済策を講じること。

(回答) 第1期分は、出来ないが、2期から4期分については、不慮の事故等で申請出来なかった方のみを対象に申請を受け付けている。単に「申請を忘れていた。知らなかった」という場合は対象外。

(質問) その告知はどこで行っているのか。

(回答) ホームページ上で掲載していると思う。(その場では確認できず)

- ③ 第5期～第7期分までの申請方法の周知方法を改善すること。

(回答) 努力する。知事の記者会見を増やす、制度のホームページも写真やフローチャートなどを多く取り入れ、分かりやすい工夫をする。

- ④ 第7期分の家賃月額加算に関する「家賃月額が分かる資料」について、賃貸契約書以外の書類でも柔軟に対応すること。

(回答) 昨年実施した家賃支援給付金では、「賃貸契約書が古い、現在の内容と違う」などの問題で証拠書類の認定で混乱があったことは承知している。今回の家賃月額加算にあたっては、契約書だけでなく「家賃の支払いが分かるもの」で柔軟に対応する。

二、福岡県中小企業者等一時支援金について

- ① 要件に関して「国の一時支援金の対象とならない事業者」とあるが、国の一時支援金は、要件が複雑すぎて、事業者の理解が進んでいないだけでなく、相談窓口となる申請サポート会場、コールセンター事務局の対応にも混乱が生じている。地域によっては、申請前に必要な事前確認すら受けられない事態や、事前確認の手続きだけで3万円を請求された事業者もいる。要件を満たしていても国に申請出来ない事業者が多数存在しているのが現状だ。こうした事業者を救済するため、国の一時支援金の対象となっている可能性がある場合でも、国に申請をしないことを条件に県の一時支援金の申請を認めるよう条件緩和をはかること。

(回答) 県の一時支援金は、売上高の減少が30%～50%となっている。50%を超えた場合は、国の一時支援金のほうが高いので、国に出さずに県に出すという考え方は理解出来ないし、売上減少が50%を超えた時点で制度上、県への申請は出来ない。

(質問) 国に申請しなくても条件が厳しすぎて申請出来ない方が沢山いる。県の一時支援金の目的は、国の支援から漏れた事業者を救済することにあるのではないか？福岡市の一時支援金では市側が「国に申請して棄却されてから市に申請を」という指導もしている。

(回答) それは、福岡市の制度なので、県とは違う。県としては売上減少が50%を超えた時点で制度上、申請出来ないこととなっている。

② 申請期間が5月31日までとなっているが、①で記述したように国と県どちらに申請すればいいか混乱している状況下では、期間内の申請に間に合わない。県の一時支援金の申請期間を一カ月程度延長すること。

(回答) 1～3月までの売上を対象にしている。直近の3月分の売上を対象にする場合でも、5月末までの申請期限まで帳簿の整理をするのに2カ月の猶予があり、十分な期限を確保出来ていると認識している。

(要望) そもそも、事業者を救済することが目的のはず。一時支援金については混乱が生じていることを国や福岡市も把握していて福岡市は申請期限を

6/14まで、国も一部制約はあるものの申請期限の延長に言及している。県が救済も申請期限の延長も「制度上出来ない」というなら制度そのものに矛盾があるのではないか。申請期限の延長だけでも実施するよう再度、強く要請する。

三、月次支援金について

① 売上 30%以上減少という条件に対して給付額が足りない。条件を引き下げるか、給付額の引き上げを行うこと。

(回答) 他の給付金、支援金とのバランスを考慮した上で、適正な給付額だと認識している。

② 申請方法の周知徹底について、インターネット上でなく、テレビやラジオCM、新聞広告などあらゆる媒体を使って広く宣伝すること。役所、金融機関等の窓口にもチラシを置くこと。

(回答) チラシ、メールマガジンなど様々な媒体を使って出来る限りの告知に努めている。

③ 申請方法をインターネット以外でも郵送等で受付出来るようにすること。民主商会など地域の任意の業者団体も申請窓口として認めること。

(回答) 郵送での申請を受け付けるようにする。申請窓口に関しては、コロナ対策予算の関係上、窓口設置そのものをしていない予定。

④ 国の月次支援金については、一時支援金と同様に登録確認機関による「事前確認」が必要という条件で検討されている。しかし二に記述したように、国の一時支援金に関しては、無料の登録確認機関が十分に確保されていない問題がある。県の月次支援金については、事前確認を省略すること。それが出来ない場合は、県が責任をもって無料の登録確認機関を設置すること。

(回答) 県としては、事前確認をしない予定。

四、持続化緊急支援金について

① 昨年実施した同支援金の予算と執行状況(総申請件数、総支給金額)を明らかにすること。またその効果についての検証結果を明らかにすること。

(回答) 予算は150億円だった。2.6万件に90億円を支給した。予算を下回ったのは、国の支援対象が多かったことによるものと分析している。

② 県独自の支援策として2回目の持続化緊急支援金を実施すること。一時支援金、月次支援金で対応しているところ。昨年の持続化緊急支援金は、国の持続化給付金を補完するために実施したもので、国が行わない以上、県も2回目の実施をする予定はない。

五、家賃軽減支援金について

① 昨年実施した同支援金の予算と執行状況(総申請件数、総支給金額)を明らかにすること。またその効果についての検証結果を明らかにすること。

(回答) 6.5万件を対象に77億円の予算を組んだ。結果は2.7万件、22億円だった。国の支援金の上乗せとしてお役に立てたと思う。

② 県独自の支援策として飲食業関係以外の業種も対象とした2回目の家賃軽減支援金を実施すること。

(回答) 数十億円の予算が捻出出来ない。国に対して予算を要望しているところ。

六、国に対する支援要請について

① 国に対して売上 50%減の要件を緩和し、支給額引き上げなどの改善をした持続化給付金の再給付を強く求めること。

② 国の一時支援金では申請手続きの煩雑さが増し、給付金の遅れが深刻な問題となっている。月次支援金をはじめ、今後、国が実施する支援策について、事業者の負担を最大限減らす改善を図るよう要請すること。

(回答) ①②ともコロナ対策として、全国知事会を通して強く要望を出しているところ。

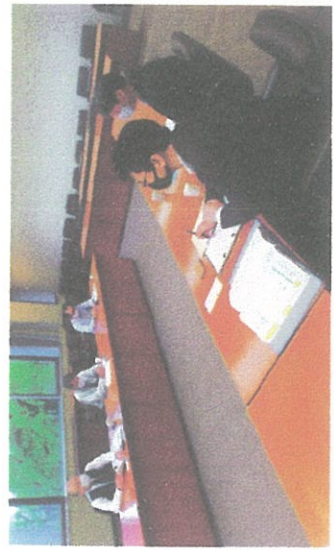
(要望) 知事会、知事会と言うが、それは定例の要望ではないか。緊急事態宣言下の今、この瞬間の要望として、福岡県を代表してもっと強く要望するべきだ。

③ 福岡県知事として、県が国に求めている支援策強化について、国の対応が遅れている事実をマスコミ等で公表し、世論に訴えることで国に迅速な対応をうながすこと。

(回答) 知事が前面に出ての発信はすでに行っているが、発信力という意味で効果が高いことは認識している。更に知事の露出回数を増やしたい。

【改めて要望】

全体を通して「県として支援策を適正に運営している」「予算内で出来ることをやっている」「国に要望は出しているが、国が実施しないことは県もしない」といった回答だと受け止めた。しかし、昨年実施した救済策の規模に対して、今回の緊急事態宣言下での補正予算が、全く足りていない。コロナで苦しむ全ての県内事業者を救済するため、予算を増額し、支援策を拡大することを、県職員、県議双方に求めて要請行動を終了した。



第 27 回福岡県社会保障推進協議会総会概要報告（案）

2021年7月13日
福岡県社会保障推進協議会

6月8日、福岡県社会保障推進協議会第27回定期総会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症対応のため、初めてのWEB（ZOOMシステム）を使った総会となりました。WEBシステムの参加が困難な場合に備えて、万全な感染対策を行い、少数で県民医連会場、県労連会場、大牟田市社保協会場に参加するよう調整しました。

今回の総会はコロナ禍ということ、WEB開催ということもあり、記念学習会等は行わず、総会議案をより深めるために、各団体、幹事からの討論を中心に進めました。また、広範な参加の呼びかけはしませんでした。当日40名を超える参加がありました。

総会の冒頭、田村昭彦会長より「新型コロナウイルス感染症が、科学的でない、知性の欠如した直感に基づく国の対応と政策によって人災の様相を呈し、一年以上続いている。これからもコロナを契機に様々な問題が明らかになっていく。今日の総会論議、今後の運動を通じて、国民の社会保障を守り、反科学的な政策に声をあげていきましょう」と挨拶があり、改めて、今こそ社保協の出番であることが強調されました。以下概要を報告します。

【議案提案】

はじめに、議長に中岡亘氏（直鞍社保協）を選出。

西村事務局長より「2020年度総括と2021年度方針」が下記の項目で提案された。コロナ感染症下における社会保障の拡充、国保改善の取り組み、後期高齢者後期連合議会絵の取り組み、生活保護・年金 改悪に反対する取り組み、子育て・子どもの医療費助成制度改善等の取り組み、障害者分野の取り組み、消費税の問題、他団体や議員との連携、自治体統一アンケートのとりくみ、地域社保協再開、県知事選挙での取り組み、自治体キャラバンの取り組み等。

次に、吉原太郎事務局次長（福岡県商工団体連合会）より「2020年度決算報告、及び2021年度予算」の提案がされ、井手和恵 会計監査（新日本婦人の会）より監査報告がされました。

【議案討論】

6団体2地域社保協より活動報告がされた。概要は以下の通り。（敬称略）

○障害者の生活と健康を守る福岡県連絡協議会 ⇒障福協会長・石松 周（チカシ）

5月18日の天海訴訟千葉地裁の不当判決では、要介護認定に申請しない65歳以上の障害者に対する障害福祉サービスの打ち切りを承認し、社会保障制度の根幹である「申請主義」をも認めていない。引き続き、介護保険65歳問題における厚生労働省見解（2009年通知・2015年事務連絡）の周知徹底を自治体に求めている。

○生活保護基準引き下げ違憲訴訟福岡弁護士 星野 圭

5月12日福岡地裁判決について、勝訴した大阪地裁に続く判決との期待もあったが、4.78%に及ぶ物価下落の根拠に言及されることなく原告敗訴となり、社会保障について国の裁量を大幅に認めた名古屋判決に戻った感だ。5月24日に福岡高裁へ控訴し、10～11月が第1回控訴審の見込みとなった。控訴審にむけてぜひ署名活動への協力をお願いしたい。

○福岡県生活と健康を守る会 事務局長 正中エミ子

まず、生活保護基準引き下げ違憲裁判への支援のお礼を申し上げたい。この間、2013年から84名の原告と支援団体が一同に13,000人分の署名を提出し、たたかってきた。5月12日の福岡地裁判決で原告の請求は棄却され、5月24日に福岡高裁へ45人が控訴した。

しかし、1人逝去されたため44人となった。その方の遺志も継いでこれからも共に頑張る決意だ。

○福岡県建設労働組合 書記次長 山中 健

5月17日の建設アスベスト4訴訟（神奈川・東京・京都・大阪各1陣）の最高裁判決で、国・建材企業の責任が断罪され、賠償責任が確定した。さらに、“一人親方”に対しても救済対象となり、建材企業の共同不法行為が認定されるなど、画期的な内容となった。課題として、屋外作業員への救済が残されており、第2陣で勝ち取っていきたい。

○消費税廃止福岡県各界連絡会 事務局長 有馬精一

コロナ禍の日本で生活格差がますます拡大し、貧困層が増えている一方、超富裕層の資産が激増していることはおかしい。富裕層優遇税制を改め、負担能力に応じて税金を集めるべきだ。また、56の国と地域では、消費税が引き下げられ、生活困窮者や事業者の支援、雇用の維持に大きな効果を発揮している。日本でもコロナ禍の今こそ消費税を5%に減税すべきである。

○全日本年金者組合福岡県本部 副委員長 星野智英

年金者組合では、若者も高齢者も安心できる公的年金制度を求め、日々活動している。その一環として、年金を受け取る人の生活水準の確保と安定、健康維持・増進のために、他の先進国で実現している「年金の毎月支給」を要求している。

○北九州市社会保障推進協議会 事務局長 岡本政昭

「生活保護110番」や「コロナ相談会」に取り組んできた。当初、1人10万円の特別定額給付金や健康に関する相談が多かったが、回を重ねるごとに相談内容が深刻化し、社会保障の脆弱さが浮き彫りになった。

○宗像市社会保障推進協議会 須田鋭一

後期高齢者の医療費窓口2倍化を政権交代で阻止しようとの力強い訴えがあった。

西村事務局長から討論のまとめがされた。

次に、これまでの「2020年度総括と2021年度方針」「2020年度決算報告、及び2021年度予算」「2020年度会計監査報告」の議案が全会一致で、拍手で採択された。

続いて総会アピールが草野美紀子事務局長（新日本婦人の会）より提案。拍手で採択された。

最後に岡崎誠事務局長（福岡県歯科保険医協会）より退任役員を紹介、第27期役員提案（総勢34名）がされ、拍手で承認された。幹事団体を代表して田村昭彦会長から、「新役員を中心にできることは何にでも取り組み今まで以上に社保協を活性化していくこと」と今後の決意と、退任役員への感謝が述べられた。新役員を代表して七里正昭事務局長（歯科保険医協会）から、歯科治療そのものが社会保障であり患者さんの「生きるを支えている」という誇りを持って運動に取り組むこと、窓口負担2倍化を阻止するたたかいを皆さんと連帯して頑張るとの決意が表明された。退任役員を代表して南区社保協の皆川誉子氏よりお礼の挨拶を頂いた。

三輪幸子副会長（新日本婦人の会）より、「各分野からの粘り強い報告に勇気づけられた。社会は前進している。私たちが声をあげ、行動することで政治を変えることができる。だれ一人とり残さない政治実現のためにこれからも力を合わせてがんばりましょう」との呼びかけがあり、総会は閉会した。

以上

【事跡】

2021年7月3日 第1回事務局会議

コロナ禍のいまこそ 人権保障、憲法の理念が活かされる政治の実現を

コロナ禍から1年が経過し、様々な社会保障の問題がクローズアップされた1年でした。

昨年末には厚労省のホームページに「生活保護受給は権利だ」と謳うようになり、扶養調査も不十分ながら一定制限するとした対応が生まれ、まさに社会保障を巡るせめぎあいの闘いが全国で、県民各層で続けられています。昨年9月までの7年8カ月に及ぶ安倍政権は、①富の集中をはかった「アベノミクス」、②消費税増税と社会保障改悪などの国民生活切り捨て、③「森友・加計問題」など政治の私物化、④「特定秘密保護法」の強行採決、集団的自衛権の行使容認などにより、民主主義・平和主義・立憲主義を後退させ続け「悪夢」としか言いようのない年月でした。

コロナ禍を理由とした10万人を超える解雇・雇止め、中小零細事業者を中心とする倒産への懸念、医療をはじめ、介護、福祉現場のひっ迫、住民のいのちと健康を守る保健所まで機能不全、自殺者も2万人を超える等、11年ぶりに増加しています。特に女性の自殺者が増えています。感染拡大で、十分な検査も受けられず、陽性となっても入院もできず自宅待機を余儀なくされ、自宅で亡くなるケースも発生しました。福岡県民主医療機関連合会が、29の病院や診療所などに実施した調査では、コロナ禍の生活困窮によって医療費が払えないとの相談をした患者さんは24人にのぼりました。8割は30代から60代の働き盛りで、コロナ禍で無職になった人が大半を占めていました。これは氷山の一角です。「新型コロナウイルス感染症」の収束が見通せない中、日々の営みに深刻な影響が広がっています。「自助・共助」が押し付けられ、政権与党の暴走で社会が傷んできています。生活と経営、日々の営みが壊され、権利がへし折られる事態にまでなりつつあります。「新型コロナウイルス感染」禍での経験は、私たちの生活、生命、医療、介護が政治と強くつながっていることを浮き彫りにしました。

今年は総選挙の年です。国民のいのちと暮らしを危機にさらすコロナ対策の現政権の流れを続けさせるのか、それを断ち切ってあらゆる資源を投入してコロナ対策、生活補償を最優先する新たな政権を誕生させるのかが問われています。後期高齢者医療窓口負担2倍化にストップをかける闘いなど、今まさに、政治に求められるのは、県民の命と暮らしを最優先課題に、医療・公衆衛生をはじめとする社会保障の抜本的拡充です。入管法改定案が、国民世論の力でついに廃案となりましたが、与党勢力絶対多数の下で、国会は問答無用の悪法製造機と化しており、「コロナ」対策に隠れて、75歳以上の窓口負担2倍化、紹介状なしの病院受診の定額負担の拡大、介護では総合事業への地ならし、介護サービス自己負担額原則2割への改悪も引き続き狙われています。地域医療構想の名もとの統廃合、絶対数が足りない中で「医師の働き方改革」、看護師不足、介護職の慢性的な不足など、制度崩壊、生活崩壊の危機に直面しています。平和を守り、人権を尊重し、社会保障を充実させるため、「国民が安心して暮らせる国づくり」、「ストップ！患者負担増」の世論を広げ、安心・安全の医療・介護や平和を脅かす政治・外交姿勢を転換させる必要があります。主人公は国民です。

日本国憲法第25条の理念が活かされる政治実現のため、私たちは、広く国民の皆さんとともに、今後とも奮闘する決意です。

2021年6月8日 福岡県社会保障推進協議会第27回定期総会

関係各位

2021年6月14日
福岡県社会保障推進協議会
会長 田村 昭彦



福岡県社会保障推進協議会第27回総会のご報告と御礼

梅雨空に色様々の紫陽花が鮮やかに咲いています。皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

6月8日にWeb開催しました福岡県社保障推進協議会第27回定期総会には、お忙しい中、多くの方々に御参加をいただきました。誠にありがとうございます。ならびに祝電・メッセージをお寄せ下さいました個人・団体の皆様にも重ねて厚くお礼申し上げます。

総会では、総括・方針、決算・予算、新役員体制、総会アピールの提案について全会一致で承認を受けました。

特に、この間の各団体の社会保障推進の活動報告では、天海訴訟、生活保護基準引き下げ・年金引き下げ違憲訴訟の裁判闘争、消費税減税のたたかい。高齢者医療費窓口負担2倍化反対の運動、生活保護・コロナ相談会開催状況等の具体的な取り組みが紹介されました。参加者一同は、その粘り強さと、不屈の精神に新たな勇気を共有することができました。

また、新役員代表の挨拶では、「新役員とともに福岡県の社会保障推進活動を活性化し、これからの一年、コロナ禍がもたらした新自由主義的な課題による大きな被害や問題点に対して、どのように国民・県民の皆さんと一緒にたたかい社会保障充実に向けて運動していくのか。できることは、全てに取り組み奮闘していく」との新たな決意が述べられ、参加者全員で確認しました。

今後、更なる給付抑制と負担増、介護の保険給付外し、年金・生活保護等の削減など社会保障改悪の動きに対し、果敢に闘うとともに、地域の社会保障推進運動の更なる発展に貢献していく所存です。

これまで同様、福岡県社会保障推進協議会の諸活動へのご支援・ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

略儀ながら書面をもってお礼及びご報告申し上げます。

以上

※別紙にて、総会アピールを同封しております。

2021年6月5日

中央社保協役員選出団体 各位

中央社会保障推進協議会
事務局長 山口一秀

2021年度中央社保協役員選出のお願い

連日のご奮闘ご苦労さまです。

中央社保協は、2021年7月10日に2021年度第65回全国総会を開催します。
この一年間、中央社保協役員をご選出いただきありがとうございました。

新型コロナ感染拡大の下、安部政治を引き継いで登場した菅政権は、いのち、暮らし、生業を脅かし、社会保障抑制・削減策をさらに強行しようとしています。

政治の転換と国民のいのちと暮らしを守る各分野の社会保障拡充要求の実現が急務であり、社会保障の財源確保、安心して住み続けられる地域づくりへ社会保障運動の前進が求められています。

第65回総会において、2021年度運動方針を提起・確認し、それを実践する新体制を組むにあたり、引き続き貴団体より役員を選出して頂きますようお願いいたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

記

○選出して頂きたい役職名 運営委員

団体名 福岡県社会保障推進協議会

氏名 西村 一

※ 総会準備の都合上、6月25日(金)までに、氏名のご報告をいただきますよう、お願い致します。

※ 機関会議等の関係で、総会時点で役員名が定まらない場合は、19年度役員で引き継いでいただき、年度途中での変更可能です。

以上

第48回 中央社会保障学校 from 名古屋

コロナ禍、いのち・くらしの「危機」が迫る みんなの安心支える社会保障を考える

2021年8月28日(土) ~ 29日(日)

名古屋と全国各地を
Webで結んで

1日目

8月28日(土) 13時00分~16時30分

▶13時00分~開会

第1講座

▶13時15分~14時45分

コロナ禍の日本の政治・社会を
どう見るか、どう展望するか (仮題)



石川 康宏 氏 (神戸女学院大学教授)

第2講座

▶15時00分~16時30分

社会保障入門講座~
「社会保障入門テキスト」を学ぶ

(「社会保障」誌 498号に掲載)



村田 隆史 氏 (京都府立大学准教授)

開催
方法

愛知労働会館ホール(名古屋市)と全国をオ
ンライン(Zoom)で結んで開催。

参加費

1日 1,000円

(データで配信する資料代を含む)

2日目

8月29日(日) 9時30分~13時00分

第3講座

▶9時30分~12時30分

シンポジウム

コロナ禍の社会保障、課題は (仮題)
—医療、保健所、保育、支援活動の現場から検証



コーディネーター
長友 薫輝 氏 (三重短期大学教授)

コロナ禍でこれまでの社会保障の脆弱性が露呈。
医療、保健所、子育て、働き・暮らしの各分野
から実態や問題点を報告し、今後の政策の転換
を考えます。

▶13時00分 閉会

申込
方法

右の QR コードもしくは中央
社保協ホームページより申し
込みができます。

※ご不明な点は中央社保協までお問
い合わせ下さい。



申込
締切

8月10日

主催 中央社会保障推進協議会・第48回中央社保学校現地実行委員会

51

☎03(5808)5344 Fax.03(5808)5345 E-mail:k25@shahokvo.jp

第 48 回中央社保学校 from 名古屋 参加申込み案内【個人用】

2021 年 6 月 2 日
中央社会保障推進協議会

◎開催概要

開催日: 2021 年 8 月 28 日(土)13 時~29 日(日)13 時終了

開催地: 愛知労働会館+オンライン・Web

主 催: 中央社会保障推進協議会

第 48 回中央社保学校現地実行委員会(愛知・岐阜・三重・静岡各県社保協)

お問い合わせ: 中央社保協

☎03-5808-5344、 Fax03-5808-5345 e-mail: k25@shahokyo.jp

◎参加申込みにあたっての注意事項

①受付確認後、中央社保協より「参加案内」を返信します。

②参加登録は、お一人ずつでお申し込みください。

参加申し込み方法

1) 中央社保協ホームページより参加申し込みをする

<https://shahokyo.jp/>

2) 案内チラシの「QR コード」を読み取り、参加登録をする。または、以下の URL から参加申し込みをする

<https://docs.google.com/forms/d/1u3lVUcHjPDoXFeFsusKteDIUjy8vF4R3fsT04wm4ro>

3) FAX で参加申し込みをする

中央社保協ホームページの「FAX での申込用紙」をダウンロードして下さい

③参加費は、1 日 1000 円、2 日間 2000 円です。8 月 16 日までにお振込みください。

・ 講義資料はデータ配信(参加費に含)しますが、印刷冊子が必要な方は申込んで下さい(300 円・送料込)。

・ 第 2 講座では 2021 年「社会保障」誌・秋号も使用します。定期購読者以外に必要な方は申込んで下さい(700 円・送料込)。

【振込先】

「中央社保学校参加費」と明記し、参加者名を必ずご記入下さい。

※振り込み手数料は各自ご負担ください。

振込先: ゆうちょ銀行 00180-3-155551

中央社会保障推進協議会

以上

第 48 回中央社保学校 from 名古屋 参加申込み案内【個人用】

2021 年 6 月 2 日
中央社会保険推進協議会

◎開催概要

開催日：2021 年 8 月 28 日(土)13 時～29 日(日)13 時終了

開催地：愛知労働会館 + オンライン・Web

主催：中央社会保険推進協議会

第 48 回中央社保学校現地実行委員会(愛知・岐阜・三重・静岡各県社保協)

お問い合わせ：中央社保協

☎03-5808-5344、 Fax03-5808-5345 e-mail : k25@shahokyo.jp

◎参加申込みにあたっての注意事項

- ①受付確認後、中央社保協より「参加案内」を送信します。
- ②参加登録は、お一人ずつでお申し込みください。
- ③参加費は、1 日 1000 円、2 日間 2000 円です。8 月 16 日までに申込みください。
講義資料はデータ配信(参加費に含)しますが、印刷冊子が必要な方は巾込んで下さい(300 円・送料込)。
- 第 2 講座では 2021 年「社会保障」誌・秋号も使用します。定期購読者以外で必要な方は申し込んで下さい(700 円・送料込)。

【振込先】

「中央社保学校参加費」と明記し、参加者名を必ずご記入下さい。

※振り込み手数料は各自負担ください。

振込先：ゆうちょ銀行 00180-3-155551 中央社会保険推進協議会

FAX 03-5808-5345 中央社保協宛

第 48 回中央社保学校 from 名古屋 参加申込み用紙【個人用】

記入日 2021 年 月 日、記入者名()

- ① 都道府県名 []
- ② 所属組織 []
- ③ お名前 []
- ④ 連絡先 【(TEL) []
【(FAX) []】

e-mail アドレスがあればご記入下さい 【 [] 】

- ⑤ 参加日をお選びください。(□にチェックを入れる) 参加申込は 1 日単位です
 1 日目(8 月 28 日) 参加費用 1000 円
 2 日目(8 月 29 日) 参加費用 1000 円
- ⑥ 「講義資料」などについて (□にチェックを入れる)
 「講義資料」はデータをダウンロードして見る(参加費に含む、「社会保障・秋号」は見れません)
 「講義資料」(印刷冊子)の送付を希望する(別途 300 円・送料込)
- 第 2 講座で使用する 2021 年「社会保障」誌・秋号の送付を希望する(別途 700 円・送料込)

送料込)

- ⑦ 「講義資料」「社会保障誌」送付先住所、電話番号

【〒 []

【市 []

- ⑧ 確認のため「振り込み金額」を記入して下さい【 [] 円】

※受付確認後、中央社保協より「参加案内」を返信します

あなたの FAX 番号の記入をお忘れなく!

第 48 回中央社保学校 from 名古屋 参加申込み案内【団体用】

2021 年 6 月 2 日
中央社会保障推進協議会

※各団体で、まとめて参加登録しまとめて費用の振り込みを行うための案内文書です。

◎開催概要

開催日: 2021 年 8 月 28 日(土)13 時～29 日(日)13 時終了

開催地: 愛知労働会館+オンライン・Web

主 催: 中央社会保障推進協議会

第 48 回中央社保学校現地実行委員会(愛知・岐阜・三重・静岡各県社保協)

お問い合わせ: 中央社保協

☎03-5808-5344、 Fax03-5808-5345 e-mail: k25@shahokyo.jp

◎参加申込みにあたっての注意事項

- ① 団体での参加登録は「第 48 回中央社保学校参加申し込み【団体用】」(Excel シート)に記入し中央社保協へ送付してください。⇒

送付先 e-mail: k25@shahokyo.jp
--
- ② 受付確認後、中央社保協より「参加案内」を登録された団体へ送付します。
- ③ 参加登録は、団体でまとめてお申し込みの場合、費用は一括でお振込みください。
※個人で振り込みの場合は、別の「個人用」で参加登録をしてください。
- ④ 参加費は、1 日 1000 円、2 日間 2000 円です。8 月 16 日までにお振込みください。
 - ・ 講義資料はデータ配信(参加費に含)しますが、「印刷冊子」が必要な方は申し込んで下さい(300 円・送料込)。
 - ・ 第 2 講座では 2021 年「社会保障」誌・秋号も使用します。定期購読者以外に必要な方は申し込んで下さい(700 円・送料込)。

※申し込まれた冊数を、登録された団体の住所へ一括で送付します。

【振込先】

「中央社保学校参加費」と明記し、参加者名を必ずご記入下さい。

※振り込み手数料は各自ご負担ください。

振込先: ゆうちょ銀行 00180-3-155551 中央社会保障推進協議会

- ⑤ 個人で視聴を希望される方のみ、Excel シートの右端「個人視聴希望の場合の e-mail アドレス」の欄に記入して下さい。

※ご不明の点は、お気軽に中央社保協までお問い合わせください。

福岡県の 国保単位化問題 について考える

～今後の国保改善運動に向けて～

福岡県は、国保運営協議会から国保運営方針について答申を受けましたが、その中身は、2024(令和6)年度から国保料の均一化を実施することや、法定外繰入の削減・解消とあわせて、滞納整理を強化するという内容でした。

福岡県社保協では、「県の国保運営方針」を知り、「今後、国保改善運動をどうすすめるか」を学ぶ、「国保学習会」を開催します。

今回の学習会は感染予防の観点から、オンライン(Zoom)を併用して開催いたします。どなたでもお気軽にご参加・ご視聴ください。

日時 8月23日(月)15:00~16:30

報告・講演 福岡県国保運営方針改定の概要について

報告：福岡県社会保障推進協議会 **西村 一 事務局長**

今後の国保改善運動に向けて(仮題)

講師：埼玉県社会保障推進協議会 **川嶋 芳男 事務局長**

福岡県社保協 国保学習会 参加申込書 (メール・FAXにてお申込みください)

参加者氏名	団体名
参加形態 (会場参加orオンライン参加のいずれかに○を)	福岡会場・北九州会場・大牟田会場・オンライン (Zoom) (福岡会場とオンラインで接続します)
連絡先メールアドレス (オンライン参加のみ記入。ミーティングIDとパスコードを送信します)	

※オンラインでの参加の仕方がわからない・オンラインで参加する環境がない方は福岡県社保協までご相談ください。

参加申込・お問い合わせは…

福岡県社会保障推進協議会

福岡市博多区博多駅前1丁目19-3 (福岡・佐賀民医連内)

TEL : 092-483-0431 FAX : 0955-483-0435 Mail : syaho@f-kenren.or.jp

国保学習会開催要項

2021年6月25日
福岡県社保協国保部会

開催にあたって

福岡県は、国保運営協議会から国保運営方針及び事業費納付金の算定について答申を受け、2021年1月に改定した。そこには、2024年度（令和6年度）から国保料均一化を実施することや、法定外繰入と繰上げ充用の削減・解消と併せて滞納整理を強化することが示された。

よって、県の運営方針を知り、国保改善に向けた今後のたたかい方について学ぶことが重要である。

記

日程：2021年8月23日（月）15：00～16：30

方法：オンライン[ZOOM]開催

会場：福岡）福岡民医連会議室、北九州、大牟田会場も視野に入れる

*オンライン[ZOOM]使用不可の方など

主催：福岡県社保協、国保部会

目的：①福岡県の保険料均一化について知る。

②国保の運動について他の社保協の進んだ取り組みを学び、国保料引き下げや
収納対策の運動（キャラバン）につなげていく。

対象：県社保協団体を中心に国保運動を一緒に推進していく方

規模：50名程度

スケジュール：

15：00 開会あいさつ

15：05 福岡県国保運営方針改定の概要について <20M>

報告：福岡県社保協・西村 一事務局長

15：25 「今後の国保改善運動にむけて（仮）」 <1h15M>

講師：埼玉県社保協・川嶋芳男事務局長

16：10 質疑応答 <15M>

16：25 閉会あいさつ

16：30 終了

以上

福岡県後期高齢者医療広域連合

議長 様

【請願人】

団体名 福岡県社会保障推進協議会

代表者名 会長 田村 昭彦

住 所 福岡市博多区博多駅前1丁目19-3
博多小松ビル2階

電話 (092) 483-0431 fax (092) 483-0435

【紹介議員】

「高齢者の窓口負担2倍化に伴う受診に与える影響調査」を求める 請願

【請願主旨】

第204回国会で可決された後期高齢者の医療費窓口負担「2倍化」の実施は、来年秋以降とされています。

政府は、2倍負担の対象は、単身世帯は年収200万円以上、夫婦世帯で年収320万円以上と説明していましたが法案には明記されず、2割負担の対象となる範囲（年収基準）は法改正を要せずに、「政令で定める」として、今後無制限に拡大される可能性があります。

菅首相は、「2割化」が「直ちに患者の健康への影響を意味しない」と述べていましたが、これには何の科学的・客観的根拠もありません。

過去の高齢者窓口負担増の影響について、受診控えによる健康悪化が多数発表されていることを厚労省自身も認めています。

政府が理由としていた「現役世代の負担軽減」は、1人当たり年間700円、月30円にしかありません。最も削減されるのは国・自治体の公費1140億円です。

コロナ禍で、多くの国民が苦難の中にあり、特に高齢者は、2度の消費税増税に加え、年金の引き下げ、後期高齢者医療・介護保険等の保険料の引き上げ等負担増が続き、生活と健康が脅かされています。今般、健康保険法等の一部を改正する法律には、参議院で付帯決議が出されました。医療費自己負担の2倍化は、高齢者の医療機関受診を大きく妨げ、疾病の早期発見を見逃し、重症化を招きかねないことを、付帯決議の中で受診に与える影響を把握する趣旨の決議がされています。つきましては以下を請願致します。

【請願事項】

- (1) 国に対して、「75歳以上の医療費窓口負担2倍化に伴う高齢者への受診に与える影響調査を実施するよう求める」意見書を提出してください
- (2) 福岡県広域連合議会として県内の75歳以上の医療費窓口負担2倍化に伴う高齢者への受診に与える影響調査を実施してください

以上

後期高齢者医療広域連合議会への行動!

6月4日、参議院本会議で「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」などを内容とする健康保険法等の一部改正案が、自民、公明、維新、国民民主各党の賛成多数で可決されました。立憲民主党と日本共産党は反対しました。このコロナ禍において、受診抑制による健康への影響の検証もなく、高齢者の必要な受診の機会を奪う法案を可決させた政府と与党には、実施させない運動に取り組んでいくことが求められます。特に後期高齢者連合議会への働きかけは重要です。当日、新型コロナウイルス感染症に留意し、スタンディング行動を行います。

日程：2021年7月29日（木）

場 所 博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間

福岡市博多区吉塚本町13番55号

時 間 13:00 自治会館前集合、宣伝

14:00～16:00 議会傍聴

連絡先：福岡県社会保険推進協議会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-19-3 博多小松ビル2階（福岡県民医連内）

Tel 092-483-0431 Fax 092-483-0435

E-mail svaho@f-kenren.or.jp

(表)

公文書開示請求書

2021年7月3日

(あて先)福岡県後期高齢者医療広域連合 広域連合長

請求者

住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

(〒812-0011)

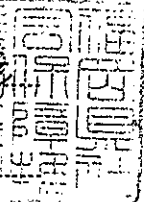
福岡県博多区博多駅前1-19-3 博多小松ビル2F

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

福岡県社会保険推進協議会 会長 田村 昭彦

電話番号 092 (483) 0931

連絡先又は担当者 西村 一



福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>請求する公文書の名称等</p> <p>（請求する公文書が特定できるよう、公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。）</p>	<p>① 後期高齢者医療保険料滞納繰越分収細率</p> <p>② 後期高齢者医療自治体別の滞納処分状況</p> <p>③ 短期被保険者証の交付状況</p> <p>④ 健康診断受診数と受診率</p>
<p>求める開示の方法</p> <p>該当する□内にレ印を記入してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付</p>

療養費の振込先口座の登録を行えるようにするなど申請漏れが生じないような取組をアッシェム型で進めることについて、関係機関と協働を進めること。さらに、配慮措置の導入により、高額療養費制度の対象となる被保険者の急増が見込まれることから、事務負担の増加が見込まれる後期高齢者医療広域連合等に対する支援を的確に実施すること。

三、後期高齢者医療制度の創設以降、高齢者世代と現役世代の人口バランスが大きく変化し、制度の支え手である現役世代に対する負担が加速度的に増していることや、現役並み所得の後期高齢者に係る医療給付費について公費負担が行われておらず現役世代に対する過重な負担となっていること等を踏まえ、後期高齢者医療制度における財源の在り方について検討を行うこと。

四、後期高齢者支援金の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けた保険料収入の急減により、健康保険組合の財政運営が極めて困難な状況にあること等を踏まえ、特に財政状況が厳しい健康保険組合に対する財政支援や保険者機能強化支援事業等の推進を図ること。

五、健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化に当たっては、制度の一層の活用が図られるよう事業主及び労働者に対し、改正内容のほか制度自体の趣旨・申請手続等に関して丁寧な周知を行うこと。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

令和三年六月三日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しについて、二割負担の対象となる後期高齢者において、必要な受診が抑制されることにより疾病の早期発見が妨げられ、重症化につながるおそれがないよう健康診査の強化など必要な取組を進めること。また、窓口負担割合の見直しが後期高齢者の受診に与える影響を把握するとともに、いわゆる長瀬式について、現代の受療行動等に対応した信頼性の高い推計が可能となるよう研究を進めること。

二、二割負担の対象となる後期高齢者に対して設けられる配慮措置については、高額療養費制度による対応となることから、申請漏れ等が生じることのないよう、後期高齢者医療広域連合や医療機関等に対し、ポスターやパンフレットの提供など必要な支援を行い、その周知・広報を徹底すること。また、事前に高額

れるようになることを踏まえ、当該情報が適切に管理・運用されるよう、国が責任をもって個人情報保護法等に基づき適切かつ十分な助言・指導を行うとともに、関係法令やガイドライン等の周知・広報を徹底し、併せてガイドラインの見直しなど適切かつ十分な個人情報保護に向けた不断の検討と対処を行うこと。

九、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に当たっては、制度施行までに個人番号カードの取得や医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入が進まない場合、医療券等の発行業務が併存し、かえって福祉事務所の事務負担を増大させることにつながりかねないことから、被保護者の個人番号カード取得の支援や、医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入支援を進めること。また、何らかの事情により制度施行後においても個人番号カードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなど、必要な医療を受けられる体制を確保すること。さらに、情報通信機器を保有していない被保護者が、マイナポータルを通じて自身の健診情報等を閲覧できるよう、適切な支援を行うこと。

十、近年増加の一途にある高額な医薬品・医療機器について、将来の医療保険財政に与える影響を早期に検証し、その適切な評価の在り方に関する検討を進めるとともに、特に各製薬企業等による医薬品等の情報

また、事業主から申請手続に係る協力が得られないなど、不適切と見受けられるケースが発生した場合には、保険者と連携しつつ、当該事業主に対して適切に指導を行うこと。

六、育児・介護休業法の改正により、育児休業を最大四回に分割して取得することが可能となることを踏まえ、単に社会保険料免除だけを目的とした恣意的な育児休業の取得が行われることのないよう、各事業主に対して制度の適切な活用を促すこと。また、育児休業取得による社会保険料免除の適用状況を把握し、適切な運用が行われているか不断の検証を行うこと。

七、国民健康保険に導入される未就学児に対する均等割保険料・税の減額措置について、市町村や都道府県等における財政状況等を勘案しながら、対象者や減額幅の更なる拡充を引き続き検討すること。また、国民健康保険については、被用者保険と異なり、出産手当金制度等の所得保障を目的とする現金給付が任意による実施とされ、産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

八、機敏性が高く、第三者には知られたいくない情報が含まれる健診情報等が、各保険者により多く集約さ

開示状況の評価について、開発過程における特許料等の取扱い等も含め、十分な検討を行うこと。また、極めて高額となり得る遺伝子治療について、その在り方を速やかに検討し、その結果を踏まえた適切な評価の在り方も含め、今後の方向性を示すこと。

十一、窓口負担割合の見直しなど患者の受診行動に影響を与え得る制度変更を検討する場合は、医療費への効果額の詳細な内訳などを関係審議会等に明示した上で議論を進めること。

十二、二〇二三年以降後期高齢者が急増する中、現役世代の負担上昇を抑えながら、国民皆保険制度の維持に向けた持続可能な全世代型の医療保険制度を構築するため、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方、保険給付の在り方、医療費財源における保険料、公費、自己負担の適切なバランスの在り方等について、税制も含めた総合的な議論に着手し、必要な法整備等を講ずること。
を決議する。

新型コロナウイルス・ワクチン予防接種に係る人権・差別問題ホットライン
概要まとめ

※相談者のプライバシーに配慮し、事案の同一性を損なわない範囲で一部事例を抽象化、加工しています。

第1 ホットラインの趣旨・目的

新型コロナウイルスワクチン接種に関して、2021年2月19日付け「新型コロナウイルスワクチン接種に関する提言書」を踏まえ、接種の強制・不利益取扱い（自己決定権侵害）・差別などの人権侵害の状況を把握し、必要な助言を行うとともに、当連合会により人権侵害防止に向けた取組を行っていく。

第2 相談の日時・件数

2021年5月14日（金）10～19時：138件
15日（土）10～17時：70件
2日間合計：208件

第3 相談者の住所（都道府県）

37都道府県（不記載・不明を除く。）→ほぼ全国的
（内訳）北海道、東北（青森県・宮城県・山形県・福島県）、関東（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県）、甲信越（山梨県・新潟県・長野県）、中部（愛知県・静岡県・三重県・岐阜県・富山県・石川県・福井県）、近畿（大阪府・兵庫県・京都府・奈良県）、中国（広島県・岡山県・鳥取県）、四国（香川県・愛媛県・徳島県）、九州（福岡県・熊本県・佐賀県・大分県・鹿児島県・宮崎県）

第4 相談者の職業

本人のみならず、親・同僚・先輩などからの相談も多かった。

1 医療関係

①学生（看護学校生、大学生（看護学部・医学部））、②医療従事者（医師、看護師、病院事務、検査技師等）、③薬局関係者、④救急隊員など

2 高齢者・介護施設関係

①施設従業員・介護士、②施設利用者など

3 その他

①会社員、②公務員、③会社経営者、④自営業など

第5 相手方の属性

- 1 学校関係者（看護学校、大学）
- 2 勤務先関係者（医療機関、高齢者・介護施設、雇用主、施設職員、同僚、その他の関係者）など

第6 相談（電話）の経緯

- 1 テレビ：130件（62.5%）
- 2 ラジオ：23件（11.1%）
- 3 SNS：6件（2.9%）
- 4 インターネット：5件（2.4%）
- 5 ホームページ：4件（1.9%）
- 6 新聞：3件（1.4%）
- 7 テレビ&ラジオ：1件（0.5%）
- 8 テレビ&HP：1件（0.5%）
- 9 法務省人権相談：1件（0.5%）
- 10 不明・不記載：34件（16.3%）
（合計208件）

第7 相談者の年齢層

- 1 90歳代：5名（2.4%）
- 2 80歳代：43名（20.7%）
- 3 70歳代：39名（18.8%）
- 4 60歳代：22名（10.6%）
- 5 50歳代：19名（9.1%）
- 6 40歳代：26名（12.5%）
- 7 30歳代：10名（4.8%）
- 8 20歳代：4名（1.9%）
- 9 不明：40名（19.2%）（学生含む）
（合計208名）（ただし、本人ではなく、第三者（知人・同僚・先輩等）からの相談の場合あり）

第8 相談の主な類型

が、副作用が出た5～6名が「2回目の接種を受けたくない」と言ったところ、学校から「実習に行かなくてよいのか。卒業できなくなる」などと言われている。

⑥看護学校3年生の子どもが（学校の中で1人だけ）接種しない選択をしたが、学校から「不利益があるかも」と言われた。

⑦実習が始まるに当たってワクチンを受けようと言われる。受けて当然という雰囲気。

イ 医学部生

①医学部の寮の統括者から「ワクチン接種しないと退寮、病棟実習できない」と言われた。病棟実習の先生に聞いたら「ワクチンを打たないから病棟実習させない」ということはない。ただ、寮のことは自分の管轄外なので言えない」と言われた。

②ワクチン接種をしなかったところ、寮担当の教授から呼び出され、自主退寮を勧められた。自分は自主退寮を受け入れているが、今後、大学のカリキュラムにおいて、ワクチン接種が単位取得の前提とならないか、心配である。

(2) 医療従事者

職場で拒める雰囲気がなく、接種をしなければ、退職等を求められている。

ア 看護師

①（病院から）「ワクチンを打たないならば、過去に予防接種などでアナフィラキシーショックが出たことの診断書を出せ。ワクチンを打ってコロナに罹患した場合には7割の給与を補償するが、受けずにコロナに罹患した場合には自己責任」と言われる。

②病院からワクチン接種を強制されている。同調圧力がある。

イ 医師

・ワクチンの安全性に疑問があり、都道府県からの接種協力要請に反対したところ、医療法人理事長から病院長を解任された。

ウ その他医療従事者

①臨床工学技師の夫が、職場の病院から「ワクチンを打たなければクビ」と言われている。

②後輩に接種を希望しない者があり、病院からは「接種しないなら退職」と言われている。

エ 薬局勤務

・ワクチン接種しなかったところ、受付業務（対人業務）から後方業務に

1 人権侵害関係

- (1) ワクチンの強制・不利益的取扱い（又はそのおそれ）
- (2) 同調圧力・差別・不利益的取扱いに対する不安

2 説明・対応が不十分・不適切

- (1) 医師
- (2) 自治体
- (3) 政府・報道機関

3 接種への不安

- (1) 持病・アレルギー体質
- (2) 副反応の懸念など

4 接種希望

- (1) 接種を受ける機会
- (2) 接種の同意者
- (3) 接種の予約

5 その他

第9 相談の具体的内容（概要）

1 ワクチンの強制・不利益的取扱い（又はそのおそれ）

(1) 学生

ア 看護学生（看護学校生・大学生（看護学部））

ワクチン接種をしないと実習を受けさせない（そのため単位を与えられない）などと言われて、強制されている（同種相談7件）。

①「希望しないということは実習しないということでもいいですね」と言われている。

②実習先で接種が望ましいとなり、学校で一斉に接種を強制されている。「拒否するなら実習ができない可能性があり、単位取得できない」と言われた。

③学生の中に受けたくない人がいる。自分（相談者）は個人の自由だと思っているが、学校側は受けないと実習に行かせないという方針のようであり、おかしいと思う。こういう状況があることを知ってもらいたい。

④自分（相談者）の診療所でアルバイトをしている看護学校生が、実習先の病院から「ワクチン接種しないと実習を受けさせられない」と言われている。

⑤看護学校2年生に対して、数日前に突然言われて1回目の接種をした

移された。

(3) 医療関係者（プライバシー侵害関係）

職場でワクチン接種の有無が公開されることにより、強制されている。

①職場にワクチンを「受ける」「受けない」「受けたくない」にチェックする表が張り出されている（「受けたくない」にチェックできる空気ではない。）。

②総合病院勤務の相談者はワクチン接種を受けていない（ワクチン接種は任意ということで強制はされていない。）が、接種を受け終わるとそのことが名札上に表示され、誰が接種したのか否か、外部からも一目瞭然になっている。接種の有無というセンシティブ情報を名札上に表示するのは不当であり、非接種者への差別である。

(4) 高齢者・介護施設

ア 介護施設職員

職場で全員接種が求められ、非接種の場合は退職・休職・配置転換等も求められている。

①相談者はワクチンを打ちたくないが、施設から「全員受けてくれ」「接種しなければ休職扱いとなる」と言われた。

②職場から「ワクチン接種は義務的」「打ちたくないのであれば、ここでは働けない（事実上クビ）」と言われている。

③1回目は接種したが、2回目は体調を崩しているのに、やめたい。しかし、上司から「医療従事者として打つのは当たり前」と言われている。

④職場で相談者だけが接種しないこととなったが、上司から「もしコロナに罹ったらあなたのせいだ」などと言われる。

⑤ワクチン接種を拒否したところ、部署替えを求められた。年齢もあつて馴染めるかを心配して、退職した。

イ 介護施設利用者

・「ワクチン接種しない」と通所施設を利用できなくなるとケアマネージャーから説明を受けたため、やむなく応じた。

2 同調圧力・差別・不利益的反撃に對する不安

(1) 医療関係者

ワクチンを接種しない者への同調圧力や差別への不安がある。

①院長クラスから「受けないと駄目だよ」と言われた。総務課は「院長は接種義務はないことは認める」とのことだが、他の医師は「絶対受けたくない」と言われており、受けたくない上司の医師の指導などが受けられないのではないかと心配。

②勤務先でワクチンを打たないと言ったら、周囲から白い目で見られる。

③接種しないと「ワクチンを受けていない奴が仕事する場じやない」という雰囲気があり、のけ者にされる。

④周囲の医療関係者がワクチン接種を強制されているため、今後、相談者も接種を強制されるのではないかと不安である。

(2) 介護施設職員

①アレルギー体質のため接種を拒否したが、施設側から「打つと言わないと動きません」「（打たないのは）あなただけですよ」などと言われた。

②ワクチン接種を拒否したところ、「辞めてもらうけどいいかか」と言われた。

(3) 高齢者・介護施設の入所者・利用者

①介護施設のデイサービスを利用しているが、ワクチン接種はしたくない。ワクチン接種をしないことで、サービスを利用できなくなると心配がある。

②母親が施設入所しているが、「ワクチンを打たないなら出て行け」と言われないうえに不安である。入所時にインフルエンザのワクチン接種に承諾しているため、今回も接種を強制されないか。

(4) 高齢者・アレルギー体質

①主治医から接種しない方がよいと言われたが、接種しないと、将来施設に入るときに困るのではないか。

②薬でじんましんが出たことがあるので、ワクチンは打たないと決めていたが、今後、差別されることはないか。打たない人のことは報道されない。

③アレルギーがあるので、医師から「接種しない方がよい」と言われた。今後、ワクチンを接種しないと映画館やレストランには入れないという不利益を受けないうえに不安である。アレルギーで接種できない証明書を発行してほしい。

④ワクチンの案内が来たが副反応が心配で受けたくない。受けたくないときの世間の目が心配。

(5) 大学生（医学部）

・ワクチン接種をしないことによる大学（医学部）での不利益が心配である。

(6) 役所職員

・B型肝炎ワクチンの接種について上司に長時間説得されたことがあるので、新型コロナウイルスワクチンもこれから（説得が）あると思ひ、同調圧力が予想される。

(7) 自営業者

・喘息の基礎疾患があり、医師からワクチン接種を止められているが、ワクチンを打たないと言うと、近所の人から責められる。今後、近所の目が心配である。

3 説明・対応が不十分・不適切

(1) 医師

- ① 自分は特病が心配で打ちたくないが、かかりつけ医から「打つべき」ときつく言われて困っている。
- ② かかりつけ医に接種すべきかを相談しても「自分で決めて」と言われるだけで、悩んでいる。

(2) 自治体（県・市）

・過去にアナフィラキシーの経験があったため、県と市の相談窓口へ接種しなればならないかを相談したが、笑われて、まともに取り合ってくれず、「どこかに今日の相談をすることはやめてくれ」と言われた。

(3) 政府・報道機関

- ① 国内死亡者の状況が知りたい。
- ② ワクチンの情報（プラス・マイナス）を医療の信頼を損なわないためにもきちんと公開してほしい。判断するのに十分な情報提供がされていない。
- ③ 副反応の公表などが十分なされていない。

4 接種への不安

- (1) 持病・アレルギーを理由として接種への不安がある（多数）。
- (2) 副反応の懸念などを理由とした接種への不安がある（多数）。

5 接種希望

(1) 接種を受けられる機会

ア 非正規社員のため医療従事者枠に入れない。

① 派遣会社に登録されているが、派遣元でも派遣先（3か所）でも接種対象とならない。

② 週1回クリニック（発熱外来）に勤務する看護師であるが、ワクチン接種の名簿に入れてもらえず、接種できない。

イ 住民票と住所が異なる場合

① 原発避難特例法により福島県から県外に避難しており、現在の居住地にクーポン（接種券）が届いたが、住民票を福島県に残したままの原発避難者は、接種できない。

② 建設作業員は、住民票と住居が異なる者が多いため、接種を受けられない。

(2) 接種の同意者

- ① 高齢者の母親の接種同意について兄弟で意見が合わず、施設側は弟の同意のみを進めている。
- ② 判断能力のない施設入所者には親族がおらず、成年後見人からも医療に関する同意できないと拒否された。行政にも相談したが手段なし。

(3) 接種の予約

- ① 初回接種から2回目接種が6～7週間空いてしまう。
- ② 予約方法が分からない（多数）。
- ③ 予約の電話が繋がらない（多数）。

6 その他

会社経営者からの相談（接種を拒否したことを理由に配置転換などをするのは差別にあたるのか。採用面談の際に接種の有無を確認するのは差別にあたるのか。）

以上

大学接



新型コロナウイルスのワクチン接種を受ける学生。22日午後1時すぎ、北九州市八幡西区の産業医科大(同大提供)

「地域住民向けの個別接種も担当するなどコロナ対策に力を入れてきた。環境が整っていたことが早期の接種開始につながった。担当者は「制限のない大学生生活を可能にしたい」と意気込む。

このほか、産業医科大(北九州市)は22日、接種を始

「頭を下げ続けた」(担当者)が、地域の感染状況の悪化や自治体のワクチン接種なども同時並行で進み、難航した。

「22日に接種のりハールを行った久留米大の内村直尚学長は「他の大学からも要請があれば対応できる」とした上で、「早期に接種率を向上させることが日常生活を取り戻す確実な一歩になる」と強調した。

(高田佳典、金沢皓介、野村大輔)

種を受けた。明と、上皇ご夫妻東京・高輪の仙接種を受けた。

●安保法違憲の原告が控訴権の行使を可能保障関連法は憲平和の生存権を損なうとして、福岡県の住民ら23人同法に基づく白

中高生集団接種 推奨せず

文科省、厚労省通知 同調圧力を懸念

文科省と厚生労働省は22日、中高生を対象とした新型コロナウイルスワクチンの学校での集団接種を「現時点で推奨しない」とする方針を、全国の教育委員

員会に通知した。同調圧力が生じ事実上の強制になる懸念があるため、実施する場合は徹底した対策が必要だとしている。

厚労省は米ファイザー製ワクチンの対象年齢を16歳以上から12歳以上に引き下げたが、文科省は集団接種に慎重な姿勢を示していた。自治体から「混乱を招く」との批判があり、政府の統一見解を示した。

萩生田光一文科相は同日の閣議後記者会見で、ワクチンは高齢者や重症化リスクの高い人が優先されるとして「希望する生徒は、かかりつけ医などでの個別接種を進めてほしい」と述べた。

通知では、同調圧力の恐れに加え、学校では生徒の副反応にきめ細かく対応する体制整備が難しいなどの制約があり「推奨しない」と明記した。

その上で、地域の医療体制では個別接種が難しい事情があり、適切な対策を講じた場合に限り集団接種を

可能とした。①16歳未満は保護者の同意を得る②放課後や休日、長期休業中など授業時間外に実施③接種を学校行事の参加条件にしないといった取り組みが必要だとしている。

留意点として、接種を望まない判断も尊重されることを生徒に指導し、いじめや差別を防止することも要請。接種前後に体調不良になる生徒へのサポートも必要だと強調した。

不法就労助長疑い
ウーバー書類送検
警視庁

不法残留するベトナム人を配達員として働かせたとして、警視庁組織犯罪対策課は22日、入管難民法違反(不法就労助長)の疑いで、食事宅配サービス「ウーバーイーツ」を運営していた日本法人「Uber

9日の地裁判決によっての安全が侵害する危険性は生じると指摘。憲法第14条「権利や利益」とは認めらるる必要はない」と求を退けた。

●セブテン行終了、ネット集英社は22日、生向けの月刊誌「セブテン」で、9月1日発行を定期刊行を

22日に接種のりハールを行った久留米大の内村直尚学長は「他の大学からも要請があれば対応できる」とした上で、「早期に接種率を向上させることが日常生活を取り戻す確実な一歩になる」と強調した。

(高田佳典、金沢皓介、野村大輔)

9日の地裁判決によっての安全が侵害する危険性は生じると指摘。憲法第14条「権利や利益」とは認めらるる必要はない」と求を退けた。

●セブテン行終了、ネット集英社は22日、生向けの月刊誌「セブテン」で、9月1日発行を定期刊行を

玄海町長を不起訴処分

佐賀地検 100万円受領、嫌疑不十分

民団体「玄海原発マネーの不正をただす会」は「具体的な事実や関係者が明らかにされておらず、納得いく

書類送検容疑は昨年6月、在留資格の確認を怠り、不法残留の状態だった

正当な理由なく侵入したとして、建造物侵入の疑いで北海道新聞旭川支社の女性

20、

偽スタバチケット 1431枚密輸容疑

福岡県警は22日、コーヒチェーン大手「スターバックス」の偽造ドリンクチケット1431枚=写真=を航空便で輸入したと、ともに中国籍で福岡市中央区の無職姜薇容疑者(40)と夫の会社員郝軍棟容疑者(39)を逮捕したと発表した。門司税関は同日、関税法違反容疑で福岡地検小倉支部に告発した。

逮捕容疑は3月21~23日、氏名不詳者と共謀し、中国から航空便で偽造されたドリンクチケットを輸入した疑い。

福岡県警、中国籍の夫婦逮捕



偽造されたのはドリンク1杯と交換できるチケットだった。税関職員が輸入検査で見つけたという。

県警によると、2人は容疑を認め、「中国の知人に依頼して輸入した」と話している。(白波宏野)



その後、新型コロナウイルスも投資家心理を冷やした。高価格の主力株に位置付す検討をしていることが21日、政府関係者への取材で明らかになった。種に慎重な姿勢を示している。

透若者が鍵

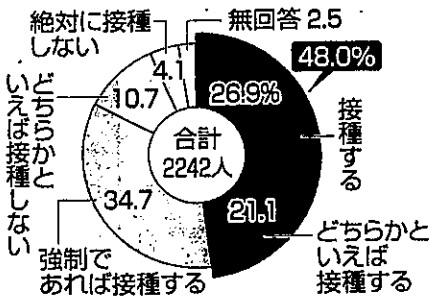
厚生労働省の研究班は約2万人を対象に、打った後に出た痛みや発熱の症状を分析。症状が出るのは翌日が多く、若い人や女性で頻度が高い傾向にあることが分かった。ただ、こうした症状は数日で消失し解熱鎮痛剤で和らげることも可能だ。

ネットの誤情報に不安

「免罪符」で緩む恐れも

海外では、ファイザー製やモデルナ製ワクチンを打った後、若い男性を中心に「心筋炎」が見られたとの報告もある。因果関係は証明されておらず、東京医科歯科大の森尾友宏教授（小

※長崎国際大の学生や系列



新型コロナウイルスワクチンの一般接種が本格化する中、足腰が弱く、自宅からの外出が難しい高齢者の接種は置き去りにされがちだ。車椅子や認知症の人などは周囲の助けがなければ会場に向くことができない。こうした人たちをどう救うか、自治体や地域の医師らは知恵を絞る。

群馬県伊勢崎市の「銀杏の丘デイサービスセンター」で21日、利用者へのワクチン接種が行われた。センターには自宅まで専らす要介護認定を受

高齢弱者 置き去り懸念

車椅子、認知症…知恵絞る現場

けた高齢者が、食事や身体機能の訓練などで通う。この日は送迎車でやってきた車椅子などの高齢者約30人に、地域で診療所を営む大澤誠院長とスタッフが手際よく接種させた。「予約も含めてここで全てできた。本日に助かった」。

2回目を打ち終えた女性(87)はほっとした様子で語る。診療所などでの個別接種中心の同市では、移動が難しい高齢者への対応が課題の一つだった。厚生労働省は自宅接種も可能とするが、1瓶6回

分のファイザー製は、希釈から6時間以内に接種する必要があり、打ち手の負担が重い。大澤院長が会長を務める伊勢崎佐佐木医師会は、在宅高齢者の多くがデイサービスに通っている点に注目。市や医師会員と連携し、5月から50カ所以上を巡回接種する。

神奈川県大和市では高齢化が進む市内2カ所の団地敷地内に接種会場を設置するなど高齢住民に配慮。ただこうした工夫は自治体任せで、地域格差が生じる恐れも残る。

児免疫学)は「発生はまれで、接種の推奨は続いている」と話す。

20日時点の米疾病対策センター(CDC)の統計によると、米国では65歳以上の8割近くが接種を終えた一方、18歳以上では5割余りにとどまる。緊急使用許可の段階にあるワクチンに拒否感を持つ一部の学生は「なぜ他人を安心させるために譲歩しないといけないのか」と反発、抗議活動も起きた。

答を得た。「接種する」と「どちらかといえば接種する」を合わせて48%。希望しない理由は「副反応が怖い」が最も多かった。

大学の担当者は「ネットや周囲からの不確かな情報で不安感が増しているのではないかと分析。DVDで学生に科学的な解説を見せ、相談も受け付けている。筑波大の原田隆之教授(心理学)は「デマも含めてデメリットの方がより伝わっている。大切な家族にうつすのを防ぐ効果がある」といったメリットを明確に発信すべきだ」と強調する。

浜市の「産婦人科クリニックさくら」の桜井明弘院長は、ネットを見たという女性患者から「不妊になりませんか」と聞かれたことがあ

る。「不妊や流産は不安をおおる定番ワード。誤った情報が原因で打たない人を一人でも減らす必要がある」と訴える。

原田教授は「さまざまな意見が乱立する中、根本的な解決策は一人一人が国や自治体などの公的機関の情報を確認し、科学的根拠があるのか調べるしかない」と語った。

福岡歯科大医科歯科総合病院の岡田賢司予防接種センター長は「社会全体でコロナを収束させようとしている。感染者の多い若い世代が打つことには意味がある」と指摘。20代では2回目の翌日に発熱する例が多いとし「公欠と認められず、試験が受けられないといった不利益を学生が受けな

世界中から、42体が集結!

強の方法に 世の感あり

松崎 真治 89

書くときのために
貸付けの棚には辞
タカナ語辞典、時代
典、宗教用語辞典、
典、法令用語辞典、
最難辞典などを並べ
別の本棚には百科事
典、電子辞書も持つ
。ところがマスクを
したら、これらはほと
んどなくなつた。調
査がなくなった。調
査は横断式で出
るからである。

歌の顔ぶれはもとより
歌のたいも分かる。
「せえむ」を探すと歌
謡詞が表される。ロ
ック探検や、豊島系
の「のうまくさんま
も教えてくれる。

書を片手にノートに書
きで暗記した学生時代
の世の感がある。ボク
で炊飯や洗濯もでき
た世、勉強の方法も安
なつた。だが、
勉強の仕方ではないの
つかと一抹の不安を覚
、昭和一桁生まれの老
ある。(福岡市西区)

クチン接種
反応の不安

森 真理子 66

型コロナクチン接種
前にして緊張が一気に
りました。接種後の副
の多さに、寝込んだと
ため非常に準備しま
。今まで幾度も幾種類

もクチン接種をしてしま
したが、今回ほど動揺した
のは初めてです。接種へ追
い立てられるような中間の
流れの中、まな板の上のコ
の心境で接種会場の椅子
に座りました。

クチンを待ち望んでい
る方が多い中、私のように
迷つたまま接種へ踏み出す
方もいらつしやうと思いま
す。2回の接種を終え安堵
感がありますが、今回経験
した副反応を真夏の炎天下
の時に経験することになる
方が気の毒に思えました。

そして、この先クチン
の効果と遺伝性の副反応が
本当に大丈夫なのか不安は
拭きません。数カ月後に「良
かつたね」と語り合える世
界が来ることを祈るだけ
です。

(福岡県大牟田市・薬剤師)

接種迷う人の 気持ち大切に

野口 孝子 53

日弁連のまとめ、新型
コロナウイルスクチン接
種を巡り、強制や不利益を
生じさせるような対応が起
きているという記事を読ん
だ。接種を受ける・受けな
いは各自の判断で自由のは
ずだと思つたが、職場で強
制的に言われたら、やはり心
が大きく揺れるだろう。誰
が命の保証をしてくれるの
だろうかとも思つた。

接種を迷う人は、クチン
が本当に安全なのかとい
う疑念があるだろう。接
種を受けた人が数日たつて

亡くなるケースも出ている
ことも関係しているのでは
ないか。因果関係が分から
ない分、不安だけが残る。

そういった中で仕事を直に
すると言われたり、看護業
習を受けられない事態にな
っているのは本当に理不
だと感じる。私も同調圧力
を受けるのだろうか。学生
時代に受けた日本脳炎ワク
チン接種との体験で、絶対

マスクも目立つようになりま
した。河川や自然が泣いて
います。

そこで夫婦で一念発起。
散歩しながらごみ拾いを始
めました。すがすがしい気
持になつたり、拾つてきれい
になると最近ほめてられる
ごみも少なくなつていま
す。市民一人一人ができる
ことをコツコツ続けていく
ことが環境問題の解決にも

を着いた。マスク生活にな
り一年以上が過ぎた。自
車に乗るとき、歩くとき
さえマスクを着けている。

これからもっと暑くな
る。周りに人がいない外
はマスクを外すことも必
だと思つた。感染症予防の
ために熱中症になつては元
子もない。

子どもたちは体着時
マスクを着けていると聞き
驚いた。以前、持久走後
男児が倒れて亡くなるとい
うニュースを目にし、お
子は大丈夫かと不安にな
た。その後、激しい運動の
際には外してよいと連絡
あつた。先生もさまざま
意見の中、板挟み状態で
変だと思つた。

子どもが集まる場では
マスク着け外しの基準があ
らうと思つた。少しでも
しいと思つたらマスクを
し休息を取るとも子ど
に伝えたいと思つた。

(大分市・主婦)



こだま

井上 秋子 69 主婦
(福岡県大野城市)

打たないと決めている。打
てない人、迷う人の気持ち
を大切にしてほしいと切に
願つた。(福岡県春日市)

ごみを拾えば すがすがしく

田辺 広子 73

コロナ禍で運動不足解消
のため早朝、夫婦で散歩し
ています。ところが、ごみ
の多きびつくりしていま
す。空き缶、ペットボトル、
などは吸い殻や空き箱が
多く、餌い犬のウンチも
のままです。昨年からはマ

なると思っています。
少々オーバーですが、地
球人の一人として次世代の
子どもや孫たちに美しく、
かけがえのない地球を引き
継いでいくことにつながる
と思います。

(福岡県大牟田市)

マスクを外す 基準があれば

君林 千穂 36

室内でマスクを着けてい
たら急に息苦しさを感
じた。慌ててマスクを少し
ちび、空気を入れると落

冷蔵庫を眺め 亡き妻を思う

高山 晴輔 101

炎の日が続きます。

投稿される方へ

原稿は400字前後。住所、
氏名、年齢、職業(学校)、電
話番号、匿名は不採用。採
否の返信は原稿返却はし
ません。原稿は趣旨を損
ない範囲で採録し、ま
す。

難病・長期慢性疾病対策の就労支援、 治療と仕事の両立を求める個人署名

2015年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)によって、わが国の難病対策は、法的根拠を持つ総合的対策となりました。

難病法第2条の基本理念では、難病患者が地域社会において尊厳を持って生きることができるよう、共生社会の実現に向けて、「難病の特性に応じた、社会福祉その他関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならない」と定め、第4条の厚生労働大臣が定めた基本方針では「難病は、一定の割合で発生することが避けられず、その確率は低いものの、国民の誰もが発症する可能性があり、難病の患者及びその家族を社会が包含し、支援していくことがふさわしいとの認識を基本として、広く国民の理解を得ながら難病対策を推進することが必要である」としています。

難病・長期慢性疾病の多くは、疾病による「体調の崩れやすさ」が、難病のある人の就労問題の特徴になっています。疾病により異なりますが、大まかな推計では、現状、難病のある人の約8割は無理なく働ける仕事に就き仕事を継続できている。

一方、約7割は、体調の良い時に就労はできても、急に悪化し長期の入院治療が必要になり有給休暇すべてを使いきり、欠勤をして通院をせざるを得ない状態になっています。難病に対する事業者の理解がなく欠勤した分については、給与が支払われず、経済的ににおいても定期的な通院治療が困難になっています。

厚生労働省では、治療と仕事の両立をしなが、働きつつけるためのガイドラインを作成し職場と地域が理解し当事者を支援していく必要があることを提言しています。

私たち、全日本赤十字労働組合連合会は、九州ブロック血液センターで働く、難病・長期慢性疾病をもつ職員が治療と両立して仕事を続けられる職場を目指し、厚生労働省の難病・慢性疾病などに対するガイドラインに基づき、職場での理解と配慮を強く求めます。

日本赤十字社 九州ブロック血液センター所長 入田 和男 殿

【要求事項】

1. 厚生労働省のガイドラインをもとに職場における治療と仕事の両立支援を行うこと。
2. 通院または入院のための、就業規則等に規定する有給休暇以外の特別有給休暇もしくはそれに準ずる措置をとること。

氏名	住所

全日本赤十字労働組合連合会

関係団体 各位

天海訴訟を支援する会

代表 八田 英之

障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会 代表 天海 正克

2021年6月27日

「東京高裁での憲法と法律に基づく公正な判決を」求める 団体署名・個人署名・ネット署名等への協力をお願い

「天海訴訟」につきましては、全国の多くの団体、個人の皆さまから温かいご支援をいただき、大変ありがとうございます。

しかし、2021年5月18日に言い渡された千葉地方裁判所の判決は、原告天海さんの声を受け止めるものではありませんでした。大変残念な結果です。判決内容には憲法、法律に根拠をもちたない「保険優先論」を論拠にしていることや、重度障害者の生活に一顧だにせず、「手続きに協力しない障害者はこのような状況に置かれるのは当然である」と言わんばかりの内容には驚くばかりです。

判決はすべて千葉市の言い分にした内容です。司法が一方的に行政の側に立ってしまうならば、国民の窮状を救う道は閉ざされてしまいます。

支援する会はこの不当判決に抗議声明を発表しました。天海さんは高等裁判所に控訴し、最後まで闘う決意を表明しています。このような欠陥だらけの判決をこのままにしておくことはできません。支援する会もさらに力強く活動を進めます。これまでも、皆さまには天海訴訟に多大なるご支援を賜りましたが、完全勝利に向けて改めて団体署名や個人署名、ネット署名等へのご協力をお願いいたします。

【締め切りについて】

第一次締め切りは7月末日、最終締め切りは8月20日です。

★署名用紙は天海訴訟を支援する会のHPからもダウンロードできます。

: <https://amagai65.iinaa.net/>

★ネット署名(個人)はこちらから

<http://chng.it/LnbnTFfb>



連絡先:天海訴訟を支援する会・障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会(障千連)

〒282-0032 千葉県花見川区幕張町 5-417-222 クリーンバウ 109 TEL・FAX 043-308-6621

保険でより良い歯科医療を 求める請願署名

東京高等裁判所 御中

千葉地裁が障害福祉サービスの打ち切りを違法とした判決に法的論拠はありません
東京高裁での憲法と法律に基づく公正な判決を求めます

天海さんは、65歳になった2014年7月をもって、障害福祉サービスの更新を却下した千葉市の行政処分を不服として千葉地裁に提訴しました。しかし、2021年5月18日、千葉地裁は原告天海さんの訴えを全面棄却しました。

千葉地裁は①原告は介護保険に未申請でも要介護状態にあり、利用していたサービスは相当するので、法7条の「できるとき規定」の対象であった。②そのため、要介護認定に申請する協力義務があった。③しかし、原告は協力義務を果たさなかった。そのため、千葉市の処分は違法であるという判決を下しました。同地裁は原告が「できるとき規定」の対象である論拠として、公費よりも社会保険が優先されるとする日本の社会保障の基礎を挙げますが、ここに法的論拠はありません。また、障害福祉サービスの打ち切りを容認するために、介護保険法27条を拡大適用していますが、障害者総合支援法に同27条に相当する法文はなく、法的論拠にはなりません。

憲法76条3項では「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」とされています。しかし、千葉地裁は「自助・共助・公助」という国の方針に迎合し、法的論拠や法的整合性を捻じ曲げた判決を下しました。これは、行政の意向に従わない市民の生活や生命を保障する自治体責任の放棄を容認するものであり、憲法25条にも抵触します。また、障害者の場合、要介護認定に未申請でも市の職員等に要介護状態であると判断された場合、要介護認定への協力義務が生じるというものは、障害者への差別的取り扱いであり、障害者差別解消法にも抵触すると考えます。なにより、厚生労働省もこうした取り扱いを認めていません。

天海さんは「障害者が支障なしに生活が成り立たないことを分かっている、要介護認定に申請しないという理由で障害福祉サービスを打ち切るのはおかしい」と改めて訴えています。私たちは、千葉地裁の不当判決に対して、東京高裁での憲法と法律に基づく公正な判決を求めます。

【要望項目】

東京高等裁判所において、天海訴訟の憲法と法律に基づく公正な判決を求めます。

団体	団体名： 住所： 代表者名： 印
個人	氏名： 住所：

*原則は団体と個人の両方は記入せず、団体署名の場合は団体の欄のみ、個人署名の場合は個人の欄のみに記入して、以下まで郵送してください。
*団体印がない場合には、代表者の個人の印を捺印してください。

連絡先：天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5-417-222 リンクタワー109 障千連内
TEL・FAX: 043-308-6621 HP: <http://amagai65.limsa.net/>

歯科医療は、「感染症の予防」「基礎疾患のある患者の重症化予防」など全身の健康にとっても重要であると指摘されています。

しかし、新型コロナウイルス感染症への恐れや不安・コロナ解雇などによる生活困窮のために歯科医療機関への受診控えが進み、患者・国民の口の中の状況は悪化しています。今こそ、すべての国民が安心して受診できる政策が求められています。

「お金の心配をしないで歯科治療を受けたい」「丈夫で違和感の少ない入れ歯や自然の歯の色に近いかぶせものなどを保険適用してほしい」という患者・国民の要求は切実です。

歯科医療機関では、以前から感染症防止対策を徹底していますが、現在の感染拡大下では、これまで以上の対策が求められています。しかし、現在の低い診療報酬体系では、医院経営はより厳しいものとなっています。また、入れ歯やかぶせものを製作する歯科技工士やお口のケアを担う歯科衛生士の評価も低く抑えられています。

感染症予防のためにも、地域で患者・国民が安心して歯科治療を受けられるよう、以下の項目を請願します。

■■■ 請願項目 ■■■

- お金の心配をせず、安心して歯科医療が受けられるよう、窓口負担割合を下げてください
- 健康保険で受けられる歯科治療の範囲を広げてください
- 歯科医療の充実に必要な国の予算を増やしてください

お名前	ご住所 (同上「の」は使わないでください)

*この署名は、第16条で保障された請願権にもとづいて行うもので、選挙権及び投票権の行使に使用しません。

新・生存権裁判福岡訴訟(生活保護基準引下げ違憲訴訟)

公正な審理を求める要請書

厚生労働省は2013年8月から2015年4月までの1年9ヶ月で、生活保護基準を平均で6.5%、最大10%の引下げました(削減額 670 億円)。生活保護利用者の96%の世帯に影響が及ぶ前例のない引き下げです。

今回の引下げは、極めて不当なものです。引下げ額の大部分(削減額580億円)は、2008年から2011年にかけて生活保護利用者にとって物価が4.78%下がったとの理由によるものです。この間の一般消費者物価指数での物価下落は2.85%であり、その要因は、テレビ、パソコン、カメラなど生活保護利用者とは無関係の品物の値下がりです。ジャガイモ、タマネギ、即席スープなど生活に欠かせない食料品は値上げになっています。生活保護利用者に4.78%もの物価下落はあり得ません。引下げは、生活保護利用者の実態に基づかない不当なものです。

厚生労働省によると、今回の引下げで、30代夫婦と9才の3人世帯(都市部)で16万円から14.5万円と1.5万円の減少、70代夫婦の2人世帯(都市部)で、10.8万円から10.5万円と0.3万円の減少となっています。子どもが多いほど過剰な内容です。

食料の量を減らす、風呂の回数を減らす、友人などとの付き合いを止めるなど、厳しい生活がさらに厳しくなっています。これは、国民に「健康で文化的な最低限度の生活」の権利を保障し、国に対して向上努力を義務づけている憲法第25条に明瞭に違反したものです。

また、生活保護基準はナショナル・ミニマムとしての役割を持ち、最低賃金、就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費の減免の基準の基にもなっています。

貴裁判所におかれましては、福岡地裁判決の内容を十分に検討いただき、国民が納得できる公正な判断を下されることを強く求めます。

お名前	住 所

「いかんよ貧困!福岡の会」 生活保護基準引下げ・年金引下げ違憲訴訟を支援する福岡の会
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-9-8 777ビル2階 東労運気付
電話 (092) 433-1833 FAX (092) 433-1822

取扱い団体＝



図表1 第8期計画期間における各都道府県平均保険料基準額

	第7期保険料基準額(月額) (前回公表数値)	第8期保険料基準額(月額) (円)	保険料基準額の伸び率 (%)
全国1,571自治体	5,869	6,014	2.5%
北海道	5,617	5,693	1.4%
青森県	6,588	6,672	1.3%
岩手県	5,955	6,033	1.3%
宮城県	5,799	5,939	2.4%
秋田県	6,398	6,487	1.4%
山形県	6,022	6,110	1.5%
福島県	6,061	6,108	0.8%
茨城県	5,339	5,485	2.7%
栃木県	5,496	5,656	2.9%
群馬県	6,078	6,136	1.0%
埼玉県	5,058	5,481	8.4%
千葉県	5,265	5,385	2.3%
東京都	5,911	6,080	2.9%
神奈川県	5,737	6,028	5.1%
新潟県	6,178	6,302	2.0%
富山県	6,028	6,301	4.5%
石川県	6,349	6,349	0.3%
福井県	6,074	6,242	2.8%
山梨県	5,839	5,783	-1.0%
長野県	5,596	5,623	0.5%
岐阜県	5,766	5,931	2.9%
静岡県	5,406	5,681	5.1%
愛知県	5,526	5,732	3.7%
三重県	6,104	6,174	1.1%
滋賀県	5,973	6,127	2.6%
京都府	6,129	6,328	3.2%
大阪府	6,636	6,826	2.9%
兵庫県	5,895	6,001	1.8%
奈良県	5,670	5,851	3.2%
和歌山県	6,538	6,941	6.1%
鳥取県	6,433	6,355	-1.2%
島根県	6,324	6,379	0.9%
岡山県	6,064	6,271	3.4%
広島県	5,961	5,985	0.4%
山口県	5,502	5,446	-1.0%
徳島県	6,285	6,477	3.1%
香川県	6,164	6,204	0.6%
愛媛県	6,365	6,409	0.7%
高知県	5,814	5,891	1.3%
福岡県	5,996	6,078	1.4%
佐賀県	5,961	5,984	0.4%
長崎県	6,258	6,254	-0.1%
熊本県	6,374	6,240	-2.1%
大分県	5,790	5,956	2.9%
宮崎県	5,788	5,955	2.9%
鹿児島県	6,138	6,286	2.4%
沖縄県	6,854	6,826	-0.4%

厚労省は14日、第8期介護保険事業計画期間(2021年度～2023年度)における介護保険の第1号保険料とサービス見込みを発表した。3年ごとに市区町村や広域連合で改定される65歳以上の介護保険料は、高齢者の増加や介護報酬のプラス改定の影響などで全国平均月額6014円と初めて6千円を超えた。2023年度の介護サービス量は、2020年度に比べて在宅介護で9%増、居住系サービスで14%増、介護施設で8%増とそれぞれ増加することを見込んでいる。

**制度創設から約20年で2倍
2040年度には8千円台に**

全国の1571保険団体の保険料基準額(月額)を加算平均した第8期計画期間の介護保険料は6014円で、第7期(2018年度～2020年度)の5869円よりも14.5円(2.5%)増加した。

介護保険料(月額)の全国平均は、介護保険制度スタート時の第1期(2000年度～2002年度)では2911円だったが、第2期(2003年度～2005年度)は3293円、第3期(2006年度～2008年度)は4090円、第4期(2009年度～2011年度)は4160円、第5期(2012年度～2014年度)は4972円、第6期(2015年度～2017年度)は5514円と、高齢化による介護サービス量の増加に伴って介護保険料も

増えた。第8期で初めて6千円台に達し、制度創設から約20年で2倍になっている。

ただ、第6期から第7期の介護保険料の伸び率が6.4%だったことをみると、第7期から第8期の伸び率は2.5%と低い伸びとなった。

なお、被保険者数やサービス見込み量などをとくに機械的に算出した数字として、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になる2025年度の保険料額は6856円とした。2018年5月に公表していた数字は7200円だったが、要介護認定率の低下や介護サービスの伸びの鈍化などから下方修正している。

高齢化のピークとなる2040年度の保険料額の機械的推計では、8812円とした。

**最高は大府と沖縄、最低は千葉
6県が7期計画よりもマイナス**

都道府県別に保険料基準額をみると、約6割の29都府県が6千円を超えている。(図表1) 最高は大府府と沖縄県の6826円で、青森県6672円、和歌山県6541円、秋田県6487円となった。最低は千葉県の5385円で、山口県5446円、埼玉県5481円、茨城県5485円、長野県5623円。

最高の大府府・沖縄県と最低の千葉県の差は1.27倍。第7期計画の最高は沖縄県の6854円、最低は埼玉県の5058円で1.36倍だったことから、最高と最低の差は縮小している。第7期計画と比較した伸び率をみると、埼玉

図表2 保険料基準額階層別分布

保険料基準額	保険者数	割合
3,001円以上 ~ 3,500円以下	3	0.2%
3,501円以上 ~ 4,000円以下	4	0.3%
4,001円以上 ~ 4,500円以下	15	1.0%
4,501円以上 ~ 5,000円以下	144	9.2%
5,001円以上 ~ 5,500円以下	288	18.3%
5,501円以上 ~ 6,000円以下	488	31.1%
6,001円以上 ~ 6,500円以下	366	23.3%
6,501円以上 ~ 7,000円以下	205	13.0%
7,001円以上 ~ 7,500円以下	35	2.2%
7,501円以上 ~ 8,000円以下	18	1.1%
8,001円以上 ~ 8,500円以下	4	0.3%
8,501円以上 ~ 9,000円以下	0	0.0%
9,001円以上	1	0.1%
合計	1,571	100.0%

図表3 第8期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

サービス種別	令和2020年度 実績値 ※1	令和2021年度 見込み値 ※2	令和2022年度 見込み値 ※2	令和2023年度 見込み値 ※2	令和2024年度 見込み値 ※2	令和2025年度 見込み値 ※2
在宅サービス	2,397万人	2,991万人	3,091万人	3,191万人	3,291万人	3,391万人
①ホームヘルプ	114万人	144万人	154万人	164万人	174万人	184万人
②ホームヘルプサービス	219万人	264万人	274万人	284万人	294万人	304万人
③在宅介護支援センター	30万人	40万人	41万人	42万人	43万人	44万人
④訪問看護	91万人	101万人	102万人	103万人	104万人	105万人
⑤小規模多機能	11万人	12万人	13万人	14万人	15万人	16万人
⑥介護支援センター	30万人	41万人	42万人	43万人	44万人	45万人
⑦介護支援センター	1.5万人	2.5万人	2.6万人	2.7万人	2.8万人	2.9万人
⑧介護支援センター	31万人	41万人	42万人	43万人	44万人	45万人
⑨介護支援センター	46万人	56万人	57万人	58万人	59万人	60万人
⑩介護支援センター	21万人	31万人	32万人	33万人	34万人	35万人
介護職員	103.5万人	123.5万人	133.5万人	143.5万人	153.5万人	163.5万人
①介護職員	62万人	72万人	73万人	74万人	75万人	76万人
②介護職員	35万人	45万人	46万人	47万人	48万人	49万人
③介護職員	4.4万人	5.4万人	5.5万人	5.6万人	5.7万人	5.8万人
④介護職員	1.7万人	2.7万人	2.8万人	2.9万人	3.0万人	3.1万人

※1 2020年度の介護保険事業計画(令和2020年度)に基づき、令和2021年度、令和2022年度、令和2023年度、令和2024年度、令和2025年度の介護保険事業計画(令和2021年度～令和2025年度)を想定し、令和2020年度の実績値を基に、令和2021年度～令和2025年度の介護保険事業計画(令和2021年度～令和2025年度)のサービス量等の見込みを算出した。令和2021年度～令和2025年度の介護保険事業計画(令和2021年度～令和2025年度)のサービス量等の見込みは、令和2020年度の実績値を基に、令和2021年度～令和2025年度の介護保険事業計画(令和2021年度～令和2025年度)のサービス量等の見込みを算出した。令和2021年度～令和2025年度の介護保険事業計画(令和2021年度～令和2025年度)のサービス量等の見込みは、令和2020年度の実績値を基に、令和2021年度～令和2025年度の介護保険事業計画(令和2021年度～令和2025年度)のサービス量等の見込みを算出した。

県は8.4%と最も高く、神奈川県と静岡県は5.1%となった。埼玉県は伸び率が大きいことについては、「75歳以上人口の伸びが、千葉県、埼玉県で最も高いことが影響しているのではないかと(府政通)としている。」

一方、マイナスの県もあり、熊本県▲2.1%、鳥取県▲1.2%、山梨県▲1.0%、山口県▲1.0%、沖縄県▲0.4%、長崎県▲0.1%の6県は下がっている。

**青ヶ島村の9800円が最高
引き上げた保険者は半数以下**

保険者別に保険料基準額をみると、1,571人保険者のうち、4割の629人保険者が6千円を超えている。(図表2)

最高は東京都の青ヶ島村の9800円。五城目町(秋田県)8300円、葛尾村(福島県)8200円、西和歌山町(和歌山県)8100円、大崎市(大府)8094円、三好町(福島県)8000円が8千円台である。

最低は北海道の音威子府村と群馬県草津町の3300円。小笠原村(東京都)3374円、大原町(宮城県)と鳩山町(埼玉県)3800円、酒々井町(千葉県)3900円が3千円台となっている。

最高の青ヶ島村と最低の音威子府村・草津町の差は3.0倍。第7期では、最高は葛尾村の9800円で、最低は音威子府村の3000円で3.27倍だったことから、最高と最低の差は

保険者間でも縮小している。

第7期から保険料基準額を引き上げたのは、763保険者で全体の48.6%と半数以下だった。据え置いたのは569保険者で36.2%、引き下げたのは239保険者で15.2%。

なお、第7期では、第6期から保険料基準額を引き上げた保険者は78.0%と約8割を占め、据え置いた保険者は16.3%、引き下げた保険者は5.7%となっている。

**要介護認定率の低下や制度改正が影響
保険者の9割が準備基金を取り崩す**

第8期計画における保険料基準額の引き上げの要因について厚労省老健局の山口高志介護保険計画課長は、高齢者の増加と介護報酬のプラス改正(0.7%)をあげた。一方、伸び率が2.5%と低かった要因としては、要介護認定率の低下、補正給付の見直しなどの制度改正の影響を指摘した。

保険料基準額を引き上げた保険者が半数以下の理由について山口課長は、「全体として介護給付費自体が伸びていなかったため、これまでの見込み額が多かったことがある。また、介護給付費準備基金(準備基金)を取り崩して対応した保険者が多かった。介護保険制度には財政がショロトすることのないように、要介護認定率の低下や制度改正の影響により、準備基金を取り崩すことが可能になっている」と説明した。

第8期計画で準備基金を取り崩した保険者は

141.9保険者と全体の9割に及ぶ。7期計画本の準備基金は約820.0億円だったが、約470.0億円を取り崩している。

各保険者による介護予防の取り組みの影響について山口課長は、「まだはつまり分析できていないが、当然そうした成果が反映されていると考えるほうが自然ではないか」と述べた。

**2023年度の認定率は19.8%
2025年度には介護施設13%増**

2020年度の第1号被保険者は357.3万人、要介護(要支援)認定者は66.7万人(認定率18.7%)だったが、第8期計画の最終年度の2023年度にはそれぞれ361.0万人、71.5万人(19.8%)に増える。

また、2025年度には、それぞれ362.6万人、74.5万人(20.5%)と65歳以上の高齢者にはめる認定率が2割を超える。さらに、2040年度には382.8万人、87.2万人(22.8%)となる。

こうした認定者数などを踏まえた、第8期計画におけるサービス量の見込みも発表(図表3)。

2020年度の実績値に比べて、2023年度は在宅介護は9%増、陸性系サービスは14%増、介護施設は8%増と推計した。

2025年度には在宅介護13%増、陸性系サービス19%増、介護施設13%増となり、2040年度には在宅介護32%増、陸性系サービス39%増、介護施設30%増と見込んでいる。

第8期計画期間における保険料額(月額)

(単位:円、%)

保険者名	第7期保険料 基準額	第8期保険料 基準額	保険料基準額 の伸び率
福岡県	5,996	6,079	1.4%
北九州市	6,090	6,540	7.4%
福岡市	6,078	6,225	2.4%
大牟田市	6,220	6,220	0.0%
久留米市	6,163	6,358	3.2%
直方市	6,333	6,314	-0.3%
飯塚市	6,600	7,170	8.6%
八女市	6,000	6,000	0.0%
筑後市	5,800	5,900	1.7%
大川市	5,350	5,800	8.4%
行橋市	5,600	5,800	3.6%
中間市	5,937	6,160	3.8%
小郡市	5,010	5,010	0.0%
筑紫野市	5,200	5,450	4.8%
春日市	5,800	5,950	2.6%
大野城市	5,400	5,430	0.6%
宗像市	5,400	5,000	-7.4%
太宰府市	5,360	5,460	1.9%
古賀市	4,800	5,100	6.3%
福津市	5,250	5,250	0.0%
嘉麻市	6,500	6,500	0.0%
朝倉市	5,900	6,000	1.7%
みやま市	6,500	6,500	0.0%
糸島市	5,810	5,810	0.0%
那珂川市	5,550	5,680	2.3%
粕屋町	5,300	5,500	3.8%
苅田町	5,600	5,800	3.6%
みやこ町	5,800	5,800	0.0%
福岡県介護保険広域連合	6,158	5,584	-9.3%

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住**所を有する方が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が、**50万7,000円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）
- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

支給額は、以下のとおりです。

- (1) 公立学校に通う生徒：
公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）
国公立高校は授業料負担が実質0円になります。
- (2) 私立学校等に通う生徒：
右図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

※ 所得の判定基準は、**道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額**です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

具体的な手続などについては裏面をご覧ください→

2. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要**です。入学時等に学校から案内がある中で、必ず申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。

提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

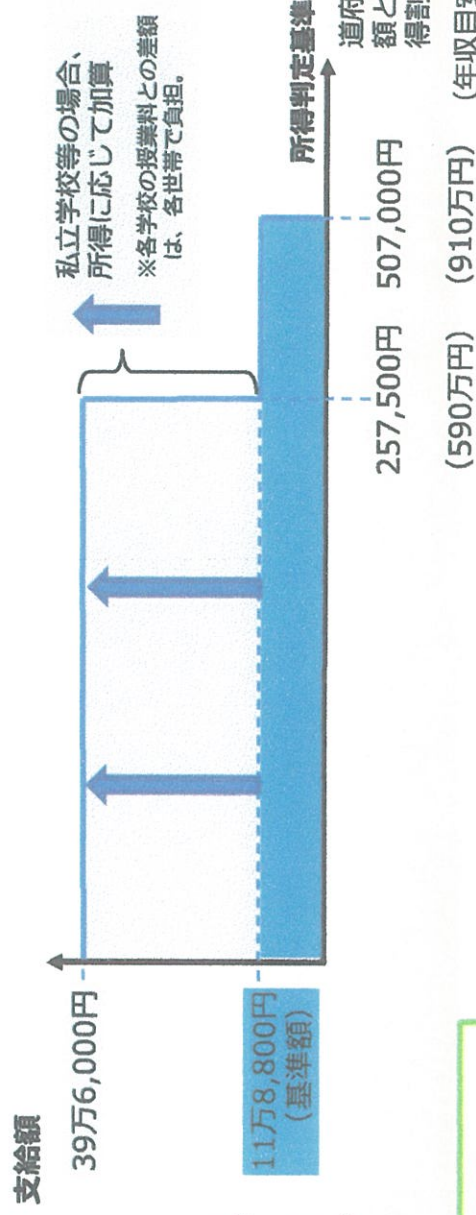
毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、**基本的**に手続不要です。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

3. 支給額

全日制高校の場合の支給額

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。



（年収目安※）

受給者全員 必要です！

4. 申請

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となりますので、遅れないよう注意してください。申請には、以下の書類が必要です。

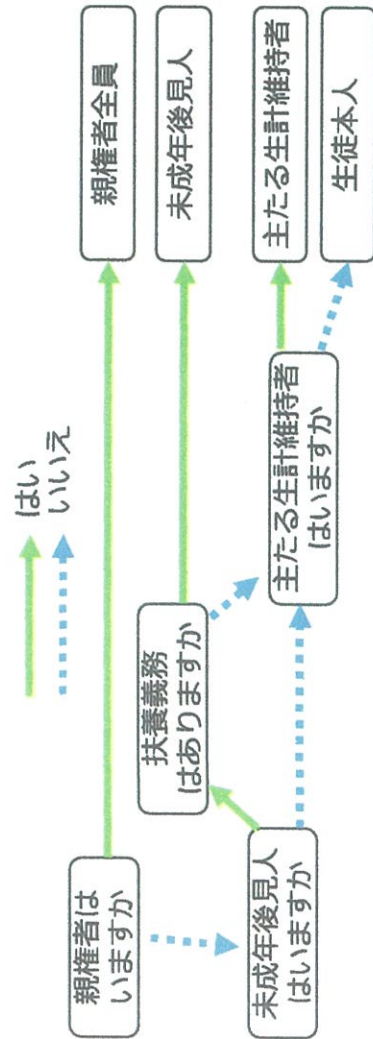
【必要書類】

- ① 申請書
 - ② 保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（マイナンバーカードの写し、マイナンバー通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等。）
- ※他にも、都道府県ごとに必要書類を定めている場合がありますので、学校からの案内に沿って提出してください。

（注意事項）

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・②は原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は下図をご覧ください。

誰のマイナンバーの提出が必要か？



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性がある場合は、まず学校等にご相談ください。

（マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例）

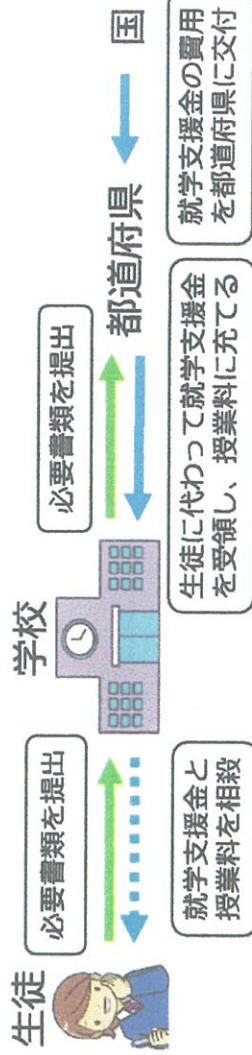
- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細については、学校へお問い合わせ下さい。）



6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援がありますので必ず御確認ください。

※高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者が**お住まいの都道府県への申請が必要**です。申請方法等については、通われる学校もしくはお住まいの都道府県にお問い合わせください。各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPにあります「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」（以下URL）をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



文部科学省 就学支援金

検索

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省

文部科学省ホームページ：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

福岡市、通院医療費で
3歳から中学生までの通院
医療費の自己負担額を1医
療機関当たり月最大500
円とする助成制度の拡充
が始まる。市は対象の約
20万人に、桜色の新しい
子ども医療証を郵送してい
る。

3歳から中学生
自己負担500円に



桜色の新しい子ども医療
証を手にする福岡市の高
島宗一郎市長

現行では、3歳から就学
前の幼児の自己負担額は月
最大600円、小学生は同

1200円、中学生は助成
対象外。新たな制度は助成
の対象を中学生まで広げた
上、一律500円にする。
3歳未満はこれまで通り自
己負担なく受診できる。入
院は中学生まで自己負担は
発生しない。
ひとり親家庭の小学生か
ら高校生と、その親の通院
医療費を同800円とする
助成制度についても、小中
学生の自己負担額が同50
0円となる。対象の約1万
人にオレンジ色の医療証を
送る。
(横田理美)

福岡市の子ども医療費助成制度が改善されます

【令和3年7月1日から】

医療証の色	さくら色	
通院	3歳未満	自己負担なし
	3歳以上 就学前	1月あたり 500円 まで (1医療機関あたり)
	小学生	
	中学生	
入院	中学校3年生まで自己負担なし	
薬局での 自己負担	中学校3年生まで自己負担なし	

※「3歳以上」・・・3歳の誕生日の翌月1日から（1日生まれの人は誕生日から）

※「中学校3年生まで」・・・15歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで

※養育医療などの公費負担が適用される場合は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額から上記の費用を除いた額を助成します。

※入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。

医療・介護・保健所の削減やめて！ いのちまもる緊急行動スタート学習会

「日本のベッドは多すぎる」「社会保障費がかかりすぎる」「民間病院が受け入れないからコロナのベッドが足りない」…そんなことは
ありません。いのちまもる緊急行動を推進するスタート学習会を行います。行動提起も行います。YouTubeは、学習会終了後もアーカイブ配信をご覧になります。ぜひ、職場、地域で学習を進めてください。政府の政策転換を目指しましょう。

● 日時：7月6日(火)18:00～19:30 完全オンライン

ZOOM ウェビナー <https://bit.ly/3dIDmNG>

(事前登録が必要です。登録後招待メールが送られてきます)

YouTube

<https://youtu.be/hjzjLD-THiw> (終了後もアーカイブがみられます。学習会などにご活用を)



● 内容 基調報告/ミニ学習会/行動提起

★テーマ別ミニ学習 (各10分程度・順不同)

- * 感染病床はなぜ減らされたか、9割を公立・公的病院が担っているのはなぜか (医労連)
- * 公衆衛生をめぐる日本の状況 (自治労連)
- * 医療・介護の人手不足の実態と、諸外国との比較 (民医連)
- * 諸外国と比べ日本の国民医療費は高いのか、ベッド数は多すぎるのか (保団連)
- * 国家予算に占める社会保障費、国、企業、国民負担割合を諸外国と比較する (全労連)
- * 地域の医療・介護をめぐる動向 (中央社保協)

主催：医療・介護・保健所の削減やめて！いのちまもる緊急行動

呼びかけ団体：中央社保協・全労連・医団連 (保団連、全日本民医連、医療福祉生協連、新医協、医労連)
連絡先 全労連：〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 TEL03-5842-5611

5/15

生活保護を問う

所持金ゼロ、でも申請にためらい

新型コロナウイルスの感染拡大で暮らしに行き詰まりながらも、生活保護の受給を拒む人たちがいる。申請の際、自治体が親族に援助できないかを連絡する「扶養照会」があることで、差別や偏見への恐れが背景にあるようだ。コロナ禍で国は生活保護を「国民の権利」と広報し、扶養照会も緩和する考えを示したが、困窮を知られたくない人の不安は消えていない。支援団体は制度の抜本的な見直しを求めている。

(編集委員・河野賢治)

生活保護 憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度で、収入が国の定める最低生活費を下回ると、不足分を支給する。食費や光熱費に充てる「生活扶助」や、医療費を公費で負担する「医療扶助」などがある。受給申請者を援助できるかどうか親族に問い合わせる「扶養照会」の対象は、父母や子、祖父母、孫、きょうだい、配偶者ら。特別な事情があれば、おじやおばなども加えられる。



「親に連絡がいくんやろ？」



「美野島めぐみの家」の炊き出しで弁当を受け取る人たち。新型コロナウイルスに2回感染した男性(31)も訪れた

4日後、福岡市内の公園。男性(46)は、NPO法人「福岡おにぎりの会」が開く炊き出しに並んだ。弁当をもらい、温かいスープをすすむ。路上生活を始めて1週間ほどだった。

日雇いで勤めていた建築会社がコロナ禍で倒産し、住んでいた寮も閉鎖された。妻子はなく、インターネットカフェに泊まるうち、お金が底を突いた。

生活保護はもらっていない。ずっと前に消費者金融からの借入れが膨らみ、約200万円を親に肩代わりしてもらった。申請したら親とくに連絡がいくんやろ? もう迷惑かけたくないよ。勤め先の倒産も伝えられずにいる。

住み込みの仕事を見つけたいが、あてはないし携帯電話もない。「なんとかやるよ」と思ってたんですけど、どうす

扶養照会の緩和も 一 家族主義の壁厚く

生きる



るかね

1日、同市内のカトリック教会・美野島司牧センター。NPO法人「美野島めぐみの家」の炊き出しに来た男性(31)も職を失っていた。所持金はゼロ。約1週間、家にあつた酒と水だけでしのいでいた。

飲食関係の会社で契約社員をしていた。1月に新型コロナウイルスに感染し、「世間の目が厳しいから」と職場には休んだ。著名な親族がおり、仕事に影響が出てはいけない、とも考えた。

4月、仕事中に熱っぽくなり、職場から病院に向かった。検査結果は再び陽性。上司に前回の感染を知られ、退職願を出すよう促された。従うしかなかった。

生活保護は4年ほど前、命を絶とうと思っていた頃を受けたことがある。親と関係が悪く、申請時に役所で「親に

連絡するなら死ぬ」と言われた。20年話していない兄にだけ問い合わせると説得され、受給した。

ところが、兄から親に話が

伝わった。「生活保護なんか受けて一家の評価を下げるなから縁を切ってください」と親に突き放された。以来、話していない。だから受給をためらう。

家賃や携帯電話料金を滞納し、携帯は止まった。前に経験した日雇い労働に行くことを考えるが、体調がすぐれず自信がない。

生活保護の扶養照会を巡っては厚生労働省が2月、緩和する通知を自治体に出している。親族と音信不通になつていなくても縁が切れて関係が著しく悪い場合などは実施しないとし、問い合わせる範囲を狭くする考えを示した。それでも男性には抵抗がある。「通知が出た、まだ口が浅いですよ。絶対に連絡しないという保証がないと申し込みはしない」

厚生省の集計によると、生活保護の申請件数は2020年度、約22万8千件となり、前年度から5千件ほど増えた。窮地に陥つた人の多さがうかがえる。

しかし、支援団体の実感は異なる。受給要件を満たすのに手続きをしていない人はまだ多いとみている。

生活困窮者を支援するNPO法人「ほっとハウス」(さいたま市)の藤田孝典理事には、暮らしに関する相談のメールが毎日20〜30件届く。最も多いのは生活保護関連で、「家族に連絡されるなら受けたくない」と悩みを明かされる。

生活保護法は、家族や親族の援助が受給に優先すると定める。一方で厚生省は以前から、親族でも70歳以上の高齢者や、本人と交流が2年間ない場合などは扶養照会をしない自治体に通知している。それでも一律に親族に問い合わせる例は目立つ。

藤田理事は、困窮者を社会でなく身内が支える「家族主義」の考え方が法や自治体になつてきているとみる。その上で「生活保護は扶養照会の対象が親族まで含まれ、先進諸国に比べて広すぎる。家族との関係が悪い困窮者が申請をためらう要因になつており、セーフティーネットの役目を果たしていない」と強調する。

(次回は22日掲載予定)

生活保護を問う

④ 扶養照会 ハードル高く成果少なく

スーパーに行く、買い物で100円になった弁当を5、6個買う。冷凍しておき、食事時に解凍して口に運ぶ。「飯は硬い部分も、これで数日はもちますから。おいしくないですけど」。福岡県内の50代女性は得意な様子。女性は自身で1人暮らし。新型コロナウイルス禍で、パート先の飲食店が昨年春から秋まで休みになった。職場から出た休業手当は毎月2万3000円だった。

再開後も出勤は週1、2回。月給は平均4万円に減った。複数の医療機関に通うためお金がかかる。食を削り、体重は5kg減った。

困窮する人の家賃を公費で補助する制度や、公的給付し付けで切り抜けてきたが、借り入れはいずれば返済を迫られる。仕事を掛け持ちしようにも見つからない。

「どうするか」。生活保護は扶養照会があるから避けている。「親族に連絡がいりから嫌です。一番知られたくないのが身内なのに」。

家族に問い合わせがいくつとを恐れて生活保護を受けない実態は、支援団体の調査でも浮かび上がった。

「最終的に」と首相は言うけど



携帯電話で新型コロナウイルス禍の支援を受ける50代女性。生活保護を受けざるを得ない。

路上生活者や支援する一般社団法人「つらい東京フアード」は昨年のおもそから今年1月3日までの4日間、相談会を訪れた人にアンケートを実施した。回答した165人のうち、受給してない128人に理由を聞く。「家族に知られるのが嫌だから」が34.4%で最も多かった。

法人は1月中旬、本人の承諾なしに家族に連絡しないよう求める署名活動を始め、3週間ほどで約5万8千人が集まった。稲葉剛代表理事は「受給は高度なプライバシー

であり、親族に漏らすのは自己決定権の侵害だ。今の仕組みが残る以上、生活保護は権利とは言えない」と指摘する。そもそも身内に問い合わせても、助けにつながらない。極めて少ない。厚生労働省の2017年の調査では、扶養照会した約3万8千件のうち、金銭的な援助ができたのは1%の約600件にとどまる。

自治体職員も実務に疑問を感じている。新潟大の中村健准教授(公的扶助論)が今年2月、福祉事務所現役職員80人から回答を得た調査で

は「扶養照会を「やめた方がいい」」「対象を配偶者などに狭めるべき」が53%を占めた。残る47%は「現行通りでいい」としたが、緊急連絡先の把握や本人の心の支えになるから、との理由が大半だった。中村准教授は昨年3月まで新潟市職員として生活保護課業務に15年間就いた。「扶養照会」成果を得るのは命脈を握り当てるようなもの。受給をためらうデメリットと比べて、なんにかけると、生存権を守る

は「扶養照会を「やめた方がいい」」「対象を配偶者などに狭めるべき」が53%を占めた。残る47%は「現行通りでいい」としたが、緊急連絡先の把握や本人の心の支えになるから、との理由が大半だった。中村准教授は昨年3月まで新潟市職員として生活保護課業務に15年間就いた。「扶養照会」成果を得るのは命脈を握り当てるようなもの。受給をためらうデメリットと比べて、なんにかけると、生存権を守る

法解釈におれ 現場は混乱

扶養照会の緩和 厚生労働省はこれまで扶養照会をしない例として、扶養義務者が社会福祉施設に入所▽長期入院▽未成年者や70歳以上▽本人への家庭内暴力や虐待がある▽本人と音信不通が20年間続いている一などを挙げている。これを今年2月、音信不通を20年から10年程度に▽交流が断絶しているかどうかにかかわらず縁が切れて著しく関係が悪い一などの場合も必要ないと例示した。3月には、本人が連絡を拒むときは特に丁寧に聞き取りし、支援の可能性のある家族や親族にだけ問い合わせる、との考えを示した。

中村准教授は「国の姿勢にふれがあり、現場は混乱している面はある。一方で厚生労働省は生活保護の改善点を自治体に聞き、集まった意見に沿った通知を出すこともある。自治体も効果的な住民サービスを自分たちがつくる、という姿勢が必要だろうと考える。今年1月の参院予算委員会。困窮者対策を問われた菅義偉首相は「最終的には生活保護という仕組みもある」と答えた。「それなら使いやすい制度にして」。行き詰まった人はそう断言している。(編集委員・河野賢治)

「なせ家族への連絡が徹底されるのか。背景には、法解釈のぶれや現場への周知不足がありそうだ。生活保護法は、父母や配偶者といった扶養義務者の扶助が、受給に優先して行われるものとする」と定める。また、厚生労働省はこの意味を「家族や親族から金銭的な援助があれば収入として取り扱う」ということで捉えている。身内の支えがあるかは受給の要件

年金引き下げ 制度の将来は？

Q 先日、私たちが夫婦(夫70歳妻67歳)それぞれ、年金額改定通知書が届きました。これまでの年金額と比べると少し減っています。介護保険料は同じように引かれているので、手取りはさらに少ない金額です。これから年金額は減っていく

入通知書もあり、2カ月ごとの支払額が天引きされる金額と、控除後の振込額が書いてあります。当年度の年金額についてのお知らせは、6月15日頃に届きます。

や物価に上る改正率がマイナスになったので、マクロ経済スライドの実施は先送りされました。この先、年金額の改定率がプラスになったときに実施し、先送りのマイナス分を差し引くのです。

今回の話は6年前に亡くなったMさんの話を紹介します。Mさんは15年前、65歳のときに、博多駅に墜ていた路上生活者の一人として私たちと出会いました。当初、左足首に痛みがあり、その治療をして動かさないとどうぞでした。しかし、アパート入居の直後から足の手術、リウマチ治療、肺結核と入退院の繰り返しになります。とにかく寝まぬ性格で、便箋に何枚も長い手紙を書いてはたひたひた送って来ました。まず診察で台まつ、薬袋や薬のりきょうで、カ

先は必ず明記してください。nippon.co.jp 編集・労働取材班

生きる



(次回80頁) 稲葉剛代表理事と中村健准教授のインタビューを掲載予定

ニュース 新聞

12種のビタミン

大人のための粉ミルクで 摂りたい栄養

雪印ピーンスターフ(株)

50代からの健康維持に、不足しがちな栄養分をぎゅっと凝縮。いつもの食事に混ぜるだけで毎日をサポートしてくれる。粉ミルク型の栄養補助食品です。

5gのたんぱく質(1食当たり)

カルシウム 8種のミネラル

大人のための粉ミルクで 摂りたい栄養

2021年6月20日

社説

著者
東京人

やまだ・やすひろ 1967年東京都生まれ。筑波大学院歴史人類学研究所中退。博士(文学)。土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム学芸員。国立歴史民俗博物館教授などを経て、2020年より現職。

施設整備が不十分なものも見受けられる。これらの遺跡の整備をどのように行い、情報発信をし、活用につなげていくかといった点は、今後大きな課題となるだろう。関係者のさらなる努力を望みたい。

化が進む。海面上昇や災害の激甚化、乱獲や違法・無報告・無規制(IUU)漁業による漁業資源の減少など、海はさまざまな危機に

笹川平和

「海の危機」解決に力を

国連の持続可能な開発目標(SDGs)の中でも「豊かな海を守る」ことが2030年までの世界的な共通ゴールとされている。

元法相に実刑 安倍氏は任命責任果たせ

法務行政のトップにあつた者が民主主義の根幹である選挙をゆがめた罪で懲役3年の実刑を言い渡された。政治家として倫理観のかけらもつかがない大規模な買収だ。

刑が相当」と一蹴した。

なお解消されていない。

供に関する質問を「党の内部のこと」と言い放つて遮った。

公正取引委員会が携帯電話市場の調査報告書をまとめた。

2019年の参院選広島選挙区を巡る公選法違反事件で、元法相の河井克行被告は立候補した妻の当選を図るため、地元議員ら100人に計約2870万円を配り買収したと東京地裁の判決が認定した。

河井元法相は公判途中で当初の無罪主張を翻して買収目的を認め、衆院議員を辞職した。有罪でも実刑を回避する狙いが透けたが、判決は「相当期間の実刑が相当」と一蹴した。

先月、一階俊博幹事長が資金提供の責任は自身と党総裁だった安倍氏にあるとの考えを示したが、安倍氏は沈黙を守っていた。自民党には多額の政党交付金が出ている。提供に至った判断や経緯をつまびらかにするところが、公党としても、それを率いた者としても当然だろう。

一方、検察の事件処理には疑問も残る。買収された側の地方議員らは今のところ一人も起訴されていない。河井氏の弁護側は検察の主張に沿う証言をさせ

A 2018年にも調査報告書を公表しています。その時は、携帯端末を自社回線以外で使えない「SIMロック」について、利用者が携帯会社を乗り換える妨げとなり「独占禁止法上問題となる恐れがある」と明記しました。

河井元法相は公判途中で当初の無罪主張を翻して買収目的を認め、衆院議員を辞職した。有罪でも実刑を回避する狙いが透けたが、判決は「相当期間の実刑が相当」と一蹴した。

先月、一階俊博幹事長が資金提供の責任は自身と党総裁だった安倍氏にあるとの考えを示したが、安倍氏は沈黙を守っていた。自民党には多額の政党交付金が出ている。提供に至った判断や経緯をつまびらかにするところが、公党としても、それを率いた者としても当然だろう。

一方、検察の事件処理には疑問も残る。買収された側の地方議員らは今のところ一人も起訴されていない。河井氏の弁護側は検察の主張に沿う証言をさせ

一方、検察の事件処理には疑問も残る。買収された側の地方議員らは今のところ一人も起訴されていない。河井氏の弁護側は検察の主張に沿う証言をさせ

公正取引委員会が携帯電話市場の調査報告書をまとめた。

河井元法相は公判途中で当初の無罪主張を翻して買収目的を認め、衆院議員を辞職した。有罪でも実刑を回避する狙いが透けたが、判決は「相当期間の実刑が相当」と一蹴した。

先月、一階俊博幹事長が資金提供の責任は自身と党総裁だった安倍氏にあるとの考えを示したが、安倍氏は沈黙を守っていた。自民党には多額の政党交付金が出ている。提供に至った判断や経緯をつまびらかにするところが、公党としても、それを率いた者としても当然だろう。

一方、検察の事件処理には疑問も残る。買収された側の地方議員らは今のところ一人も起訴されていない。河井氏の弁護側は検察の主張に沿う証言をさせ

一方、検察の事件処理には疑問も残る。買収された側の地方議員らは今のところ一人も起訴されていない。河井氏の弁護側は検察の主張に沿う証言をさせ

公正取引委員会が携帯電話市場の調査報告書をまとめた。

河井元法相は公判途中で当初の無罪主張を翻して買収目的を認め、衆院議員を辞職した。有罪でも実刑を回避する狙いが透けたが、判決は「相当期間の実刑が相当」と一蹴した。

先月、一階俊博幹事長が資金提供の責任は自身と党総裁だった安倍氏にあるとの考えを示したが、安倍氏は沈黙を守っていた。自民党には多額の政党交付金が出ている。提供に至った判断や経緯をつまびらかにするところが、公党としても、それを率いた者としても当然だろう。

一方、検察の事件処理には疑問も残る。買収された側の地方議員らは今のところ一人も起訴されていない。河井氏の弁護側は検察の主張に沿う証言をさせ

一方、検察の事件処理には疑問も残る。買収された側の地方議員らは今のところ一人も起訴されていない。河井氏の弁護側は検察の主張に沿う証言をさせ

公正取引委員会が携帯電話市場の調査報告書をまとめた。

河井元法相は公判途中で当初の無罪主張を翻して買収目的を認め、衆院議員を辞職した。有罪でも実刑を回避する狙いが透けたが、判決は「相当期間の実刑が相当」と一蹴した。

先月、一階俊博幹事長が資金提供の責任は自身と党総裁だった安倍氏にあるとの考えを示したが、安倍氏は沈黙を守っていた。自民党には多額の政党交付金が出ている。提供に至った判断や経緯をつまびらかにするところが、公党としても、それを率いた者としても当然だろう。

一方、検察の事件処理には疑問も残る。買収された側の地方議員らは今のところ一人も起訴されていない。河井氏の弁護側は検察の主張に沿う証言をさせ

一方、検察の事件処理には疑問も残る。買収された側の地方議員らは今のところ一人も起訴されていない。河井氏の弁護側は検察の主張に沿う証言をさせ

公正取引委員会が携帯電話市場の調査報告書をまとめた。

2021年6月26日

社説

香港紙の廃刊

言論封じた中国の「暴政」

なごり構わない中国の言論封殺で、香港に高度な自治を保障する「一国二制度」は終焉を迎えたと断言していいだろう。

中国共産党に批判的な論調の香港紙、蘋果日報(リンゴ日報)が廃刊に追い込まれた。

香港国家安全維持法(国安法)違反容疑で主筆や編集長ら幹部が次々と逮捕され、関連会社の資産まで凍結となり、経営が行き詰まったという。

幹部の逮捕容疑を警察は「外国勢力との結託による国家安全危害兵諜」と主張した。実際は中国本土と同様に統治体制への異論を一切認めず、民主派のとりこである報道機関の息の根を

止めるのが狙いである。

同紙は最後まで24日付紙面で「報道の自由は暴政の犠牲となった」と訴えた。

香港メディアは従来、言論統制の厳しい中国本土では報じられない共産党政権の内情や人権侵害などを伝え、中国情勢に関する国際的な情報源の役割も担ってきた。

2012年に習近平指導部が発足して以降、中国系資本が入り、中国寄りの論調に傾く香港メディアが相次いだ。その中で強まる当局の圧力にひるまず、強権統治を非難し、香港の民主化と自由を訴える主張を貫いたのが蘋果日報だった。

中国共産党は7月1日に創設100年の節目を迎える。強権統治の正統性を守るため、本土の体制批判に火を付けかねない香港紙を葬り去って「愛国者による香港統治」を完成させたいのだろう。

国安法に基づく一連の弾圧は昨年6月の同法制定当初から懸念されていた。これまで逮捕されたメディア関係者や民主派活動家らは110人超を数える。

法の支配という理念に背く乱用であり、人権侵害も甚だしい。香港では既に選挙制度も骨抜きにされている。今年に入り、香港政府トップの行政長官や立法會議会議員には当局が「愛

国者」と認めない限り立候補できないようになった。

言論の自由は健全な民主社会を支える基本的な権利である。それを力づくで奪って押し付ける「中国化」は、英国からの香港返還に際し、中国が約束した「一国二制度」とは全く相いれないものだ。

国際社会で高まる批判に中国は「内政干渉」と反発するが、そうした態度は中国への不信と警戒を増幅させるだけだろう。

蘋果日報の最終号は100万部が刷られ、買い求める長蛇の列ができた。圧力にも屈せず自由で多様性のある社会を希求する強い意志の表れだ。そんな香港市民の願いを尊重するよう、日本をはじめ国際社会は中国に強く要求し続けねばならない。

大豆を原料にした代替肉や、風味豊かなコオロギせんべい。2020年度版の「農業白書は、食と農業の新たな可能性として食料(フード)と技術(テクノロジ)を融合させた「フードテック」を取り上げた。世界の投資額は年間2兆円を超えている。日本も官民挙げた取り組みで、健康や環境志向の新市場創出を目指す。

代替肉は肉の代わりに大豆由来の植物性タンパクなどを使った加工食品を指す。世界的な人口増加と経済発展でタンパク質の需要が拡大していく中、持続可能な食料供給の



「コロナ時代の食と農」

開くと、今はいやな目に目に入る「つぶしてたまるか」の紙。効果は大鼓判である。(福岡市早良区)

心が洗われた
ブータン映画
宮崎 毅 79

コロナ禍で見た映画「ブ

8日の「紅血」、川浪美津子さまの投稿「図書館へ行く」を興味深く読みました。図書館をよく利用します。先日は東野圭吾氏の著書「希望の糸」を予約して10カ月待ってやっと読むことができました。

図書館に行っても、借り

す。こんなときこそ図書館に足を運んで、とっておきの一冊を探してみませんか。(佐賀県鳥栖市・主婦)

ベンチの様子
あれこれ観察
田口 丹美 71

ソフトバンクホークスの

く頭を下げて出ていく。選り、一番茶摘み、そして田植えと一年中で一番忙しい時期だ。先日、田植えも無事終了し、還暦を迎えた妻と共に今年もなんとか乗り切った。

昔と比べると茶摘みも田植えも機械化が進み、農作業もずいぶんと楽になっ

その息子たちは農業を継ぐ気はなく、今後わが家の農業はどうなるのか今のところ不透明だ。長年わが家の農業を懸命に守ってきたくれた妻に感謝しつつ、2人でできる限り農業を続けていこうと思う。

(福岡県八女市・農業)

土地利用規制法成立

経済、思想の自由残る懸念

自衛隊基地や国防離島、原発周辺の土地利用の実態を調査し、妨害行為への中止勧告や命令が可能になる土地利用規制法が成立した。菅義偉首相は「独立国家として当たり前のことだ」と述べ、安全保障上の措置と強調する。ただ刑事罰も盛り込まれており、国会審議で論議となった経済活動や思想の自由侵害への懸念は残ったままだ。来年4月施行に向け、山積する検討課題をまとめた。

定義や対象定まらず

来年4月施行 実効性に疑問の声も

新法では、自衛隊基地などになった。自衛隊司令部などといった重要施設の周囲約1キロの周辺は「特別注視区域」を「注視区域」に指定。土地所有者の情報を政府に事前届け出も義務付けられる。分析できるような

今後この規制や調査の区域を指定の中止勧告の対象となる行為を具体的に明示。土地利用状況に関する調査などを検討する。結果

- 土地利用規制法の施行に向けた政府の主な検討課題
- ・「重要施設」の定義
 - ・「注視区域」「特別注視区域」の指定
 - ・中止勧告の対象となる具体的な妨害行為
 - ・土地利用調査の対象と方法
 - ・土地等利用状況審議会委員(内閣府)の任命

を基本方針として、閣議決定し一部は政令として定める。対象となる区域に関し政府は手厳格とする見解だ。経済的、社会的観点を踏ま

えて決定する。防衛省本省(東京都新宿区)のまじりに日本の守りの「本丸」である。周辺は住宅や商業施設学校が密集しており指定からは外れる見通しだ。

利用調査の対象となることや届け出の煩わしさから自治体や住民の反発も予想される。政府関係者は「人口の多い首都圏などで住宅地に近い防衛施設周辺は当面、見送られる」との見方を示す。

要とみられる施設が対象外なことに実効性を疑問視する向きもあるが、そもそも重要施設の定義があいまいで定まっていない。将来的に政府は鉄道や放送局も対象になる可能性も示唆している。

どういった行為が重要施設への妨害に当たり、中止勧告や命令の対象になるかも検討項目だ。

中止の命令に従わなければ罰則が科されるため、基地や原発周辺でデモ活動を展開する市民団体の警戒心は強い。野党は「市民団体の自由な活動の確保」を要求する。

デモに関し小此木八郎領土問題担当相は「中止勧告の対象となる」とは言えない」と明言するが、自衛隊基地などへの機材搬入阻止に「区域内にある土地を利用者がそうした行為を恒常的に行っている場合は勧告、命令を出す」とあり得るとした。野党は「住民を分断しかねない」と早くも反発を浴びむ余力があるとして、対象を明らかにするよう求め

調査の対象や方法も未確定だ。不動産登記簿や住民基本台帳といった行政機関が持つ情報を収集し、現地視察調査で所有者の氏名や住所、国籍、利用状況を調べる。

政府は「土地に対する権限を持っていない」(内閣官房担当相)として、市民活動の参加者を調査対象外とする一方、土地の工事を知り得る」と調査対象になるとしており、その線引きには不透明さが残る。住民からの情報を奪う窓口を設置する方針も明らかに

報告書は、生態系の破壊につながるような補助金の廃止や、炭素税など環境保全の動機づけになるような制度の導入を各国政府に勧告した。



費減税で立民迷走

秋まである次期衆院選の争点になるか注目される消費税減税を巡り、立憲民主主義が迷走している。枝野幸男代表が衆院本会議で、新型コロナウイルス禍の経済対策として、消費税率5%への時限的な引き下げに初めて言及。しかし直後の記者団の取材には、公約に掲げることの消極的な姿勢を示した。「野党共闘の旗印にすべきだ」「実現可能性が低いから公約にすべきでない」。党内も意見が割れている。なほ、この事態に陥ったのか。

枝野氏が消費税減税を打ち出したのは、15日あった内閣不信任決議案提出の趣旨説明。「国会と国民の理解を得ながら、税率5%への時限的な消費税減税を目指す」と表明した。

ただ、枝野氏は本会議直後

枝野氏が消費税減税を打ち出したのは、15日あった内閣不信任決議案提出の趣旨説明。「国会と国民の理解を得ながら、税率5%への時限的な消費税減税を目指す」と表明した。

ただ、枝野氏は本会議直後

5月末、消費税率5%への引き下げを求める提言を発表。共同会長を務める立民の馬淵浩平元国土交通相は「野党が旗印として減税を掲げれば結果として総選挙に臨むことができ、大きな成果が得られる」と訴えた。

これに呼応し、減税に慎重な立民議員の間でも、次期衆院選を目前に「将来的に手足を縛られない」「コロナ禍の時限的減税なら言ってもいい」(中堅)と容認する雰囲気も広がった。

枝野氏は不快感を示す半面、「次第に迫り込まれていく」(党内の閣僚経験者)という。

「消費税率5%」に踏み込

消費税減税に否定的なことに加えて、旧民主党政権時代のトラウマがあると思われる。米軍普天間飛行場の沖縄県外移設や「埋蔵金」活用による財源捻出など、2009年の政権交代選挙で掲げた目玉政策が破綻。国民の失望を買い、陥落した。

ある党幹部は「実現が難しいことを夢見させてはいけない。政権時代の教訓だ」。別の幹部は消費税減税の争点化によって財源論に火が付くことを警戒。「旧民主主義は言い切ること」で失敗した」と振り返り、枝野氏の「あいまい戦術」に理解を示す。

だが、消費税政策は国民の生活に密着する基本政策だ。枝野氏はその説明姿勢こそ

党内外で圧力あいまい戦術

持論の転換も取れる発言をしたのは、衆院選が近づき消費税減税を唱える共産、国民民主両党との共同歩調を求める党内外の圧力が高まったからだ。

枝野氏、5%明言「選挙公約」は否定

枝野氏が消費税減税を打ち出したのは、15日あった内閣不信任決議案提出の趣旨説明。「国会と国民の理解を得ながら、税率5%への時限的な消費税減税を目指す」と表明した。

ただ、枝野氏は本会議直後

5月末、消費税率5%への引き下げを求める提言を発表。共同会長を務める立民の馬淵浩平元国土交通相は「野党が旗印として減税を掲げれば結果として総選挙に臨むことができ、大きな成果が得られる」と訴えた。

これに呼応し、減税に慎重な立民議員の間でも、次期衆院選を目前に「将来的に手足を縛られない」「コロナ禍の時限的減税なら言ってもいい」(中堅)と容認する雰囲気も広がった。

枝野氏は不快感を示す半面、「次第に迫り込まれていく」(党内の閣僚経験者)という。

「消費税率5%」に踏み込

5月末、消費税率5%への引き下げを求める提言を発表。共同会長を務める立民の馬淵浩平元国土交通相は「野党が旗印として減税を掲げれば結果として総選挙に臨むことができ、大きな成果が得られる」と訴えた。

これに呼応し、減税に慎重な立民議員の間でも、次期衆院選を目前に「将来的に手足を縛られない」「コロナ禍の時限的減税なら言ってもいい」(中堅)と容認する雰囲気も広がった。

枝野氏は不快感を示す半面、「次第に迫り込まれていく」(党内の閣僚経験者)という。

「消費税率5%」に踏み込

5月末、消費税率5%への引き下げを求める提言を発表。共同会長を務める立民の馬淵浩平元国土交通相は「野党が旗印として減税を掲げれば結果として総選挙に臨むことができ、大きな成果が得られる」と訴えた。

これに呼応し、減税に慎重な立民議員の間でも、次期衆院選を目前に「将来的に手足を縛られない」「コロナ禍の時限的減税なら言ってもいい」(中堅)と容認する雰囲気も広がった。

枝野氏は不快感を示す半面、「次第に迫り込まれていく」(党内の閣僚経験者)という。

「消費税率5%」に踏み込

5月末、消費税率5%への引き下げを求める提言を発表。共同会長を務める立民の馬淵浩平元国土交通相は「野党が旗印として減税を掲げれば結果として総選挙に臨むことができ、大きな成果が得られる」と訴えた。

これに呼応し、減税に慎重な立民議員の間でも、次期衆院選を目前に「将来的に手足を縛られない」「コロナ禍の時限的減税なら言ってもいい」(中堅)と容認する雰囲気も広がった。

枝野氏は不快感を示す半面、「次第に迫り込まれていく」(党内の閣僚経験者)という。

「消費税率5%」に踏み込

候補予想者顔触れ

保守王国・九州 1強は

佐賀 自民VS立民 一騎打ち

固まる

7自 14自
之部科学副大臣自
野部施設運営立
7自 14自
也方創生担当自
現
立 新

全4選挙区で自民と野党の対決構
図が固まった。
1区は国民現職の西岡、比例復活
した自民現職の西岡と共産新人安江
の争い。西岡は希望から立候補した
前回、福岡に1万5200票差で初当
選し、今回は立民との選挙協力の構

選挙区名に続
12017年(17)、
当選者の党派
名、年齢、肩
書、現元
変更により小
と票は変更前
が困難なた

▼1区 (4人) 17自 14無	井上 貴博59歳財務相補佐官	自民	現
坪田 晋37歳社会保険労務士	立共	新	
木村 拓史35歳県医労連役員	立共	新	
山本 剛正49歳県経産理事	無	元	
▼2区 (3人) 17自 14自	鬼木 誠48歳厚労部会長代理	自民	現
稲富 修二50歳衆院法務委員長	立	現	
新開 崇司50歳コンサル会社役員	維	新	
▼3区 (2人) 17自 14自	古賀 篤48歳組運副本部長	自民	現
山内 廣一47歳県代表	立	現	
▼4区 (4人) 17自 14自	宮内 秀樹58歳農林水産副大臣	自	現
森本 慎太郎42歳通信会社員	立	新	
阿部 弘樹59歳医師	維	社	
竹内 信昭68歳高校教諭	社	新	
▼5区 (4人) 17自 14自	原田 義昭76歳環境相	自民	現
堤 かなめ60歳議員	立共	新	
古賀 新悟56歳筑紫野市議	無	新	
栗原 涉55歳県会議長	無	新	
▼6区 (2人) 17自 14自	鳩山 二郎42歳国土交通政務官	自	現
河野 一弘48歳地区常任委員	立共	新	
▼7区 (3人) 17自 14自	藤丸 敏61歳財務金融委員長	自	現
青木 剛志50歳党総支部長	立	新	
江口 学46歳区国政責任者	立共	新	
▼8区 (3人) 17自 14自	麻生 太郎80歳副総理兼財務相	自民	現
河野 祥子40歳地方市議	自	共	
大島 九州男60歳参院議員	立	新	
▼9区 (3人) 17自 14自	三原 朝彦74歳拉致特委委員長	自	現
真島 省三58歳党中央委員	立共	元	
緒方 林太郎48歳外務省課長補佐	無	元	
▼10区 (3人) 17自 14自	山本 幸三72歳地方創生担当相	自	現
城井 康47歳文部科学政務官	立	現	
西田 主税59歳環境省職員	維	新	
▼11区 (3人) 17自 14自	武田 良太53歳総務相	自	現
志岐 玲子67歳県代表	立	新	
村上 智徳51歳経済産業省室長	無	新	

全11選挙区を独占している自民
はいずれも現職が立候補を準備。
注目は5区で、新人の自民現職と
の保守分裂の可能性が高まっている。
立民は現新計7人が出馬を予定し、
空白区の一部でも擁立を模
索。共産、維新、社民も複数区で
擁立を決めており、野党の選挙協
力は一部でまとまっている。

5区は自民現職の原田と自民
議の新人泉原が一步も引かず、党
本部や県連の調整も難航してい
る。立民は、立候補予定だった新
人の辞退を受け、立民現職の新人
堤の擁立を決定。共産は新人古賀
を立てる。

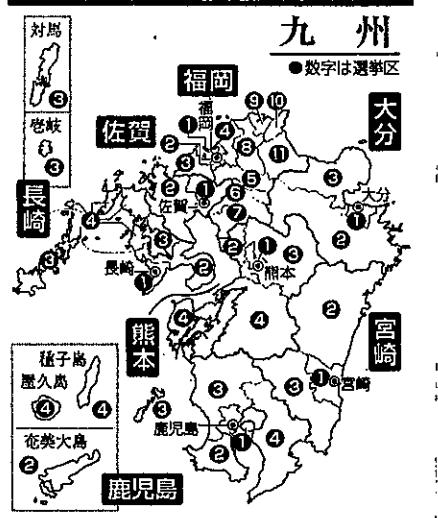
激戦が見込まれる2区は、自民
現職の鬼木と、比例で復活した立
民現職の稲富がしのぎを削る中、
維新新人の新開も各票を争い、
3区は自民古賀
と比例復活した立山内の現職岡
と比例復活した立山内の現職岡

新人の河野が対決する。
野党共闘は今のところ限定的。
1、5、7区で立民と共産、4区
で立民と社民がそれぞれ新人を擁
立。8区は共産と立民が新人を擁
立。11区は野党は自民だけだ
が、前回希望で落選した新人が無
所属で出馬を予定する。

（黒石規之）
「民」は民主党、「イ」は維
新の党、「生」は生活の党、
「次」は次世代の党。
▼自民党派略略称 固=細
田派、固=麻生派、固=竹
田派、固=二階派、固=岸
田派、固=石破派、固=石原
派、固=無所属、空白は所属
未定。

福岡 5区 自民分裂は不可避

衆議院の任期満了(10月21日)まで
約4カ月。九州7県でも次期衆議院選を見
据えた準備が加速している。2017年
10月の前回は、全11選挙区のうち27選
挙区で自民が勝利。新型コロナウイルス
対策で逆風が強まる自民は支持固めを急
ぎ、野党は候補擁護調整などによる共闘で
巻き返しを狙う。公明は九州・沖縄では
比例に専念し、14年以來の4議席を目指
す。現時点で予想される立候補者の顔触
れと情勢をまとめた。



■自 民(1人)	17年7人	14年8人	
	今村 雅弘74歳復興相		現
■公 明(5人)	17年3人	14年4人	
	江田 康幸65歳環境副大臣		現
■共 産(4人)	17年1人	14年2人	
	赤嶺 政賢73(沖 縄1)		現
	田村 貴昭60(党中央委員)		現
	真島 省三58(福 岡9)		元
	松崎 真琴63(鹿児島2)		新

ゴルフコース
アクアガーデン
福岡で夏のフルーツ

フランス料理 6,500円以上
「梓屋」のコース料理
1kg

宗像大社
沖ノ島海上選擇
世界遺産
沖ノ島遊覧クルーズ
宗像の海の幸を堪能

2017年 衆議院選 選挙区・福岡県 投票率 53.7%

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党
1	97777	51063	35870	14168
%	49.17	25.68	18.04	7.12

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党
2	109098		100938	17594
	47.93		44.34	7.73

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党
3	136499	94772		
	59.02	40.98		

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党	維新の会
4	104726			32340	51426
	55.56			17.16	27.28

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党
5	123758		96675	24715
	50.48		39.44	10.08

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党	幸福実現党
6	131244	43175		17451	6093
	66.3	21.81		8.82	3.08

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党
7	91477		48190	19953
	57.31		30.19	12.5

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党
8	135334			52027
	72.23			27.77

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党
9	91329		78833	29635
	45.71		39.46	14.83

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党
10	87674		80073	30792
	44.16		40.33	15.51

選挙区	自由民主党	立憲民主党	希望の党	日本共産党	社会民主党
11	81129		42335		22822
	55.46		28.94		15.6

2017年衆議院選 比例区・福岡県

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
1	103397	11378	88804	1035	204614

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
2	112671	11899	102515	1270	228355

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
3	115395	11643	104266	1372	232676

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
4	93837	13793	82741	1278	191649

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
5	123974	12462	109920	1567	247923

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
6	103932	8980	83122	2094	198128

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
7	83422	5572	70050	1369	160413

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
8	102714	6881	81919	1266	192780

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
9	95596	7478	96230	1147	200451

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
10	99483	8271	92004	1350	201108

選挙区	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計
11	74380	4397	65953	1278	146008

福岡県	与党自公	維新の会	野党	幸福実現党	計	投票率
全区	1108801	102754	976724	15026	2203305	53.31%